令和６年度

包括外部監査結果報告書

「指定管理者制度に関する事務の執行
及び対象施設の管理運営について」

徳島県包括外部監査人
梶　野　正　寛

目　次

第１章　包括外部監査の概要 1
１　外部監査の種類 1
２　選定した特定の事件の名称（テーマ） 1
３　監査を実施した期間 1
４　主な監査手続 1
５　監査従事者 1
６　利害関係 1
７　監査テーマ選定の理由 1
８　監査の着眼点 2
第２章　監査の対象等について 3
１　監査の対象となる指定管理者及び対象施設等について 3
２　運用マニュアル・モニタリング指針について 5
３　指摘・意見の対象について 5
第３章　対象施設の概要 6
１　徳島県立東部防災館について 6
２　徳島県立あすたむらんどについて 10
３　徳島県立人権教育啓発推進センター（あいぽーと徳島）について 14
４　徳島県青少年センターについて 18
５　徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター等）について 22
６　徳島県立木のおもちゃ美術館について 28
７　旧吉野川流域下水道について 32
８　徳島県藍場町地下駐車場・徳島県松茂駐車場について 36
９　徳島県立牟岐少年自然の家について 41
第４章　複数の対象施設に共通する事項に対する監査の結果・意見 46
１　指定管理の対象施設について 46
２　指定管理者の募集について 51
３　指定管理者の選定について 67
４　協定の内容等について 77
５　モニタリングについて 91
６　情報公開について 99

７　その他について 102
第５章　個別の対象施設に対する監査の結果・意見 115
１　東部防災館について 115
２　あすたむらんどについて 119
３　青少年センターについて 123
４　障がい者交流センター等について 126
５　木のおもちゃ美術館について 127
６　旧吉野川流域下水道について 129
７　藍場町地下・松茂駐車場について 135
第６章　総括 136
参考資料 137

第１章　包括外部監査の概要

１　外部監査の種類

地方自治法第２５２条の３７第１項及び徳島県外部監査契約に基づく監査に関する条例第２条に基づく包括外部監査

２　選定した特定の事件の名称（テーマ）

⑴　監査対象

指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について

⑵　監査対象機関

知事部局、企業局、教育委員会

⑶　監査の対象とした期間

令和５年度。ただし、必要な範囲で過年度及び令和６年度も対象とする。

３　監査を実施した期間

令和６年６月５日から令和７年３月２７日まで

４　主な監査手続

⑴　指定管理対象施設に関する資料（決裁文書、協定書、完了報告書ほか）の閲覧、分析

⑵　個別の指定管理対象施設の担当課（施設所管課）及び指定管理者制度全体を所管する財政課（制度所管課）からのヒアリング

５　監査従事者

⑴　包括外部監査人

弁　護　士　　梶　野　正　寛

⑵　包括外部監査人補助者

弁　護　士　　戸　田　順　也

公認会計士　　井　関　勝　令

６　利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第２５２条の２９に定める利害関係を有していない。

７　監査テーマ選定の理由

指定管理者制度は、公の施設に対する多様な住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを活用しつつ、住民サービ

ス向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを目的とする制度である。もっとも、本制度は、第三者に公の施設の管理運営を任せることになるため、制度の趣旨に則った適切な運用がなされなければ、かえって住民サービスの低下や不当な経費支出となりかねない。

徳島県では、平成１８年４月から本制度が導入され、平成２０年度に包括外部監査の対象となったが、その後１５年が経過し、制度導入施設や指定管理者も変化する中、本制度の重要性に鑑み改めて監査を実施することは有意義である。

以上の理由から、上記の監査テーマを選定した。

８　監査の着眼点

⑴　指定管理者制度が関係法令に準拠して適法適切に運用されているか。

⑵　指定管理者制度が効率的・経済的に運用されているか。

⑶　指定管理者制度及び対象施設の管理運営の有効性の検証や運用が適切に行われているか。

第２章　監査の対象等について

１　監査の対象となる指定管理者及び対象施設等について

令和５年４月１日時点で県が保有する公の施設１０３のうち指定管理者制度を採用する施設は４７、これらのうち複数の施設をまとめて１つの指定管理の対象とする施設群は３５ある。各施設や施設群にはそれぞれ担当部局、担当課（施設所管課）が存在するところ、担当部局は全部で１０となる。以上の詳細については、次頁の表のとおりである。また、公の施設の一覧表については、この報告書に参考資料として添付している。

〈指定管理者施設の一覧〉　　R5.4.1 現在

施　設　名	施設数	指定管理者名	指定期間		施設所管課	
東部防災館	1	ジオグラフィックデザイン・ シンコースポーツ四国共同事業体	10年	R5.4～R15.3	危機管理部	防災対策推進課
西部防災館	1	四国開発土木(株)	5年	R3.4～R8.3	危機管理部	防災対策推進課
産業観光交流センター	1	(一財)徳島県観光協会	5年	R3.4～R8.3	観光スポーツ文化部	にぎわい政策課
あすたむらんど	1	(株)ネオビエント	5年	R3.4～R8.3	観光スポーツ文化部	にぎわい政策課
大鳴門橋架橋記念館・渦の道	2	(株)ネオビエント (一財)徳島県観光協会	5年	R5.4～R10.3	観光スポーツ文化部	にぎわい政策課
美馬野外交流の郷	1	四国開発土木(株)	5年	R5.4～R10.3	観光スポーツ文化部	にぎわい政策課
出島野鳥公園	1	(株)コート・ベール徳島	5年	R5.4～R10.3	観光スポーツ文化部	にぎわい政策課
月見が丘海浜公園	1	(株)スタッフクリエイト	5年	H31.4～R6.3	観光スポーツ文化部	にぎわい政策課
日峯大神子広域公園・文化の森総合公園 ・蔵本公園・新町川公園	4	(公財)徳島県建設技術センター	5年	R3.4～ R8.3	観光スポーツ文化部	にぎわい政策課
鳴門ウチノ海総合公園・鳴門総合運動公園	2	鳴門市	5年	R3.4～ R8.3	観光スポーツ文化部	にぎわい政策課
航空旅客取扱施設	1	徳島空港ビル(株)	5年	R4.4～R9.3	観光スポーツ文化部	観光政策課
蔵本公園・鳴門総合運動公園・中央武道館	3	(公財)徳島県スポーツ協会	5年	R3.4～R8.3	観光スポーツ文化部	スポーツ振興課
郷土文化会館	1	(公財)徳島県文化振興財団	5年	R3.4～R8.3	観光スポーツ文化部	文化振興課
文学書道館	1	(公財)徳島県文化振興財団	5年	R3.4～R8.3	観光スポーツ文化部	文化振興課
阿波十郎兵衛屋敷	1	ＮＰＯ法人阿波農村舞台の会	5年	R4.4～R9.3	観光スポーツ文化部	文化振興課
埋蔵文化財総合センター	1	(公財)徳島県埋蔵文化財センター	5年	R5.4～R10.3	観光スポーツ文化部	文化資源活用課
男女共同参画総合支援センター （ホール、展示ギャラリー等を利用に供する業務等）	1	(一財)徳島県観光協会	5年	R3.4～R8.3	生活環境部	男女参画・人権課
男女共同参画総合支援センター (子育て支援業務)	1	(公財)徳島県勤労者福祉ネットワーク	5年	R3.4～R8.3	生活環境部	男女参画・人権課
人権教育啓発推進センター	1	ＮＰＯ法人徳島ヒューマンネット	5年	R4.4～R9.3	生活環境部	男女参画・人権課
佐那河内いきものふれあいの里	1	ＮＰＯ法人大川原	5年	R5.4～R10.3	生活環境部	サステナブル社会推進課
青少年センター	1	徳島県青少年センター共同事業体	5年	R5.4～R10.3	こども未来部	青少年・こども家庭課
総合福祉センター	1	(福)徳島県社会福祉事業団	5年	R5.4～R10.3	保健福祉部	地域共生推進課
障がい者交流プラザ （障がい者交流センター等）	1	(福)徳島県社会福祉事業団	5年	R5.4～R10.3	保健福祉部	障がい福祉課
障がい者交流プラザ （障がい者スポーツセンター）	1	岡田企画(株)	5年	R5.4～R10.3	保健福祉部	障がい福祉課
神山森林公園	1	徳島中央森林組合	5年	R5.4～R10.3	農林水産部	林業振興課
高丸山千年の森	1	(一社)かみかつ里山倶楽部	5年	R5.4～R10.3	農林水産部	林業振興課
木のおもちゃ美術館	1	(株)あわわ	4年6月	R3.10～ R8.3	農林水産部	林業振興課
富田浜第一・富田浜第二・幸町駐車場	3	(株)バル	5年	R5.4～R10.3	県土整備部	都市計画課
徳島県営団地 (名東(東)団地･万代町団地･津田松原団地)	3	徳島県営住宅ＰＦＩ(株)	19年8月	H26.8～ R16.3	県土整備部	住宅課
県営住宅(改良住宅)大麻団地	1	徳島県住宅供給公社	5年	R3.4～R8.3	県土整備部	住宅課
県営住宅(改良住宅)新浜町団地	1	亀井組グループ	15年1月	R5.3～R20.3	県土整備部	住宅課
旧吉野川流域下水道	1	旧吉野川流域下水道管理運営共同事業体	5年	H31.4～R6.3	県土整備部	水環境整備課
南部防災館	1	海陽町	5年	H31.4～R6.3	南部総合県民局	地域創生防災部＜美波＞
藍場町地下・松茂駐車場	2	(株)ティビィケイ	5年	R5.4～R10.3	企業局	経営企画戦略課
牟岐少年自然の家	1	岡田企画(株)	5年	R4.4～R9.3	教育委員会	生涯学習課
	47					

※施設所管課はR6.4.1現在

※岡田企画(株)は、令和6年2月にＯＫスポーツクラブ(株)に商号を変更

そこで、万代庁舎以外の部局（南部総合県民局）が担当する施設を除き、９つの担当部局ごとに施設群１つを抽出し、次の表に記載の施設を監査の対象とした。

対象施設	略称	番号
徳島県立東部防災館	東部防災館	対象施設１
徳島県立あすたむらんど	あすたむらんど	対象施設２
徳島県立人権教育啓発推進センター（あいぽーと徳島）	人権教育啓発推進センター	対象施設３
徳島県青少年センター	青少年センター	対象施設４
徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター等）	障がい者交流センター等	対象施設５
徳島県立木のおもちゃ美術館	木のおもちゃ美術館	対象施設６
旧吉野川流域下水道	旧吉野川流域下水道	対象施設７
徳島県藍場町地下駐車場・徳島県松茂駐車場	藍場町地下・松茂駐車場	対象施設８
徳島県立牟岐少年自然の家	牟岐少年自然の家	対象施設９

以下では、各対象施設につき、この表に記載の略称又は番号で記述していることがある。

２　運用マニュアル・モニタリング指針について

指定管理者制度に関し、徳島県（制度所管課）では、「指定管理者制度に係る運用マニュアル」及び「指定管理者制度導入施設に係るモニタリング指針」を策定している。

以下では、「指定管理者制度に係る運用マニュアル」を単に「運用マニュアル」と、「指定管理者制度導入施設に係るモニタリング指針」を単に「モニタリング指針」と、それぞれ記述していることがある。

なお、「運用マニュアル」及び「モニタリング指針」は、この報告書に参考資料として添付している。

３　指摘・意見の対象について

第４章及び第５章で述べる指摘・意見については、対象施設の番号又は対象となる課を付記している。全ての対象施設に共通するものについては、番号に代えて「全」と付記している。

第３章　対象施設の概要

１　徳島県立東部防災館について

【施設の概要】

⑴　名称

徳島県立東部防災館

⑵　所在地

徳島県徳島市東沖洲１丁目８

⑶　根拠条例

徳島県立東部防災館の設置及び管理に関する条例（令和４年徳島県条例第３９号）

⑷　施設所管課（令和６年度）

危機管理部防災対策推進課

⑸　供用開始時期

令和５年４月１日

⑹　施設概要・内容

（施設規模）

敷地面積	７，９８８．４２㎡
建築面積	４，９７３．６７㎡
延床面積	９，２６０．５５㎡

（主要施設）

メインコート、キッズパーク、スケートリンク、カフェスペース、学童施設、備蓄倉庫

⑺　利用者数（令和５年度）

年度	利用者数（人）
Ｒ５	５４，５０３

⑻　利用料金（令和５年度）

年度	利用料金（円）
Ｒ５	７，３３９，３７６

【指定管理の概要】

⑴　指定管理の開始時期

令和５年４月１日

⑵　指定管理の募集方法・申請者数

年度	募集方法	申請者数
Ｒ５～Ｒ１４	公募	１者

⑶　指定管理者の推移

年度	指定管理者
Ｒ５～Ｒ１４	ジオグラフィックデザイン・シンコースポーツ 四国共同事業体

⑷　指定管理料（令和５年度）

年度	指定管理料（円）
Ｒ５	１１６，９５０，０００

※県が指定管理者に支払う金額

【現在の指定管理の概要】

⑴　指定管理の期間

令和５年４月１日～令和１５年３月３１日

⑵　県が指定管理者に支払う指定管理料（基本協定締結時点における金額）

１，３５０，０００，０００円（１０年間合計）

⑶　指定管理の募集

ア　管理者募集のスケジュール

令和４年１０月２８日　　募集要項の公表
令和４年１０月２８日　　関係書類の配布開始
令和４年１１月　４日　　現地説明会参加申込の締切
令和４年１１月８、９日　現地説明会の開催
令和４年１１月３０日　　関係書類の配布終了
令和４年１１月２２日　　申請書類の受付
令和４年１２月　５日　　申請書類の提出の締切

イ　選定委員の構成（外部委員・内部委員の別及び役職）

区分	役職

外部	徳島大学　教授　環境防災研究センター長
外部	徳島大学　教授　人と地域共創センター長
外部	ＮＰＯ法人子育て支援ネットワークとくしま　理事長
外部	阿波池田商工会議所　副会頭
外部	徳島県社会保険労務士会　顧問
外部	税理士法人すばる会計　社員
内部	徳島県危機管理環境部　副部長

ウ　選定委員会の開催状況

第１回選定委員会　　令和４年１０月２６日
募集要項及び審査基準等の決定（書面開催）

第２回選定委員会　　令和４年１２月２１日
書類審査、面接審査実施・指定管理候補者の決定
（所要時間１時間３０分）

エ　プレゼン・面接の実施状況

面接審査実施

オ　審査基準・配点

審査項目	総合評価 （配点）
県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮 ・施設の管理運営方針 ・利用者ニーズの把握・分析と利用促進 ・防災啓発業務の企画・実施 ・自主事業 ・安全管理 ・管理運営体制等	適・否 （当初４０）
効率的な管理運営（経済性の追求） ・適正な維持管理 ・収支計画	適・否 （当初３０）
安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況 ・職員体制	適・否 （当初２０）

・法人等の主要業務実績一覧 ・一定の財政基盤（財務状況）	
その他、地域への貢献及び地域との連携等 ・地域への貢献 ・地域との連携 ・環境への配慮	適・否 （当初１０）
計	適・否 （当初１００）

カ　選定結果

団体名	総合評価
（指定管理者）ジオグラフィックデザイン・ シンコースポーツ四国共同事業体	適

２　徳島県立あすたむらんどについて

【施設の概要】

⑴　名称

徳島県立あすたむらんど

⑵　所在地

徳島県板野郡板野町那東字キビガ谷４５－２２

⑶　根拠条例

徳島県立あすたむらんどの設置及び管理に関する条例（平成１３年徳島県条例第１０号）

⑷　施設所管課（令和６年度）

観光スポーツ文化部にぎわい政策課

⑸　供用開始時期

平成１３年７月１日

⑹　施設概要・内容

（施設規模）

敷地面積	約２４３，５６５㎡
建築面積	１１，４３５．７２㎡
延床面積	１２，２４１．４８㎡

（主要施設）

子ども科学館、吉野川めぐり、探検の国、冒険の国、風車の丘、くつろぎ館等

⑺　利用者数の推移（平成２９年度～令和５年度）

年度	利用者数（人）
Ｈ２９	４３８，９１７
Ｈ３０	４３６，０９３
Ｒ１	４４８，３４１
Ｒ２	２７１，１１１
Ｒ３	３７２，４５５
Ｒ４	４３８，５６３
Ｒ５	４８４，３６７

⑻　利用料金の推移（平成２９年度～令和５年度）

年度	利用料金（円）
Ｈ２９	７９，１５５，２１０
Ｈ３０	７７，９２４，０４０
Ｒ１	７７，２９４，６５０
Ｒ２	３８，３１２，３５０
Ｒ３	５０，５６３，９７０
Ｒ４	６１，３０４，８５０
Ｒ５	７４，７３７，５９０

【指定管理の概要】

⑴　指定管理の開始時期

平成１８年４月１日

⑵　指定管理の募集方法・申請者数

年度	募集方法	申請者数
Ｈ１８～Ｈ２２	公募	２者
Ｈ２３～Ｈ２７	公募	１者
Ｈ２８～　Ｒ２	公募	１者
Ｒ３～　Ｒ７	公募	２者

⑶　指定管理者の推移

年度	指定管理者
Ｈ１８～Ｈ２２	株式会社ネオビエント
Ｈ２３～Ｈ２７	株式会社ネオビエント
Ｈ２８～　Ｒ２	株式会社ネオビエント
Ｒ３～　Ｒ７	株式会社ネオビエント

⑷　指定管理料の推移（平成２９年度～令和５年度）

年度	指定管理料（円）
Ｈ２９	６５６，２２３，０００
Ｈ３０	６５５，７６９，０００
Ｒ１	６６８，１２２，０００

Ｒ２	６５７，６９１，０００
Ｒ３	６４９，２４７，０００
Ｒ４	６４７，１９５，０００
Ｒ５	６４９，１６０，０００

※県が指定管理者に支払う金額

【現在の指定管理の概要】

⑴　指定管理の期間

令和３年４月１日～令和８年３月３１日

⑵　県が指定管理者に支払う指定管理料（基本協定締結時点における金額）

３，２０５，３２０，０００円（５年間合計）

⑶　指定管理の募集

ア　管理者募集のスケジュール

令和２年　７月１６日　　募集要項の公表
令和２年　７月１６日　　関係書類の配布開始
令和２年　７月２７日　　現地説明会参加申込の締切
令和２年　８月６、１１日　現地説明会の開催
令和２年　８月２６日　　関係書類の配布終了
令和２年　９月　２日　　申請書類の受付
令和２年　９月１６日　　申請書類の提出の締切

イ　選定委員の構成（外部委員・内部委員の別及び役職）

区分	役職
外部	徳島大学大学院　教授
外部	株式会社本家松浦酒造場　十代目蔵元
外部	公益社団法人徳島県労働者福祉協議会　常務理事
外部	税理士
内部	徳島県商工労働観光部　副部長

ウ　選定委員会の開催状況

第１回選定委員会　令和２年７月９日
　　募集要項及び審査基準の決定（所要時間１時間１５分）
第２回選定委員会　令和２年１０月２日

書類審査の実施・指定管理候補者の決定

（所要時間２時間４０分）

エ　プレゼン・面接の実施状況

プレゼン・質疑応答実施

オ　審査基準・配点

審査項目	配点
県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮 ・施設の管理運営方針 ・利用者ニーズの把握・分析と利用促進 ・自主事業	３０
効率的な管理運営（経済性の追求） ・収支計画	３０
安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況 ・適正な維持管理 ・管理運営体制 ・安全管理 ・環境への配慮	３０
地域への貢献及び地域との連携	１０
計	１００

カ　選定結果

団体名	得点
（指定管理者）株式会社ネオビエント	８５．６０点
Ａ団体	７５．６０点

３　徳島県立人権教育啓発推進センター（あいぽーと徳島）について

【施設の概要】

⑴　名称

徳島県立人権教育啓発推進センター

⑵　所在地

徳島県徳島市東沖洲２丁目１４　沖洲マリンターミナルビル内

⑶　根拠条例

徳島県立人権教育啓発推進センターの設置及び管理に関する条例（平成１８年徳島県条例第７１号）

⑷　施設所管課（令和６年度）

生活環境部男女参画・人権課

⑸　供用開始時期

平成１９年４月２８日

⑹　施設概要・内容

（施設規模・主要施設）

沖洲マリンターミナルビル１階

図書・展示・交流スペース、事務室（２０１．８３㎡）

倉庫（８．４９㎡）

⑺　利用者数の推移（平成２９年度～令和５年度）

年度	利用者数（人）
Ｈ２９	３９，２２０
Ｈ３０	４５，６５４
Ｒ１	４５，３２０
Ｒ２	２１，７９４
Ｒ３	３５，７０５
Ｒ４	４１，３２６
Ｒ５	５８，５４３

【指定管理の概要】

⑴　指定管理の開始時期

平成１９年４月１日

⑵　指定管理の募集方法・申請者数

年度	募集方法	申請者数
Ｈ１９～Ｈ２３	公募	２者
Ｈ２４～Ｈ２８	公募	１者
Ｈ２９～　Ｒ３	公募	３者
Ｒ４～　Ｒ８	公募	１者

⑶　指定管理者の推移

年度	指定管理者
Ｈ１９～Ｈ２３	特定非営利活動法人ヒューマンライツ文化・福祉ネットワーク
Ｈ２４～Ｈ２８	特定非営利活動法人ヒューマンライツ文化・福祉ネットワーク
Ｈ２９～　Ｒ３	特定非営利活動法人徳島ヒューマンネット
Ｒ４～　Ｒ８	特定非営利活動法人徳島ヒューマンネット

⑷　指定管理料の推移（平成２９年度～令和５年度）

年度	指定管理料（円）
Ｈ２９	６２，６４０，０００
Ｈ３０	６２，６４０，０００
Ｒ１	６３，８００，０００
Ｒ２	６３，８００，０００
Ｒ３	６３，８００，０００
Ｒ４	６１，６００，０００
Ｒ５	６１，６００，０００

※県が指定管理者に支払う金額

【現在の指定管理の概要】

⑴　指定管理の期間

令和４年４月１日～令和９年３月３１日

⑵　県が指定管理者に支払う指定管理料（基本協定締結時点における金額）

３０８，０００，０００円（５年間合計）

⑶　指定管理の募集

ア　管理者募集のスケジュール

令和３年　７月１６日　　募集要項の公表

令和３年　７月１６日　　関係書類の配布開始

令和３年　８月　６日　　現地説明会参加申込の締切

令和３年　８月１８日、２０日　現地説明会の開催

令和３年　８月２６日　　関係書類の配布終了

令和３年　９月　２日　　申請書類の受付

令和３年　９月１６日　　申請書類の提出の締切

イ　選定委員の構成（外部委員・内部委員の別及び役職）

区分	役職
外部	株式会社あわわ　会長
外部	日本労働組合総連合会徳島県連合会中央地域協議会　事務局長
外部	税理士
外部	徳島文理大学　名誉教授
内部	徳島県未来創生文化部　副部長

ウ　選定委員会の開催状況

第１回選定委員会　令和３年７月７日

募集要項及び審査基準の決定（所要時間１時間）

第２回選定委員会　令和３年１０月１３日

書類審査の実施・指定管理候補者の決定（所要時間１時間）

エ　プレゼン・面接の実施状況

面接審査実施

オ　審査基準・配点

審査項目	総合評価 （配点）
県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮 ・施設の管理運営方針 ・人権教育啓発に関する事業等の企画・実施 ・利用者ニーズの把握・分析と利用促進等	適・否 （当初４５）
効率的な管理運営（経済性の追求） ・管理運営経費の縮減 ・収支計画	適・否 （当初２０）

安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況 ・組織体制の整備 ・適正な維持管理 ・管理運営基盤等 ・安全管理等	適・否 （当初２５）
地域への貢献及び地域との連携など ・地域への貢献 ・人権教育啓発に関する団体等との交流・連携	適・否 （当初１０）
計	適・否 （当初１００）

カ　選定結果

団体名	総合評価
（指定管理者）特定非営利活動法人徳島ヒューマンネット	適

４　徳島県青少年センターについて

【施設の概要】

⑴　名称

徳島県青少年センター

⑵　所在地

徳島県徳島市寺島本町西１丁目５番地　アミコビル９階及び屋上部分

⑶　根拠条例

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例(昭和４８年徳島県条例第４８号)

⑷　施設所管課（令和６年度）

こども未来部青少年・こども家庭課

⑸　供用開始時期

昭和４９年１月１３日

⑹　施設概要・内容

（施設規模）

アミコビル９階約１，７７０㎡、屋上約８４０㎡

（主要施設）

スポーツコート、大会議室、小会議室、講師控室、音楽室・ダンススタジオ、和室、デジタルスタジオ、フィットネスジム、個室音楽室、卓球室など

⑺　利用者数の推移（平成２９年度～令和５年度）

年度	利用者数（人）
Ｈ２９	２０６，７２９
Ｈ３０	２４４，３７１
Ｒ１	２４７，０３７
Ｒ２	１４６，６１６
Ｒ３	１０４，５３０
Ｒ４	５４，２４８
Ｒ５	１３７，４４６

⑻　利用料金の推移（平成２９年度～令和５年度）

年度	利用料金（円）

Ｈ２９	３１，３８２，０００
Ｈ３０	３２，１９３，０００
Ｒ１	３１，７２４，０００
Ｒ２	２１，３８３，０００
Ｒ３	１５，９６０，０００
Ｒ４	７，３９０，０００
Ｒ５	１４，６９５，０００

【指定管理の概要】

⑴　指定管理の開始時期

平成１８年４月１日

⑵　指定管理の募集方法・申請者数

年度	募集方法	申請者数
Ｈ１８～Ｈ１９	非公募	１者
Ｈ２２～Ｈ２９	公募	３者
Ｈ３０～　Ｒ３	公募	２者
Ｒ３～　Ｒ４	非公募 （再度指定）	１者
Ｒ５～　Ｒ９	公募	１者

※Ｈ２０．４～２２．３　改修のため削除

⑶　指定管理者の推移

年度	指定管理者
Ｈ１８～Ｈ１９	財団法人徳島県青少年協会
Ｈ２２～Ｈ２９	徳島県青少年センターＰＦＩ株式会社
Ｈ３０～　Ｒ３	徳島県青少年センター共同事業体
Ｒ３～　Ｒ４	徳島県青少年センター共同事業体
Ｒ５～　Ｒ９	徳島県青少年センター共同事業体

⑷　指定管理料の推移（平成２９年度～令和５年度）

年度	指定管理料（円）
Ｈ２９	８８，５９１，０００

Ｈ３０	８５，８１４，０００
Ｒ１	８７，４０３，０００
Ｒ２	９８，６３６，４６０
Ｒ３	７１，４５６，３９０
Ｒ４	５６，９４３，０００
Ｒ５	５６，９４３，０００

※県が指定管理者に支払う金額

【現在の指定管理の概要】

⑴　指定管理の期間

令和５年４月１日～令和１０年３月３１日

⑵　県が指定管理者に支払う指定管理料（基本協定締結時点における金額）

２８４，７１５，０００円（５年間合計）

⑶　指定管理の募集

ア　管理者募集のスケジュール

令和４年　７月１９日　　募集要項の公表

令和４年　７月１９日　　関係書類の配布開始

令和４年　８月２５日　　現地説明会参加申込の締切

令和４年　８月３０日　　現地説明会の開催

令和４年　８月３０日　　関係書類の配布終了

令和４年　９月　６日　　申請書類の受付

令和４年　９月２０日　　申請書類の提出の締切

イ　選定委員の構成（外部委員・内部委員の別及び役職）

区分	役職
外部	株式会社あわわ　会長
外部	公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク　理事長
外部	税理士
外部	徳島大学医学部　国際コーディネーター
内部	徳島県未来創生文化部　副部長

ウ　選定委員会の開催状況

第１回選定委員会　　令和４年７月１２日

募集要項及び審査基準の決定（所要時間１時間）

第２回選定委員会　令和４年１０月５日

書類審査の実施・指定管理候補者の決定（所要時間２時間）

エ　プレゼン・面接の実施状況

面接審査実施

オ　審査基準・配点

審査項目	総合評価 （配点）
財政基盤等 ・財務状況 ・過去の実績	適・否 （当初１０）
利用者へのサービス向上と施設の有効活用の発揮 ・施設の管理運営方針 ・利用者ニーズの把握・分析と利用促進 ・施設を有効に活用した事業の企画・実施	適・否 （当初５０）
効率的な管理運営 ・適正な維持管理 ・収支計画	適・否 （当初２０）
安定した管理のための組織体制 ・組織体制の整備	適・否 （当初１０）
地域との連携、安全管理、環境への配慮 ・地域との連携、安全管理、環境への配慮	適・否 （当初１０）
計	適・否 （当初１００）

カ　選定結果

団体名	総合評価
（指定管理者）徳島県青少年センター共同事業体	適

５　徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター等）について

【施設の概要】

⑴　名称

徳島県立障がい者交流プラザのうち、「障がい者交流センター」及び「視聴覚障がい者支援センター」　（略して「障がい者交流センター等」と呼称）

⑵　所在地

徳島県徳島市南矢三町２丁目１－５９

⑶　根拠条例

徳島県立障がい者交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成１７年徳島県条例第７４号）

⑷　施設所管課（令和６年度）

保健福祉部障がい福祉課

⑸　供用開始時期

平成１８年４月１日

⑹　施設概要・内容

（施設規模）

敷地面積	１０，３０９．２２㎡
建築面積	４，２０１．８１㎡
延床面積	７，６８３．３３㎡

（スポーツ館・付属棟等を含む。）

（スポーツ館・付属棟等を含む。）

内訳：交流センター　２，６３０．２８㎡（目的外使用許可部分を除く）

支援センター　１，５５１．２７㎡（目的外使用許可部分を除く）

構　　造　鉄筋コンクリート造３階建て

（主要施設）

ア　入居団体　　１階　徳島県障がい者相談支援センター（県直営）

（目的外使用許可）　（福）徳島県身体障害者連合会（自販機）

（福）徳島県社会福祉事業団（徳島県パラスポーツ協会〈旧 徳島県障がい者スポーツ協会〉）

（公財）徳島県福祉基金

２階　（公財）徳島県視覚障害者連合会

(特非)徳島県聴覚障害者福祉協会

３階　(福)徳島県身体障害者連合会

(福)徳島県手をつなぐ育成会

(特非)徳島県腎臓病協議会

(認定特非)スペシャルオリンピックス日本・徳島

(特非)ニッポン・アクティブライフ・クラブ

高次脳機能障がい徳島家族会「すだち」

(特非)とくしま障がい者就労支援協議会

イ　貸出施設　　１階　サウンドテーブルテニス室　　１０人

２階　会議室　　１９人

（交流センター）３階　研修室　（定員）　１００人

調理実習室　　１５人

アートワークルーム　　２０人

プレイルーム　　１５人

ＯＡ研修室　　３０人

ウ　その他の施設

a　交流センター１階　管理事務室、監視員室　等

３階　ボランティア室、障がい者相談室　等

b　支援センター２階　事務室、会議室、録音室、録音編集室、プリント室、図書閲覧室、書庫、点字情報ネットワーク室、スタジオ、編集室、書籍・ビデオ閲覧室　等

エ　駐車場　　１２１台（うち障がい者等専用　１２台）

⑺　利用者数の推移（平成２９年度～令和５年度）

障がい者交流センター

年度	利用者数（人）
Ｈ２９	４６，６０８
Ｈ３０	４６，１３３
Ｒ１	４７，１３２
Ｒ２	２２，８３７
Ｒ３	２４，４８５

Ｒ４	２７，６５０
Ｒ５	２８，０６０

視聴覚障がい者支援センター

年度	利用人数（人）
Ｈ２９	８，２２２
Ｈ３０	７，７７９
Ｒ１	６，８１５
Ｒ２	６，１１１
Ｒ３	５，９９５
Ｒ４	５，５１５
Ｒ５	５，３５９

⑻　利用料金の推移（平成２９年度～令和５年度）

障がい者交流センター

年度	利用料金（円）
Ｈ２９	２，１８６，３５０
Ｈ３０	１，９３１，５７０
Ｒ１	１，６７４，８９０
Ｒ２	８１９，６２０
Ｒ３	５８４，３５０
Ｒ４	６８２，９３０
Ｒ５	８７８，１００

【指定管理の概要】

⑴　指定管理の開始時期

平成１８年４月１日

⑵　指定管理の募集方法・申請者数

年度	募集方法	申請者数
Ｈ１８～Ｈ２０	公募	２者
Ｈ２１～Ｈ２３	公募	１者
Ｈ２４～Ｈ２６	公募	１者

Ｈ２７～Ｈ２９	公募	１者
Ｈ３０～　Ｒ４	公募	１者
Ｒ５～　Ｒ９	公募	１者

⑶　指定管理者の推移

年度	指定管理者
Ｈ１８～Ｈ２０	社会福祉法人徳島県社会福祉事業団
Ｈ２１～Ｈ２３	社会福祉法人徳島県社会福祉事業団
Ｈ２４～Ｈ２６	社会福祉法人徳島県社会福祉事業団
Ｈ２７～Ｈ２９	社会福祉法人徳島県社会福祉事業団
Ｈ３０～　Ｒ４	社会福祉法人徳島県社会福祉事業団
Ｒ５～　Ｒ９	社会福祉法人徳島県社会福祉事業団

⑷　指定管理料の推移（平成２９年度～令和５年度）

障がい者交流センター

年度	指定管理料（円）
Ｈ２９	７８，９７９，０００
Ｈ３０	７８，３７４，０００
Ｒ１	７９，８２６，０００
Ｒ２	７９，８２６，０００
Ｒ３	７９，８２６，０００
Ｒ４	８１，７２５，１１２
Ｒ５	８０，９８０，０４７

視聴覚障がい者支援センター

年度	指定管理料（円）
Ｈ２９	５０，５８７，０００
Ｈ３０	５１，０７７，０００
Ｒ１	５１，１９９，０００
Ｒ２	５１，１９９，０００
Ｒ３	５１，１９９，０００
Ｒ４	５１，７４０，１９６
Ｒ５	５１，５９４，１９０

※県が指定管理者に支払う金額

【現在の指定管理の概要】

⑴　指定管理の期間

令和５年４月１日～令和１０年３月３１日

⑵　県が指定管理者に支払う指定管理料（基本協定締結時点における金額）

障がい者交流センター	４０１，９３０，０００円
視聴覚障がい者支援センター	２５６，７１５，０００円
計（障がい者交流センター等）（５年間合計）	６５８，６４５，０００円

⑶　指定管理の募集

ア　管理者募集のスケジュール

令和４年　７月２０日	募集要項の公表
令和４年　７月２０日	関係書類の配布開始
令和４年　８月　８日、１９日	現地説明会参加申込の締切
令和４年　８月１０日、２３日	現地説明会の開催
令和４年　９月　５日	関係書類の配布終了
令和４年　９月　８日	申請書類の受付
令和４年　９月２２日	申請書類の提出の締切

イ　選定委員の構成（外部委員・内部委員の別及び役職）

区分	役職
外部	徳島文理大学　教授
外部	徳島商工会議所　副会頭
外部	公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク　理事長
外部	公認会計士
内部	徳島県保健福祉部　副部長

ウ　選定委員会の開催状況

第１回選定委員会　令和４年７月１５日
募集要項及び審査基準の決定（所要時間２時間）

第２回選定委員会　令和４年１０月２６日
書類審査の実施、指定管理候補者の決定

（所要時間１時間３０分）

エ　プレゼン・面接の実施状況

実施なし

オ　審査基準・配点

審査項目	総合評価 （配点）
県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮 ・管理運営の基本方針 ・施設利用促進・利用者サービス向上対策 ・障がい者への配慮 ・安全管理 （個人情報保護・防災・非常時対応の対策、職員の育成策、環境への配慮）	適・否 （当初４０）
効率的な管理運営（経済性の追求） ・管理運営経費の収支 ・管理運営経費の縮減	適・否 （当初２０）
安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況 ・建物・設備等の維持管理方針 ・人的配置等管理運営体制 ・これまでの管理実績 ・財務状況	適・否 （当初３０）
その他、地域との連携や地域貢献度など ・委託業務に関する地元企業活用策 ・地域との連携方策	適・否 （当初１０）
計	適・否 （当初１００）

カ　選定結果

団体名	総合評価
社会福祉法人徳島県社会福祉事業団	適

６　徳島県立木のおもちゃ美術館について

【施設の概要】

⑴　名称

徳島県立木のおもちゃ美術館

⑵　所在地

徳島県板野郡板野町那東字キビガ谷４５－２２

⑶　根拠条例

徳島県立木のおもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例（令和２年徳島県条例第７４号）

⑷　施設所管課（令和６年度）

農林水産部林業振興課

⑸　供用開始時期

令和３年１０月２４日

⑹　施設概要・内容

（施設規模）

建築面積（１，４８９㎡）、延床面積（１，５６８㎡）

（主要施設）

受付、ミュージアムショップ、あさん農村舞台、赤ちゃん木育ひろば、里山ひろば、テーブルサッカー場、ごっこフォレスト、うだつのまち、木育こうぼう、グッド・トイひろば、企画展示ひろば、ゲームひろば、研修室、倉庫

⑺　利用者数の推移（令和３年度～令和５年度）

年度	利用者数（人）
Ｒ３	５９，９６８
Ｒ４	１４７，４４５
Ｒ５	１４３，２１６

⑻　利用料金の推移（令和３年度～令和５年度）

年度	利用料金（円）
Ｒ３	２０，７２２，６６０
Ｒ４	４１，３４１，０６６
Ｒ５	４３，６７５，２５０

【指定管理の概要】

⑴　指定管理の開始時期

令和３年４月１日

⑵　指定管理の募集方法・申請者数

年度	募集方法	申請者数
Ｒ３～　Ｒ７	公募	３者

⑶　指定管理者の推移

年度	指定管理者
Ｒ３～　Ｒ７	株式会社あわわ

⑷　指定管理料の推移（令和３年度～令和５年度）

年度	指定管理料（円）
Ｒ３	３５，２００，０００
Ｒ４	７０，１３１，０００
Ｒ５	７０，０７０，０００

※県が指定管理者に支払う金額

【現在の指定管理の概要】

⑴　指定管理の期間

令和３年１０月１日～令和８年３月３１日

⑵　県が指定管理者に支払う指定管理料（基本協定締結時点における金額）

３１０，９７０，０００円（５年間合計）

⑶　指定管理の募集

ア　管理者募集のスケジュール

令和２年１２月１８日	募集要項の公表
令和２年１２月１８日	関係書類の配布開始
令和３年　１月　８日	現地説明会参加申込の締切
令和３年　１月１３日、２０日	現地説明会の開催
令和３年　１月２９日	関係書類の配布終了
令和３年　２月　４日	申請書類の受付
令和３年　２月１７日	申請書類の提出の締切

イ　選定委員の構成（外部委員・内部委員の別及び役職）

区分	役職
外部	徳島大学生物資源産業学部　学部長
外部	徳島県社会保険労務士会　会長
外部	税理士
外部	株式会社本家松浦酒造場　十代目蔵元
内部	徳島県農林水産部　副部長

ウ　選定委員会の開催状況

第１回選定委員会　　令和２年１２月１１日
募集要項及び審査基準の決定（所要時間１時間３０分）

第２回選定委員会　　令和３年３月１６日
書類審査の実施・指定管理候補者の決定
（所要時間３時間）

エ　プレゼン・面接の実施状況

面接審査実施

オ　審査基準・配点

審査項目	配点
県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮 ・施設の管理運営方針 ・利用者ニーズの把握・分析と利用促進 ・自主事業	４０
効率的な管理運営（経済性の追求） ・収支計画	２０
安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況 ・適正な維持管理 ・管理運営体制 ・安全管理 ・環境への配慮	３０
地域への貢献及び地域との連携	１０
計	１００

カ　選定結果

団体名	得点
（指定管理者）株式会社あわわ	８１．８０点
A団体	７５．８０点
B団体	５８．５０点

７　旧吉野川流域下水道について

【施設の概要】

⑴　名称

旧吉野川流域下水道

⑵　所在地

徳島県鳴門市、松茂町、北島町、藍住町、板野町

⑶　根拠条例

徳島県流域下水道事業の設置等に関する条例（平成２１年徳島県条例第３１号）

⑷　施設所管課（令和６年度）

県土整備部水環境整備課

⑸　供用開始時期

平成２１年４月１日

⑹　施設概要・内容

（施設規模・主要施設）

処理区数　１処理区　処理場数　１処理場（旧吉野川浄化センター）

幹線管渠総延長　２４．７ｋｍ

処理能力　日最大処理水量　１１，８００㎥／日

令和５年度実績　供用区域内人口　２５，０２７人

接続人口　１２，０９９人

年間処理水量２，２３４，３４６㎥（６，１０５㎥／日）

【指定管理の概要】

⑴　指定管理の開始時期

平成２５年４月１日

⑵　指定管理の募集方法・申請者数

年度	募集方法	申請者数
Ｈ２５～Ｈ２７	公募	１者
Ｈ２８～Ｈ３０	公募	１者
Ｈ３１～　Ｒ５	公募	１者
Ｒ６～Ｒ１０	公募	１者

⑶　指定管理者の推移

年度	指定管理者
Ｈ２５～Ｈ２７	公益財団法人　徳島県建設技術センター
Ｈ２８～Ｈ３０	公益財団法人　徳島県建設技術センター
Ｈ３１～　Ｒ５	旧吉野川流域下水道管理運営共同事業体（２者）
Ｒ６～Ｒ１０	旧吉野川流域下水道管理運営共同事業体（３者）

⑷　指定管理料の推移（平成２９年度～令和５年度）

年度	指定管理料（円）
Ｈ２９	２０６，６８７，２６８
Ｈ３０	２０８，８９０，９０１
Ｒ１	２４６，９３７，６０９
Ｒ２	２５３，６７５，３０３
Ｒ３	２３６，４２９，６０９
Ｒ４	２５５，６７５，１７３
Ｒ５	２６９，９４９，７８３

※県が指定管理者に支払う金額

【現在の指定管理の概要】

⑴　指定管理の期間

令和６年４月１日～令和１０年３月３１日

⑵　県が指定管理者に支払う指定管理料（基本協定締結時点における金額）

１，７０４，９５２，７００円（５年間合計）

⑶　指定管理の募集

ア　管理者募集のスケジュール

令和５年　７月２６日	募集要項の公表
令和５年　７月２６日	関係書類の配布開始
令和５年　８月１５日	現地説明会参加申込の締切
令和５年　８月２２、３０日	現地説明会の開催
令和５年　９月　５日	関係書類の配布終了
令和５年　９月１２日	申請書類の受付
令和５年　９月２５日	申請書類の提出の締切

イ　選定委員の構成（外部委員・内部委員の別及び役職）

区分	役職
外部	徳島大学工学部　顧問
外部	本林家具株式会社　代表取締役社長
外部	公益社団法人徳島県労働者福祉協議会　常務理事
外部	税理士
内部	徳島県県土整備部　県土強靭化統括監兼副部長

ウ　選定委員会の開催状況

第１回選定委員会　　令和５年７月１８日

募集要項及び審査基準の決定（所要時間１時間）

第２回選定委員会　　令和５年１０月１７日

書類審査の実施・指定管理候補者の決定（所要時間２時間）

エ　プレゼン・面接の実施状況

面接審査実施

オ　審査基準・配点

審査項目	総合評価 （配点）
県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮 ・施設の管理運営方針 ・安全・危機管理 ・管理運営体制等 ・広報活動	適・否 （当初３０）
効率的な管理運営（経済性の追求） ・収支計画 ・管理運営費の縮減	適・否 （当初２０）
安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況 ・建物・設備等の維持管理方針 ・組織体制（職員体制） ・法人等の業務実績 ・一定の経営基盤（財務状況）	適・否 （当初４０）

・就業環境の整備	
地域への貢献及び地域との連携 ・地域との連携 ・地域への貢献	適・否 （当初１０）
計	適・否 （当初１００）

カ　選定結果

団体名	総合評価
（指定管理者）旧吉野川流域下水道管理運営共同事業体	適

８　徳島県藍場町地下駐車場・徳島県松茂駐車場について

【施設の概要】

⑴　名称

徳島県藍場町地下駐車場・徳島県松茂駐車場

⑵　所在地

＜藍場町地下＞徳島県徳島市藍場町１丁目、２丁目

＜松茂＞徳島県板野郡松茂町中喜来

⑶　根拠条例

徳島県駐車場事業管理条例（昭和４８年徳島県条例第５号）

⑷　施設所管課（令和６年度）

企業局経営企画戦略課

⑸　供用開始時期

＜藍場町地下＞昭和４８年４月１日　＜松茂＞平成１５年４月６日

⑹　施設概要・内容

＜藍場町地下＞

（施設規模）

面積　１０，８３７㎡

収容台数　２９５台

形式　地下式自走式

（主要施設）

管制設備、受変電設備、給排気設備、ポンプ設備、自動火災報知設備、泡消火ポンプ設備、テレビ監視設備、拡声設備、昇降機設備等

＜松茂＞

（施設規模）

面積　６，３７５㎡

収容台数　２３０台

形式　広場式自走式

（主要施設）

駐車場管理室、管制設備、監視カメラ設備、照明設備、雨水排水設備、擁壁、防護柵、給水設備、植栽等

⑺　利用台数の推移（平成２９年度～令和５年度）

年度	利用台数（台）	（うち藍場町）	（うち松茂）
Ｈ２９	２１０，０７２	１４８，８５８	６１，２１４
Ｈ３０	２０３，７６６	１４０，８１６	６２，９５０
Ｒ１	１８７，６６４	１２７，９３４	５９，７３０
Ｒ２	９８，７４１	７８，８３５	１９，９０６
Ｒ３	１２４，０５１	９７，９０８	２６，１４３
Ｒ４	１６９，９１０	１２５，７５１	４４，１５９
Ｒ５	１９４，６６２	１３５，９７５	５８，６８７

⑻　利用料金の推移（平成２９年度～令和５年度）

年度	利用料金(円)	（うち藍場町）	（うち松茂）
Ｈ２９	１１８，０２９，３４１	９２,８５０,８９１	２５,１７８,４５０
Ｈ３０	１１３，３２６，８１７	８８,６８６,０６７	２４,６４０,７５０
Ｒ１	１０１，６７９，９２１	８０,０１７,２７１	２１,６６２,６５０
Ｒ２	４７，８５５，０１４	４４,７２１,２１４	３,１３３,８００
Ｒ３	５９，５７９，９０４	５４,９７４,３０４	４,６０５,６００
Ｒ４	８６，９６６，７１３	７５,０３４,２１３	１１,９３２,５００
Ｒ５	１０２，６８５，９９４	８３,０６２,４９４	１９,６２３,５００

【指定管理の概要】

⑴　指定管理の開始時期

平成１８年４月１日

⑵　指定管理の募集方法・申請者数

年度	募集方法	申請者数
Ｈ１８～Ｈ２０	公募	７者
Ｈ２１～Ｈ２３	公募	２者
Ｈ２４～Ｈ２６	公募	２者
Ｈ２７～Ｈ２９	公募	２者
Ｈ３０～　Ｒ４	公募	１者
Ｒ５～　Ｒ９	公募	１者

⑶　指定管理者の推移

年度	指定管理者
Ｈ１８～Ｈ２０	財団法人徳島県企業公社
Ｈ２１～Ｈ２３	財団法人徳島県企業公社
Ｈ２４～Ｈ２６	株式会社ティビィケイ
Ｈ２７～Ｈ２９	株式会社ティビィケイ
Ｈ３０～　Ｒ４	株式会社ティビィケイ
Ｒ５～　Ｒ９	株式会社ティビィケイ

⑷　納付金の推移（平成２９年度～令和５年度）

年度	納付金（円）
Ｈ２９	７６，０１４，６７０
Ｈ３０	７５，０００，０００
Ｒ１	７５，０００，０００
Ｒ２	１８，７５０，０００
Ｒ３	２８，１２５，０００
Ｒ４	５２，１５０，０００
Ｒ５	６４，４０３，５３１

※指定管理者が県に支払う金額

【現在の指定管理の概要】

⑴　指定管理の期間

令和５年４月１日～令和１０年３月３１日

⑵　指定管理者が県に支払う固定納付金（基本協定締結時点における金額）

３２５，０００，０００円（５年間合計）

⑶　指定管理の募集

ア　管理者募集のスケジュール

令和４年　７月２２日	募集要項の公表
令和４年　７月２２日	関係書類の配布開始
令和４年　８月　５日	現地説明会参加申込の締切
令和４年　８月１０日、１８日	現地説明会の開催
令和４年　９月　９日	関係書類の配布終了

令和４年　９月１２日　　申請書類の受付

令和４年　９月２１日　　申請書類の提出の締切

イ　選定委員の構成（外部委員・内部委員の別及び役職）

区分	役職
外部	公益社団法人徳島県労働者福祉協議会　顧問
外部	株式会社あわわ　会長
外部	税理士
外部	建築士
内部	徳島県企業局　副局長

ウ　選定委員会の開催状況

第１回選定委員会　令和４年７月１４日

募集要項及び審査基準の決定（所要時間１時間１０分）

第２回選定委員会　令和４年１０月１９日

書類審査の実施・指定管理候補者の決定

（所要時間１時間１０分）

エ　プレゼン・面接の実施状況

面接審査実施

オ　審査基準・配点

審査項目	総合評価 （配点）
平等な利用を図るための具体的な手法及び期待される効果	適・不適 （当初６）
施設の設置目的及び管理運営方針	適・不適 （当初４）
利用者の増加を図るための具体的な手法及び期待される効果	適・不適 （当初６）
サービスの質の確保と向上を図るための具体的手法及び期待される効果	適・不適 （当初８）
収支計画の内容及び実現の可能性並びに安定的な運営が可能となる経営基盤	適・不適 （当初３２）

安定的な運営が可能となる人的能力	適・不適 （当初１５）
施設の維持管理の内容、的確性及び実現の可能性	適・不適 （当初１３）
駐車場の管理運営実績	適・不適 （当初６）
地域貢献等	適・不適 （当初１０）
計	適・不適 （当初１００）

カ　選定結果

団体名	総合評価
（指定管理者）株式会社ティビィケイ	適

９　徳島県立牟岐少年自然の家について

【施設の概要】

⑴　名称

徳島県立牟岐少年自然の家

⑵　所在地

徳島県海部郡牟岐町大字灘字東谷１１６番地３５

⑶　根拠条例

徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例(昭和５１年徳島県条例第６５号)

⑷　施設所管課（令和６年度）

教育委員会生涯学習課

⑸　供用開始時期

昭和６０年７月１日

⑹　施設概要・内容

（施設規模）

敷地面積	９６，２３７．５６㎡
建築面積	４，８３４．５８㎡
延床面積	６，３６２．３７㎡

本館４階建て

【スポーツ広場】　３，５００㎡

【プレイホール】　７５０㎡

【トレーニングルーム】　８６．２５㎡

【宿泊室】　ベッド式３４室（８人用×３０室、６人用×４室)、
和室８畳（３人用）×２室、和室１６畳（８人用）×２室

【会議室】　８６㎡３０人収容　１００㎡５０人収容（２室）

（主要施設）

本館　オリエンテーション室、第１研修室、第２研修室、トレーニング室、
シャワー室、プレイホール、宿泊室（ベッド３４室・和室２室）等

別館　海の学習棟

その他　プール棟、ふれあい広場、つどいの広場、キャンプファイアー場、

野外炊飯場、キャンプ場、スポーツ広場等

⑺　利用者数の推移（平成２９年度～令和５年度）

年度	利用者数（人）
Ｈ２９	２７，３８５
Ｈ３０	２７，５４３
Ｒ１	２８，２７１
Ｒ２	５，９９７
Ｒ３	１０，１８２
Ｒ４	１４，１４０
Ｒ５	１９，５２０

⑻　利用料金の推移（平成２９年度～令和５年度）

年度	利用料金（円）
Ｈ２９	３，１６７，０３０
Ｈ３０	３，２５２，０８０
Ｒ１	３，６４４，３４０
Ｒ２	４３９，９８０
Ｒ３	９３０，７２０
Ｒ４	１，２７４，７８０
Ｒ５	１，９７５，５３０

【指定管理の概要】

⑴　指定管理の開始時期

平成２０年４月１日

⑵　指定管理の募集方法・申請者数

年度	募集方法	申請者数
Ｈ２０～Ｈ２２	公募	４者
Ｈ２３～Ｈ２５	公募	２者
Ｈ２６～Ｈ２８	公募	１者
Ｈ２９～　Ｒ３	公募	１者
Ｒ４～　Ｒ８	公募	１者

⑶　指定管理者の推移

年度	指定管理者
Ｈ２０～Ｈ２２	岡田企画株式会社
Ｈ２３～Ｈ２５	岡田企画株式会社
Ｈ２６～Ｈ２８	岡田企画株式会社
Ｈ２９～　Ｒ３	岡田企画株式会社
Ｒ４～　Ｒ８	ＯＫスポーツクラブ株式会社

※岡田企画株式会社は、令和６年２月にＯＫスポーツクラブ株式会社に商号を変更した。

⑷　指定管理料の推移（平成２９年度～令和５年度）

年度	指定管理料（円）
Ｈ２９	７３，６３６，０００
Ｈ３０	７３，６３６，０００
Ｒ１	７５，０００，０００
Ｒ２	７５，０００，０００
Ｒ３	７５，０００，０００
Ｒ４	７６，２０９，４１３
Ｒ５	７６，４８０，０８９

※県が指定管理者に支払う金額

【現在の指定管理の概要】

⑴　指定管理の期間

令和４年４月１日～令和９年３月３１日

⑵　県が指定管理者に支払う指定管理料（基本協定締結時点における金額）

３７５，０００，０００円（５年間合計）

⑶　指定管理の募集

ア　管理者募集のスケジュール

令和３年　７月１５日　　募集要項の公表

令和３年　７月１５日　　関係書類の配布開始

令和３年　７月２６日　　現地説明会参加申込の締切

令和３年　７月２９日　　現地説明会の開催

令和３年　８月　５日　　現地説明会の開催

令和３年　８月３１日　　関係書類の配布終了

令和３年　９月　７日　　申請書類の受付

令和３年　９月１５日　　申請書類の提出の締切

イ　選定委員の構成（外部委員・内部委員の別及び役職）

区分	役職
外部	徳島文理大学人間生活学部児童学科　准教授
外部	株式会社ときわ　代表取締役社長
外部	公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク　理事長
外部	公認会計士・税理士
内部	徳島県教育委員会　副教育長

ウ　選定委員会の開催状況

第１回選定委員会　　令和３年７月６日

募集要項及び審査基準の決定（所要時間１時間３０分）

第２回選定委員会　　令和３年１０月１２日

書類審査の実施・指定管理候補者の決定（所要時間１時間）

エ　プレゼン・面接の実施状況

面接審査実施

オ　審査基準・配点

審査項目	総合評価 （配点）
適切な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮 ・施設の管理運営方針 ・利用者ニーズの把握・分析と利用促進 ・自主事業	適・否 （当初３０）
効率的な管理運営（経済性の追求） ・収支計画	適・否 （当初２０）
安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況 ・適正な維持管理 ・管理運営体制	適・否 （当初４０）

・安全管理 ・環境への配慮	
地域への貢献及び地域との連携	適・否 （当初１０）
計	適・否 （当初１００）

カ　選定結果

団体名	総合評価
（指定管理者）岡田企画株式会社	適

第４章　複数の対象施設に共通する事項に対する監査の結果・意見

１　指定管理の対象施設について

⑴　対象施設の組み合わせについて

藍場町地下・松茂駐車場については、平成１８年度に指定管理者制度が導入された際、同一の指定管理者が両施設を管理することとされた。両施設がともに駐車場であることからすれば、同一指定管理者の管理に付することにも一定の合理性があるようにも思える。しかしながら、藍場町地下駐車場の近くには他にも複数の県営駐車場があるにもかかわらず場所的に遠く離れた松茂駐車場とあえて組み合わせて募集を行うことは疑問である。

この点、平成２０年度の包括外部監査においても、「指定管理の対象施設の組み合わせについて、従前の管理状況にとらわれることなく、管理の合理性等を客観的に検討して決定すべきである。」という意見が付された。

これに対して、施設所管課が講じた措置は、「地方公営企業は、独立採算が基本である。この独立採算を維持するためには、能率的な経営を行う必要がある。こうした観点から所管の２箇所の駐車場の管理形態等を考慮し決定したものである。」とのことであった。

この講じた措置に対して、平成２５年度の包括外部監査では、その理由はわかりにくく、意図するところは不明であることから、施設所管課に真意を確認した。すると、藍場町地下駐車場と松茂駐車場を別々に募集すると松茂駐車場の収支は黒字となる一方、藍場町地下駐車場の収支が赤字になってしまうとのことであった。この点、包括外部監査人は別々に募集して赤字となることが不都合であるため合わせて募集しているのであれば、却って問題であることを述べ、あらためて従前の管理状況にとらわれることなく、管理の合理性等を客観的に検討して決定すべきであるとの意見を付した。

しかしながら、その後も現在に至るまで従前と同じく藍場町地下駐車場と松茂駐車場を併せて募集している。

今回、改めて施設所管課に確認したところ、平成２５年度の包括外部監査における回答と同様、藍場町地下駐車場と松茂駐車場を別々に募集すると松茂駐車場の収支は黒字となる一方、藍場町地下駐車場の収支が赤字になってしまうとのことであった。

このような理由はおよそ合理性に欠けるものであることは言うまでもない。対象施

設の組み合わせについては、施設所管課により判断されているが、施設所管課による判断では従来踏襲の考え方から脱却できないおそれがあり、全庁的な第三者委員会等で定期的に再検討するといった対応を要する。

（意見１）【対象施設：８】

指定管理の対象施設の組み合わせについては、従前の管理状況にとらわれることなく、管理の合理性等を客観的に検討して決定すべきであり、藍場町地下・松茂駐車場においては、藍場町地下駐車場と松茂駐車場とを併せて募集する理由は合理性に欠けるものであることから、藍場町地下駐車場と松茂駐車場とを併せて募集することについては再検討すべきである。

（意見２）【制度所管課】

指定管理の対象施設の組み合わせは、従前の管理状況にとらわれることなく、管理の合理性等を客観的に検討して決定すべきである。したがって、指定管理の対象施設の組み合わせは、施設所管課のみで判断するのではなく、全庁的な第三者委員会等で定期的に再検討するようにすべきである。

⑵　施設管理のウエイトが小さい指定管理について

指定管理者制度は公の施設の管理についての制度であるところ、あくまでメインとなるのは施設の管理であり、施設の管理以外の部分は適正な範囲にとどめるべきである。

この点、人権教育啓発推進センターは、その対象となる施設は、沖洲マリンターミナルビル１階の図書・展示・交流スペース、事務室（２０１．８３㎡）と倉庫（８．４９㎡）であるが、このわずか２００㎡強の施設について、その指定管理料は年間６１，６００，０００円（税込）に上る。

このような多額な指定管理料となっている理由は、同施設の設置及び管理に関する条例に基づき、指定管理者が行う業務として、施設の維持管理業務の他に人権教育啓発に関する事業等が含まれ、後者のウエイトが極めて高いことによる。ちなみに、令和５年度の管理運営経費の実績によると、主として人件費により構成される固定費が３２，５１０，２４０円、人権教育啓発事業費等の運営費が２８，１１３，５１２円、

清掃費・施設警備費等の維持管理費が９９７，４８０円で、合計６１，６２１，２３２円であり、大部分は施設管理以外の経費となっている。

人権教育啓発に関する事業を維持管理業務に含めて指定管理にすることにより、県としては事務処理の簡便化が図れるという利点がある。しかしながら、その一方で以下のような問題点がある。

第一に、人権教育啓発に関する事業は国の施策の変更や時代の流れによりきめ細やかに対応する必要があるところ、５年一括の契約では、長期的連続的な活動が可能となる側面はあるものの、長期に過ぎてしまい国の施策の変更や時代の流れに応じた柔軟な対応が困難となりかねない。

第二に、本来人権教育啓発に関する事業は、単年度の委託契約で行うべきところ、指定管理業務の一環として５年契約を行うと、事業の遂行状況が不充分でも明らかに不適切でない限りは５年間指定管理者を変更することができない。

第三に、単年度の委託契約であれば、毎年度委託先の公募等を行うことにより、より優れた事業者に委託することができるが、指定管理者制度によると５年間は同一の相手先に対する委託となってしまう。

第四に、維持管理業務と人権教育啓発に関する事業を合わせると、維持管理業務と人権教育啓発に関する事業の両方を行える事業者に限定されてしまうため、募集を行った場合の応募者がおのずと限定されることになる。

第五に、維持管理業務と人権教育啓発に関する事業が混在すると、それぞれの適正な経費の把握が困難となり、また、指定管理者がいずれかまたは双方の業務で手を抜いたとしても実態が分かりにくくなる。

以上のとおり人権教育啓発推進センターに関する指定管理の現在の業務範囲は問題であり、人権教育啓発に関する事業は指定管理とは別に単年度の委託事業として実施すべきである。

（意見３）【対象施設：３】【制度所管課】

指定管理においては、基本的には施設の管理をメインとすべきであり、施設の管理以外の部分は適正な範囲にとどめるべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。

指定管理者制度を継続することの是非について

指定管理者制度は、出資法人や公共団体、公共的団体に限定されていた公の施設の管理について、民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上、施設管理における費用対効果の向上、管理主体の選定手続の透明化を目的として、管理主体を民間事業者に開放した制度である。

確かに、公の施設のより良い管理のためには、指定管理者制度は優れた面をもった制度である。しかし反面、指定管理者を通じた管理となるため不十分な管理が行われるおそれがあること、指定管理者が指定管理業務から不当に利益を得たとしても見逃されるおそれがあること、その場合でも指定管理期間は指定管理者の変更が困難であることといったデメリットがある。

この点、指定管理者制度のメリットである民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上、施設管理における費用対効果の向上といった目的の実現や、管理主体の選定手続の透明化の実現を果たすためには、複数の事業者による応募が重要である。なぜなら応募者が１者であれば、競争によってより良いサービスを提供する者が選定されるといったこともなく、施設管理における費用対効果の向上も望めず、選定手続も適否の判断にとどまり選定手続の透明化が図られているのかどうか疑問となるからである。

しかしながら、実際の指定管理者の募集に当たっては、指定管理者制度導入初年度はともかく、その後の募集では応募者が１者にとどまることが極めて多い。今回監査の対象とした施設においても、９施設のうち応募者が複数あったのは２施設であり、今回が導入初年度であった木のおもちゃ美術館を除くと複数の応募者があったのは１施設のみであった。

もちろん応募者を増やすように取り組むことが最重要事項ではあるが、ほとんどの施設の募集で応募者が１者しかいない現状からすると、指定管理者制度を継続することが妥当かどうか疑問である。

「運用マニュアル」では、「特段の事情がない限り、制度を積極的に活用することを基本として」おり、一度指定管理者制度が導入されると通常見直されることなく指定管理者制度が継続されることになる。しかしながら、十分な検討を加えることなく応募者が１者の指定管理者制度を継続することは妥当とは言い難い。

当該公の施設について指定管理者制度を継続するか否かは、本来、施設所管課が判断すべき事項であるが、施設所管課による判断では従来踏襲の考え方から脱却できな

いおそれがあり、全庁的な第三者委員会等で定期的に再検討するといった対応を要する。

（意見４）【制度所管課】

公の施設について、指定管理者制度を継続するか、直営等他の管理方法とするかについて、全庁的な第三者委員会等で定期的に再検討するようにすべきである。

２　指定管理者の募集について

⑴　申請資格について

監査対象となった９施設のこれまでの募集時の申請者数の推移は第３章（対象施設の概要）のとおりであるが、先にも述べたとおり直近の募集における申請者数は、９施設のうち７施設は１者のみであった。またその他の２施設も、あすたむらんどが２者、木のおもちゃ美術館が３者に留まる。指定管理者制度の募集・選定においては、多数の応募者が競争することでより良い提案がなされ、また多数の提案を比較検討することでより良い管理者が選定される。これにより指定管理者制度の目的である住民サービスの向上や経費の縮減等の効果が期待される。そのため、指定管理者制度の目的を実現する上で多数の応募者を確保することが極めて重要である。多くの施設で１者しか申請者がいない現状は、既存の指定管理者が引き続いて管理者として指定されることが大多数であり、住民サービス向上のための新たな施策や経費縮減のための努力が生まれにくい環境にあるといえ、指定管理者制度を導入した効果が十分に発揮されていない。

「運用マニュアル」によれば、応募者の資格要件として、「原則として、県内に主たる事務所（本社又は本店等）を置く法人等（複数の事業者によるグループを含む）とする。」とされ、「県外企業が県内企業と共同（県内企業が主たる役割を担う場合）して応募することは可能とする。」との記載があり、監査の対象とした全施設の募集に当たり当該資格要件が設けられている。

かかる資格要件が県外事業者による応募の障壁となっていることは明白であり、多数の応募を確保することを阻害している。

同マニュアルによれば、かかる資格要件を設ける理由として、施設を適切に管理する能力を求めることは当然であるが、一方では地域経済の活性化や県内雇用の確保も念頭に置く必要があるためとされている。また、制度所管課をはじめ各施設所管課に対するヒアリングにおいても、指定管理施設を管理できる県内事業者を育成する観点からも同要件が必要であるといった意見が述べられた。

しかしながら、今日、県内経済の様々なジャンルで県外事業者が参入しており、そのこととの比較において指定管理者のみ県内事業者に限る合理的理由は見いだせない。むしろ、有力な県外事業者が参入することで県内経済を活性化している側面もあると考えられる。雇用に関しても、仮に県外事業者が指定管理者となったとしても、

当該施設で雇用される者の多くは他県からではなく施設近隣の地域から採用されるであろうことから、この点も県外事業者を排除する理由とならない。また、県内事業者の育成についても、競争に晒されることで事業者が成長していく側面もあるが、上記資格要件によって指定管理者の選定において競争が生じにくくなっており、結果的には県内事業者の成長を阻害しているともいえる。

この点、東部防災館の指定管理者は、株式会社ジオグラフィックデザインとシンコースポーツ四国株式会社の共同事業体であるが、シンコースポーツ四国株式会社は香川県に本店があり県内事業者との要件を満たさない。株式会社ジオグラフィックデザインは、東部防災館の指定管理者募集開始（令和４年１０月）直前の令和４年７月に大阪府内から徳島県内へ本店を移転させ県内事業者たる要件を備えたが、かかる経緯を踏まえれば実質的には県外事業者が指定管理者に選定されたとも評価できる。また、指定管理者の申請に当たり事業計画書の作成が求められるが、東部防災館の事業計画書の様式では、様式１０－９（地域への貢献）として地元雇用及び地元企業への業務の再委託について基本的な方針及び計画を具体的に記入することが求められている。

また、様式１０－１０（地域との連携）として地域の関連団体（自治会、自主防災組織、ボランティア団体、自治体、地元企業等）や近隣施設とどのように連携して東部防災館を管理運営するか方針及び計画について具体的に記入することが求められている。そして、指定管理者の選定における審査基準としても「地域への貢献」として地元雇用の拡大や地元企業への業務の委託について具体的かつ現実的な提案があるか、「地域との連携」として地域の関連団体との連携や協働を適切に計画しているか、といった審査項目が存在する。そのため、東部防災館の指定管理者に応募しようとする者は、県内事業者か県外事業者かにかかわらず、地元雇用や地元企業への業務委託などの具体的な提案が求められることとなり、結果、必然的に地域経済の活性化か雇用の確保につながる計画となる。つまりは、県内事業者に限るとする申請資格要件を設けなくても、事業計画で求める内容や審査基準の設定によって十分に当該要件を設置した目的を実現できる。

このような事業計画書の様式や審査基準は他の施設でも同様であり、仮に県外事業者が指定管理者になったとしても地元雇用の拡大や地元企業の採用といった地域経済への貢献が求められることから、指定管理者を県内事業者に限るとする申請資格要件に意味はない。

県内に主たる事務所を置く法人等とするとの資格要件は県のマニュアルにも記載されていることからすると、制度所管課において当該マニュアルを変更するべきである。

（意見５）【制度所管課】

指定管理者の募集に当たり、原則として、県内に主たる事務所を置く法人等とするとの要件を設けるべきではない。

申請資格要件に関して、旧吉野川流域下水道は、令和５年度の募集に当たり、上記した徳島県内に主たる事務所（本店）を置いている法人等であることに加え、「対象施設と同等程度の処理方式を有する流域下水道施設又は公共下水道施設について、地元公共団体又は地元公共団体が出資若しくは出捐をしている団体から維持管理業務を直接受託し、実施した実績があること。」との要件を設けた。そもそも徳島県内においては公共下水道施設が僅かである上全般的な維持管理業務の実績を求められていることから、かかる申請資格を具備する者としては、前回平成３０年度募集時に指定管理者となった公益財団法人徳島県建設技術センターを主たる構成員とする旧吉野川流域下水道管理運営共同事業体のほかにはないものと考えられる。前述のとおり、多数の応募を確保することでより良い指定管理者の選定に繋がるところ、本申請資格要件は申請可能な者を１者に限定するに等しく、複数の応募を獲得することを阻害するものである。

この点、施設所管課からは、同要件を満たす民間事業者について、令和５年度募集時点でも上記した共同事業体を構成する事業者のほかに３者あると想定された旨説明されたが、かかる３者は、維持管理業務全般を引き受けた実績はなく過去に県から下水道施設の維持管理にかかる業務の一部の委託を受けたというに過ぎず、当該要件に該当するとは評価し難い。また、もし下水道施設の維持管理業務の一部でも受託していれば本申請資格要件を満たすのであれば、募集要項においてそのように解釈できるように十分な説明が記載されるべきであった。

施設所管課からは、かかる厳格な申請資格要件を設けたことについて、下水道という公共性の高い施設であるから維持管理能力に欠ける事業者からの応募を避けるためであったとの説明もなされたが、事業者の能力は選定過程で評価すれば足り、現に同施設の審査基準としても管理運営体制や業務実績、経営基盤などが審査項目とされ

ている。厳格過ぎる申請資格を設け申請自体を阻むことは、最終的に選定された事業者も含めた申請者間の競争が生じる余地を減ずるものであり適当ではない。

（意見６）【対象施設：７】

指定管理者の募集要件として、申請資格者が著しく絞られるような要件を設定すべきではない。また、募集要件に係る記載は一義的に理解できるような表現を用いるべきである。

⑵　募集時における情報公開について

上記⑴のとおり、指定管理者制度を十分に機能させるためには多くの応募を確保する必要があるところ、新たに応募を検討する事業者にとっては、対象施設の概要などは当然のこと、とりわけ施設運営に係る情報、具体的には収支状況や施設利用状況、それらの推移を把握することは極めて重要になる。この点、「運用マニュアル」によれば、募集要項への記載事項例として「過去３年間の収支状況や施設利用状況」が挙げられている。

しかし、一例を挙げれば、あすたむらんどについて、直近の令和２年度募集時の要求水準書には参考資料として過去３年間の管理運営費の状況が添付されているが、「固定費」として人件費、事務所運営費など、これとは別に「運営費」が、更には「維持管理費」として清掃費や修繕費、これとは別に「管理費」が記載されているなど、そもそも公表されている各費目が実際の施設管理上のどういった支出に対応しているのか不明である上、各費目について年間の総額が記載されるのみでその内訳に係る情報がなく、既存の指定管理者以外の者が新たな応募を検討するに足りるだけの基礎的な情報公開がなされていない。指定管理施設によって情報公開の程度に差はあるものの、収支に係る情報についてはこの程度の公開に留まる施設が散見された。

この点、施設所管課に対するヒアリングでは、各指定管理者が徳島県情報公開条例第３１条の２の規定に基づき情報公開に関する規程等を設けており、指定管理者に対する情報公開請求によってより詳細な情報を取得することは可能であるといった意見が聞かれた。

しかし、応募を検討する者が指定管理者に対し情報公開請求をすることとなれば、応募の検討以前にそれだけの手間をかけざるを得なくなり、応募の検討自体を消極的

にする方向に作用する。

また、指定管理者が民間事業者である場合などは情報公開に当たり企業競争力や企業秘密の保護にも配慮を要するところではあるが、県が条例によって指定管理者に対し情報公開にかかる規程の整備を義務付けている趣旨は、公費により公の施設を管理する者である以上、透明性を確保し県民等による監視・検証を可能にするためであり、かかる要請は指定管理者の競争力等の保護といった要請を上回るからこそ県と同水準での情報公開が義務付けられているものである。

したがって、指定管理者の募集に当たっては、施設所管課において当該施設の収支状況について詳細に把握するとともに、情報公開請求によれば当然に公開されうる水準でより詳細な情報を自主的・積極的に公開すべきである。

また、施設管理において指定管理者が業務の一部を第三者へ委託している場合、委託している業務の内容や費用についても公開すべきである。この点に関しては施設によっても公開の水準に差があるが、名称でもって委託業務の内容について容易に想像がつくような場合を除けば単に委託業務の名称のみを記載するのではなく、その内容についても公開すべきである。費用に関しても同様であり、委託先に支払った総額や当該委託業務に要した総額のみを公開するのではなく、情報公開請求によれば当然に公開されうる水準でより詳細な情報を自主的・積極的に公開すべきである。

（意見７）【対象施設：全】

指定管理者の募集に当たっては、その資料として当該施設の収支状況や利用状況の詳細を把握し、これを公開するべきである。また、施設管理において業務の一部を第三者へ委託している場合、委託している業務の内容や費用の詳細についても公開すべきである。

募集時の情報公開の方法について、一例を挙げれば、藍場町地下・松茂駐車場の場合、要求水準書には添付資料として過去３年間の管理運営費の状況や年度利用状況などが記載されているものの、県のホームページでは、要求水準書の本文までしか掲載されておらず、これらの添付資料はホームページから確認することはできない。施設所管課によれば、これらの添付資料に関しては希望者から要請があれば窓口のみならず郵送やメールでの情報提供に対応しているとのことであるが、応募を検討する者としては、ホームページから情報を取得することとの比較において余計な手間がかかる

こととなり応募の検討自体を消極的にする方向に作用する。また、かかる情報提供の対応に関する現状は、施設所管課にとっても希望者からの要請への対応を強いられることとなり余計な負担となる。

そもそも公開を予定している資料であればホームページ上で公開することに何らの支障もなく、応募を検討する側、施設所管課側双方にとって有益である。

この点、監査対象となった９施設は、いずれもホームページ上では募集要項や要求水準書の本文のみの掲載に留まり、管理施設の収支状況などの添付資料は公開されていない。上記したとおり、多数の応募を確保するためには応募を検討する者がより容易に情報を取得できることが望ましく、応募を検討する資料となる情報については県のホームページ上での積極的な公開がなされるべきである。

（意見８）【対象施設：全】

指定管理者の募集に当たっては、募集要項や要求水準書の添付資料についても、すべて県のホームページ上で公開すべきである。

⑶　募集期間について

「運用マニュアル」では、募集期間（募集要項の公表から応募締切まで）は原則として２か月程度を確保することとされている。監査対象の９施設について、直近の募集では、東部防災館を除けば２か月の募集期間が確保されていた。もっとも、募集期間が長ければ長いほど事業者が指定管理者募集の事実を把握し、事業計画等を検討、策定する時間を確保できることから、より長い募集期間を確保することは、より多くの応募の獲得、また、より質の高い事業計画案の獲得に資する。既存の指定管理施設については、指定管理の終期、更新時期が定まっているのであるから、２か月程度という指針はあくまで最低限の募集期間の要請と捉え、より長期の募集期間を設定することも検討するべきである。また、新規に指定管理者を募集する施設においては、応募を検討する事業者は、既存の指定管理者による管理運営状況に関する資料を参考に事業計画を立てるといったことができないため、一般的には既存の指定管理施設より事業計画の検討に時間を要するものと考えられることから、やはり２か月程度という指針にとらわれることなく、可能な限り長期間の募集期間を設定することが重要である。

（意見９）【対象施設：全】

指定管理者の募集期間について、２か月程度との指針は最低限の期間であり、可能な限り長期の募集期間を設定するべきである。

東部防災館は、令和４年１０月２８日に募集要項を公表し、申請の締切は同年１２月５日であり、募集期間は３９日と２か月を大きく下回っている。東部防災館は令和４年が初めての指定管理者の募集であり、また、他の指定管理施設と異なり指定期間が１０年であるため、事業計画を策定するには相当程度の時間を要するものであった。にもかかわらず、２か月に満たない募集期間を設定したことは著しく不適当であった。

（指摘１）【対象施設：１】

東部防災館の指定管理者の募集に当たり、新規募集であり、また、１０年の指定期間でありながら、２か月に満たない募集期間を設定したことは著しく不適当である。

⑷ 現地説明会について

「運用マニュアル」では、標準的なスケジュールが示され、現地説明会については「申請者の拡大や利便性向上のため、必要に応じて日程を複数回設けるなど、申請者が公平に情報を得ることができるよう努めること」とされている。

この点、監査対象となった９施設のうち８施設は説明会の日程を２日設けているが、青少年センターは１日のみである。また、東部防災館は令和４年１１月８日、９日の連日、人権教育啓発推進センターは令和３年８月１８日、２０日と中１日であるが、申請者の利便性向上や公平性の確保という趣旨からすれば現地説明会の日程は相当な間隔を空けて設けることが望ましい。

（意見１０）【対象施設：１、３、４】

指定管理者の募集期間中に実施される現地説明会については、申請者の拡大や利便性向上の観点から相当な間隔をあけて日程を複数回設けることが望ましい。

⑸　東部防災館の指定管理者募集経過について

東部防災館は、指定管理者の募集に先立ち、民間提案募集を実施している。もっとも、その内容は、募集要項や要求水準書を定め、これに従った当該施設の管理運営方針、サービス内容、収支計画などを含んだ事業計画書の提出を求めるものであり、実質的には指定管理者の募集と異ならない。

民間提案募集に対して、当該施設の設計コンペの採用企業であるジオ・グラフィック・デザイン・ラボ及び同社のグループ会社である株式会社ジオグラフィックデザインの２者を構成員とする「ジオグラフィックデザイン」１者のみが応募し採用された。

民間提案募集の募集要項の公表は令和４年６月１７日、提案受付の締切は同年７月２２日であり、募集期間はわずか３６日間である。新規の施設管理に係る提案募集期間としては極めて短期間といえる。設計コンペで採用されたジオ・グラフィック・デザイン・ラボは短期間で事業計画を策定することも可能だったとしても、他の事業者が、民間提案募集がなされていることを把握した後、このような短期間で事業計画を策定することは困難であったと考えられる。

また、東部防災館の指定管理者の募集に当たっては、当該民間提案募集において選定された事業者が指定管理者募集に応募した場合、審査点数に１０％の加点を行うとされた。このような審査基準が設定されると、民間提案募集で採用された事業者以外の事業者が指定管理者の応募を行う意欲は損なわれる。

現に、東部防災館について指定管理者の応募をしたのは、民間提案募集で採用された「ジオグラフィックデザイン」の構成員である株式会社ジオグラフィックデザインを構成員とする共同事業体１者のみであり、民間提案募集は実質的には指定管理者の募集に等しいものであった。

民間提案募集により当該施設の活用に係る意見（アイデア）について提案を受け、他方、実際の施設管理などの事業遂行に関しては改めてそれに適した事業者を指定管理者募集により選定するということであれば民間提案募集と指定管理者募集を分けて行う実益もあると思われるが、そのためには民間提案募集、指定管理者募集それぞれにより多くの応募が集まるようにすることが望ましく、民間提案募集の選定事業者に指定管理者の選定審査に当たり加点するという方法は、競争性・公平性を阻害しないよう十分な配慮がなされない限り、上記のとおり他の事業者が指定管理に応募する可能性を減ずることになるため適当ではない（内閣府民間資金等活用事業推進室の策定した「ＰＰＰ／ＰＦＩ事業民間提案推進マニュアル」においても、「実施方針の策

定や、事業条件の設定等に寄与した民間提案については、その後の事業者選定手続においてその提案に対し加点評価を行うなど、評価に反映させることがあります」とされているものの、「特定の民間事業者に大きく加点することは事業者選定手続における競争性・公平性に影響を与えることから、適切な加点割合や加点の基準を検討の上設定することが必要です」とされており、「加点評価の考え方の例」としても、「民間提案の後に実施される事業者選定時において、加点評価を受けていない提案者でも落札の可能性が残るよう、一定の競争性が維持されるような加点割合とする」「他の事業者でも実施可能な一般的な工夫等は加点対象とはせず、民間提案において当該事業者の独自性や専門性が確認できた場合に加点する」といったことが挙げられている。)。

東部防災館の指定管理者選定に至る経過で実施された民間提案募集は、指定管理者募集のようなマニュアル（ルール）の存在しない民間提案募集により、短期間のうちに募集を締め切って１者を選定し、民間提案の独自性や専門性を十分に確認することもなく指定管理者の選考において安直に同社に１０％もの加点をすることによって他の事業者による応募を妨げ、民間提案の採用事業者を指定管理者とすることを容易にしたに過ぎず、競争性・公平性を阻害することとなったものであり、公平なルールの下、多くの応募を確保することが重要となる指定管理者選定に至る経過としては不適当なものであった。

（意見１１）【対象施設：１】

東部防災館の指定管理者の募集以前に実施された民間提案募集は、募集期間が短期間であることや民間提案が採用された事業者を指定管理者の選定に当たり適切な加点割合や加点の基準を十分に検討することなく加点を行ったといった点が不適当であり、また、実質的には指定管理者の募集と異ならないため不必要であった。仮に民間提案募集を行うのであれば、指定管理者制度に係る運用マニュアルに準じて指定管理者募集と同程度の十分な情報公開や募集期間を設定し多数の応募を確保する工夫をした上、選定された事業者について指定管理者の選定に当たり加点をするべきではない。

⑹　過年度の決算状況の開示について

監査対象施設での指定管理者の募集においては、初回の募集であるものを除き、過

年度の管理運営費の決算状況が開示されている。

このうち、人権教育啓発推進センターでの指定管理者の募集では、応募者に提出させる収支計画書では、次の費目での分類による収支計画を提出するように求めている。

- 固定費
  - 人件費（正職員）
  - 人件費（臨時・アルバイト等）
  - 光熱水費
  - 事務所運営費
- 運営費
  - 人権教育啓発事業費
  - 人権教育啓発に関する情報収集・提供事業費
  - 人権教育啓発に関する調査研究事業費
  - 人権教育啓発に関する団体等の交流・連携促進事業費
  - 人権教育啓発に関する企画提案型事業費
  - その他運営費
- 維持管理費
  - 清掃費
  - 施設警備費
  - 保守管理費
  - その他業務費
  - 修繕費

しかしながら、過年度の施設運営費の決算状況としては、「人件費」「管理運営費」「事業費」のわずか３分類によって開示されているのみである。

また、障がい者交流センター等での指定管理者の募集では、過年度の決算状況は、次の費目により開示されている。

- 給料
- 職員諸手当
- 賃金
- 共済費

・旅費
・需用費
・役務費
・使用料及び賃借料
・備品購入費
・委託料
・租税公課

しかしながら、応募者に提出させる収支計画書では、次の費目に分類して収支計画を提出するように求めている。

・固定費
　・人件費（正職員）
　・人件費（臨時・アルバイト等）
　・光熱水費
　・事務所運営費
・運営費
・維持管理費
　・清掃費
　・施設警備費
　・設備運転等管理費
　・建築物・工作物・備品等維持管理費
　・植栽管理費
　・メーカー等発注業務費
　・修繕費
　・その他業務費

以上のように、障がい者交流センター等での指定管理者の募集では、応募予定者に開示する過年度の決算と応募者に提出させる収支計画書とでは費目が異なっている。

このほか、藍場町地下・松茂駐車場での指定管理者の募集では、維持管理費の内訳（清掃費、施設警備費など）を収支計画書に記載することが求められているが、開示されている決算状況では、施設維持管理費として総額が記載されているだけに過ぎない。

指定管理者に新規参入しようとする応募者にとってみれば、過年度の決算状況は、

収支計画を立案する上で対象施設の過去の財務面での実績を把握するために極めて重要な情報である。

それにもかかわらず、応募予定者に開示する過年度の決算の費目を応募者に提出させる収支計画書と異ならせると、指定管理者に新規参入しようとする応募者は収支計画に記載すべき費目分類での実績を直接把握することができず、現任の指定管理者との間で不必要に情報の格差を生じさせることになる。その結果、指定管理者に新規参入しようとする応募者に対して不必要な不利益を課すこととなってしまう。

したがって、指定管理者の募集の際に、応募予定者に開示する過年度の決算と応募者に提出させる収支計画書とは、特段の事情（移転により施設の内容が大幅に変更になるといった事情（青少年センター）や応募者に提出させる収支計画書の費目を募集の際に適切に見直すといった事情など）がない限り、費目を一致させるべきである。なお、収支計画書の費目を見直すような場合でも、過去の管理運営費の決算状況については、新たな費目分類に可能な範囲で近づけたものを開示すべきである。

（意見１２）【対象施設：３、５、８】【制度所管課】

指定管理者の募集の際に、応募予定者に開示する過年度の決算と応募者に提出させる収支計画書とは、特段の事情のない限り、費目を一致させるべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。

⑺ 応募書類に含まれる収支計画書について

監査対象の全施設での指定管理者の募集において、応募書類の１つとして収支計画書が含まれている。この収支計画における収入または支出には、「県が指定管理者に支払う指定管理料を受領することによる収入」または「指定管理者が県に納付金を支払うことによる支出」が含まれることになっている。

そして、監査対象の施設のうち東部防災館以外の施設での募集においては、収支計画書の記載上の注意として、「収入と支出が等しくなるように収支計画を作成してください」という旨が記載されている。すなわち、指定管理者が指定管理業務を実施することにより得る経済的利益については、この収支計画書に記載することができないことになる。

一見すると、収入と支出が等しくなるような収支計画を提出させれば、指定管理者

の報酬・利益に相当するような金額が含まれないことになるため、県が指定管理者に支払う指定管理料が最小化される（あるいは指定管理者が県に支払う納付金が最大化される）ことになるようにも思える。

しかしながら、現実問題として、応募者（特に民間の営利企業）は指定管理者となることにより何らかの利益があると考えるからこそ、指定管理者に応募するものである。

それにもかかわらず、応募者に対して収入と支出が等しくなるような収支計画を求めると、真摯に収支計算を行おうとする者には応募のインセンティブを削いで応募を諦めさせる効果が結果的に生じてしまうとともに、そうでない者には支出項目を水増しして計上するように誘引する効果を生じてさせてしまうことになる。

また、現任の指定管理者としては、支出の実績額を正直に報告すると次回募集時にはそれを前提とした収支計画を提出せざるを得ないこととなる（現任者が実績よりも多額の支出を見込んだ収支計画を提出することは事実上不可能である。）。そうすると、現任の指定管理者においては、実績報告の段階においても、次回の応募を見据えて支出項目を水増ししようということにつながりかねない。

結局のところ、収入と支出が等しくなるような収支計画を提出させることは、真摯な者に応募を断念させるとともに、計画段階と実績報告の両局面で結果的に支出項目の水増しを引き起こしかねないものと評価できる。計画段階での支出項目の水増しは指定管理者の選定過程での意思決定を歪めるものであり、実績報告での支出項目の水増しは次回募集時の指定管理料の上限または下限の設定や他の応募者・応募予定者による適切な計画立案を歪め、ひいては次回募集時の指定管理者の選定過程を歪めることになる。

十分な応募者があって応募者間の競争が行われるのであれば、利益を発生させてはならないという建前を設けるのではなく、競争のプロセスを経た適正な利益の獲得を認めることこそが適切である。このことは、公共工事における入札などと同様である。

すなわち、現状のように、応募者自身の利益となる額を考慮せずに応募者に対して収入と支出が等しくなるような収支計画を求めることは適当ではない。

なお、以上で述べたことは、実績の支出額が適正に計上、公開され、その情報開示の成果もあり十分な応募者があることを前提としている。すなわち、支出額について厳正なチェックがなされることや、応募者を十分に確保するための取組を行うことが、必要不可欠な前提である。

（意見１３）【対象施設：２、３、４、５、６、７、８、９】【制度所管課】

指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書では、応募者自身の利益となる額を考慮せずに収入額と支出額を一致させること（すなわち収入額と支出額との差額である応募者自身の利益となる額をゼロとすること）を要求すべきではない。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。

また、監査対象の全施設での指定管理者の募集において、提出を求める収支計画書の費目は、県側が指定している。

当然のことながら、これらの収支計画書は選定委員による選定に用いられるものである。したがって、収支計画書は、事業計画の財務面を的確に反映した様式とすることが必要である。そして、収支計画書の費目は、いかなる種類の収入・支出がどの程度の額であるかを分類するものであり、収支計画書が事業計画の財務面を的確に反映できるかどうかについて、大きな影響を与えるものである。

また、意見１２のとおり、指定管理者の募集の際に公表される過去の実績は、応募の際に提出させる収支計画書の費目に沿って集計されるべきものである（実際にも、例えば牟岐少年自然の家では収支計画書の費目に沿って集計された過去の実績が公表されている。）。指定管理に新規参入しようとする応募者にとってみれば、対象施設の過去の財務面での実績は、収支計画書の費目に沿った分類により把握することになる。したがって、適切に情報を公開して応募を促進するという観点でも、対象施設の収入・支出の実績を収支計画書の費目により分類すれば事業の財務面での実績を的確に反映できるよう、収支計画書の費目を設定する必要がある。

以上のとおり、収支計画書の費目分類は、事業計画の財務面を的確に収支計画書に反映するという観点から適切に設定される必要がある。

しかしながら、実際のところは、事業計画の財務面を的確に収支計画書に反映する観点から十分であるとは評価できない費目分類が散見される。

例えば、旧吉野川流域下水道では、開示された過年度の決算においても提出された収支計画書においても諸経費の中で「その他」が突出しているが、選定委員にはその内訳は不明ということになり、新規参入しようとする応募者が応募書類を作成するに当たって諸経費の内容を検討しようとしてもその内訳は不明ということになる。

また、例えば、牟岐少年自然の家では、「運営費」という費目があるもののそれ以

上の内訳の記載は求められておらず、やはり、選定委員にはその内訳は不明ということになり、新規参入しようとする応募者が応募書類を作成するに当たって運営費の内容を検討しようとしてもその内訳は不明ということになる。

このように、収支計画書の費目分類は、現状が必ずしも適切であるとは限らないことから、一度見直しを行う必要がある。このことについては、例示した対象施設以外の対象施設においても同様である。

（意見１４）【対象施設：全】【制度所管課】

指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書の費目は、その費目分類により実績報告を指定管理者に行わせることを前提に、指定管理業務の実態を踏まえて重要性の高いものをピックアップして設定するべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の費目を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。

収支計画書の費目については、募集要項に項目名が示され、若干の補足説明はあるものの、募集要項の記載だけでは具体的な支出がどの費目として計上されているかがはっきりしないという事態も生じている。

例えば、牟岐少年自然の家では、収支計画に対応する実績報告において、支出の「固定費」内に「人件費（法定福利費等含）」という項目があるにもかかわらず、例えば給食員の人件費は支出のうち「運営費（給食材料費含）」に、宿直員の人件費は「維持管理費」内の「施設警備費」に割り振られるなどしている（なお、令和５年度において、「施設警備費」はその全額が宿直員の人件費である。）。このような情報開示は、指定管理に新規参入しようとする応募者にとっては極めて分かりにくい状態となっているというべきである。また、指定管理者は応募時からそのような分類を前提としていたと考えられるが、選定委員がそのように分類されていると認識するとは限らないのであり、例えば全従業員の人件費が「固定費」内の「人件費」に含まれていると勘違いした上で選定を行った可能性もある。

前述のとおり、収支計画書の費目分類は、事業の財務面での計画を的確に収支計画書に反映する上で重要なものである。そして、事業の財務面での計画を的確に収支計画書に反映するためには、費目分類はできる限り一義的に理解することが可能なように設定すべきであり、そのような認識を応募者や選定委員と共有できるように必要な

説明を行うべきである。

すなわち、指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書については、個別の収入・支出がどの費目に該当するかができる限り一義的に定まるよう、各費目について適切な説明を行うべきである。

（意見１５）【対象施設：全】【制度所管課】

指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書については、個別の収入・支出がどの費目に該当するかができる限り一義的に定まるよう、各費目について適切な説明を行うべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の説明を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。

３　指定管理者の選定について

⑴　指定管理者の選定手続の概要

「運用マニュアル」では、応募者から提出された申請書及び事業計画書等を審査し、指定管理者の候補を選定する選定委員会を設置することとされている。選定委員は、募集要項で定めた審査基準及び審査方法に基づき、書類審査、面接等の方法で審査を行い、総合的に判断し、採点することとされており、選定委員会は、各選定委員の採点を合計した総合点をもとに、指定管理候補者を選定し、知事に報告することとされている。

⑵　外部委員の人選について

「運用マニュアル」では、選定委員会は５名程度の委員で構成し、内部委員は１名を上限とすることとされている。そして、外部有識者の人選に当たっては、当該施設の管理運営に関し、利害関係のない者を選任するものとすることとされている。

令和３年度に行われた青少年センターの指定管理者の選定において、選定委員会の外部委員はＡ氏、Ｂ氏、Ｃ氏、Ｄ氏の４名であり、内部委員はＥ氏１名であった。このうち、Ａ氏、Ｂ氏、Ｃ氏、Ｅ氏の４名は、未来創生文化部（当時）の指定管理対象施設の選定委員会において共通委員とされており、未来創生文化部（当時）の指定管理対象施設である青少年センター、人権教育啓発推進センター及び徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の選定委員会の外部委員を兼務していた。

Ｄ氏は、青少年センターのみについての外部委員であったが、Ｄ氏はその当時の人権教育啓発推進センターの指定管理者であり、かつ、青少年センターの指定管理者の応募と同時期に行われた人権教育啓発推進センターの指定管理者の募集への応募者である特定非営利活動法人徳島ヒューマンネットの理事でもあった。

令和３年１０月６日には、未来創生文化部（当時）の指定管理対象施設である人権教育啓発推進センター、徳島県立阿波十郎兵衛屋敷及び青少年センターについて第２回選定委員会が同じ部屋で立て続けに行われた。具体的には、午後１時３０分から午後２時３０分まではＤ氏が理事を務める特定非営利活動法人徳島ヒューマンネットが応募者として質疑応答等の審査を受け、午後３時３０分から午後４時３０分まではＤ氏が外部委員として青少年センターの審査を行ったこととなる。

選定委員会の運用には非公開の部分も存在しているところ、別施設で選定委員を務

めている者は、その者の関係者が応募しようとする施設に関する選定委員会の運用をある程度推察できる可能性がある。また、審査の日程や委員が共通していると、外部からは委員間での忖度があったかのように捉えられてしまうおそれがある。特に、同一部局が所管する指定管理対象施設については、選定委員会の非公開の運用についてもより多くの部分が共通するほか、委員も重複していることがあるのであり、外部委員に利害関係がある場合に選定の公正さに生じる疑義の程度も大きい。

以上からすると、D氏を青少年センターについての選定委員会の外部委員に選任したことは、選定の公正さに疑義を生じさせかねないものであったといえる。

外部委員の人選においては、少なくとも同一部局が所管する指定管理対象施設の管理運営に利害関係がある者を選任しないようにすべきであり、他の部局が所管する指定管理対象施設の管理運営に利害関係がある者についても選任を避けるべきかどうかについては適切に検討を行うべきである。そして、検討の結果を踏まえ、外部委員の人選において利害関係者に該当することを理由として選任を避けるべき者の範囲に関する方針を改めるべきである。

（意見１６）【対象施設：４】【制度所管課】

外部委員の人選は、当該施設の管理運営に利害関係がある者を選任しないようにするのはもちろんのこと、少なくとも同一部局が所管する指定管理対象施設の管理運営に利害関係がある者を選任しないようにすべきである。制度所管課は、どの範囲の指定管理対象施設の管理運営に利害関係がある者を選任しないようにすべきであるかを検討し、外部委員の人選において利害関係者に該当することを理由として選任を避けるべき者の範囲に関する方針を改めた上、施設所管課に周知して遵守させるべきである。

⑶　第１回選定委員会の開催時期について

「運用マニュアル」では、審査基準については、選定委員会の独立した意見が反映されるよう、あらかじめ選定委員の意見を聞いた上で作成し、委員の意向を十分反映した審査基準とすることが定められている。

そして、全ての監査対象施設において、審査基準や審査方法は第１回の選定委員会で定める運用がなされているところ、各監査対象施設での直近の指定管理者の募集に

おける第１回選定委員会の開催日と募集要項の公表日は以下のとおりであった。

監査対象施設	第１回選定委員会の開催	募集要項の公表
東部防災館	書面開催	令和４年１０月２８日
あすたむらんど	令和２年７月９日	令和２年７月１６日
人権教育啓発推進センター	令和３年７月７日	令和３年７月１６日
青少年センター	令和４年７月１２日	令和４年７月１９日
障がい者交流センター等	令和４年７月１５日	令和４年７月２０日
木のおもちゃ美術館	令和２年１２月１１日	令和２年１２月１８日
旧吉野川流域下水道	令和５年７月１８日	令和５年７月２６日
藍場町地下・松茂駐車場	令和４年７月１４日	令和４年７月２２日
牟岐少年自然の家	令和３年７月６日	令和３年７月１５日

これらの募集要項の公表時期は、これ以上後ろ倒しにすることについてはスケジュール上の余裕がなかったものと考えられる（「運用マニュアル」でも、次年度４月からの指定管理者を選定する場合には募集要項の公表を７月とすることが標準的なスケジュールとしている。）。そして、第１回選定委員会の時点で選定委員も募集要項の公表予定時期及び、その予定を後ろ倒しにすることには困難があるということも把握しているものと考えられる。

そうすると、選定委員としても、募集要項を抜本的に修正するとなると時間的余裕がないため、第１回選定委員会において募集要項の抜本的な修正などを求める意見を出すことに躊躇を覚えることとなる。そして、そのような意見が出にくくなれば、ひいては、指定管理者制度の運用の改善の機会を逸することになる。

他方、前述の各募集についてみれば、第１回選定委員会をより早めることの支障となる特段の事情は存在しない（なお、「運用マニュアル」では、次年度４月からの指定管理者を選定する場合の標準的なスケジュールを示す表において選定委員会の設置・開催の時期は単に公募前とのみ示しているに過ぎない。）。

そうすると、第１回選定委員会は、選定委員から募集要項について抜本的な修正などを求める意見が出された場合であってもそれを反映できるだけの時間的余裕をもって開催すべきであったというべきである。

また、東部防災館に係る令和４年度の指定管理者の募集では、第１回選定委員会は書面開催とされたが、前述のスケジュールに余裕がない場合以上に選定委員が抜本的

な意見を出しにくくなるのであり、特段の事情のない限り第１回選定委員会は書面開催とすべきではない。

（意見１７）【対象施設：全】【制度所管課】

第１回選定委員会は、選定委員から募集要項について抜本的な修正などを求める意見が出された場合であってもそれを反映できるだけの時間的余裕をもって開催すべきであり、特段の事情のない限り、書面開催としたり意見反映の余裕のないスケジュールで第１回選定委員会を開催したりすべきではない。制度所管課は、第１回選定委員会の開催時期についても標準的なスケジュールとして示すことも検討の上、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。

⑷ 審査基準について

「運用マニュアル」では、委員間で採点の基準等について意思統一を図った上で、基本的に各委員が審査採点し、総合的な評価を行うこととされている。項目・配点については、配点を１００点満点とし、「効率的な管理運営（経済性の追求）」の基本配点を３０点、配点の幅を２０点～４０点とすることを基本として、施設毎に詳細の項目を設定することとされている。「効率的な管理運営（経済性の追求）」の詳細な項目としては、「管理運営経費の縮減」「増収対策」が例示されている。また、「安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況」についても基本配点を３０点、配点の幅を２０点～４０点とすることが基本とされており、「安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況」の詳細な項目としては、「建物・設備等の維持管理方針」「人員配置」「雇用条件等の就業環境の整備」「これまでの管理実績」「一定の財政基盤（財務状況）」が例示されている。

このことからすると、維持管理や収支内容の適正さや実現可能性については「安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況」として考慮してその枠で配点を行うべきであり、基本配点を３０点とする「効率的な管理運営（経済性の追求）」については、基本的には指定管理料の額により評価されるものと捉えるべきである。

換言すると、一般的な指定管理対象施設では、「安かろう悪かろう」となることを避けながらも公費支出額を適切に削減するには、指定管理料の額について配点の３割前後のウエイトを置くことが経済性を過剰に重視あるいは軽視することなく適切で

あるということである。

ところが、以下で述べるとおり全ての監査対象施設において、特別な事情がないにもかかわらず、指定管理料の額についての評価項目に、実質的に配点の３割前後のウエイトを置いていない。

東部防災館では、「効率的な管理運営（経済性の追求）」に１００点満点中３０点の配点が割かれているが、このうち２０点は「施設、設備等の適正な維持管理を行うための方策が提案されているか」「収支計画の内容が適正かつ妥当か」という２つの視点による５段階評価（各１０点）に割かれており（これらの内容は「運用マニュアル」にいう「安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況」で評価すべき内容であることは前述のとおりである。）、指定管理料の多寡によっては１０点しか差がつかない。

あすたむらんどでは、「効率的な管理運営（経済性の追求）」に１００点満点中３０点の配点が割かれているが、このうち１５点は「収支の内容が適正かつ実現可能か」という視点による５段階評価に割かれており（これらの内容は「運用マニュアル」にいう「安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況」で評価すべき内容であることは前述のとおりである。）、指定管理料の多寡自体に関する配点は１５点に過ぎない。そして、指定管理料の多寡についての得点は、計算式上最低でも１点が必ず与えられることから最大でも１４点しか差がつかない。また、基準額よりも１円でも低ければ必ず追加で１０点が与えられることから、基準額よりも１円以上低い金額で応募した者の間では最大でも４点しか差がつかない。

人権教育啓発推進センターでは、「効率的な管理運営（経済性の追求）」に１００点満点中２０点の配点が割かれている。このうち１０点は収支計画の評価として得点が、「配点－配点×（提案額－最低額）／基準額」という算式で算出されることとされている。しかしながら、この計算式では基準額の９０％の金額で提案したとしても基準額どおりに提案した者と１点しか差がつかないことになってしまうのであり、「効率的な管理運営」の配点は実質的には２０点に満たないと評価すべきである。

青少年センターでは、「効率的な管理運営」に１００点満点中２０点の配点が割かれている。このうち１０点は、「適正な維持管理」、具体的には「センターの施設の日常的、定期的な安全管理等、適正な維持管理が期待できるか」という視点による５段階評価に割かれており（これらの内容は「運用マニュアル」にいう「安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況」で評価すべき内容であることは前述のとおりであ

る。)、指定管理料の多寡によっては１０点しか差がつかない。指定管理料の多寡により差がつく１０点についても、人権教育啓発推進センターと同様、得点が「配点－配点×（提案額－最低額）／基準額」という算式で算出されることとされているため、基準額の９０％の金額で提案したとしても基準額どおりに提案した者と１点しか差がつかない。

障がい者交流センター等では、「効率的な管理運営（経済性の追求)」に１００点満点中２０点の配点が割かれているが、このうち１０点は「収支計画の内容が適正かつ実現可能か」という視点による５段階評価に割かれており（これらの内容は「運用マニュアル」にいう「安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況」で評価すべき内容であることは前述のとおりである。)、指定管理料の多寡自体に関する配点は１０点に過ぎない。そして、指定管理料の多寡についての得点は、計算式上最低でも２点が必ず与えられることから最大でも８点しか差がつかない。

木のおもちゃ美術館では、「効率的な管理運営（経済性の追求)」に１００点満点中２０点の配点が割かれているが、このうち１０点は「収支の内容が適正かつ実現可能か」という視点による５段階評価に割かれており（これらの内容は「運用マニュアル」にいう「安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況」で評価すべき内容であることは前述のとおりである。)、指定管理料の多寡自体に関する配点は１０点に過ぎない。そして、指定管理料の多寡についての得点は、計算式上最低でも１点が必ず与えられることから最大でも９点しか差がつかない。

旧吉野川流域下水道では、「効率的な管理運営（経済性の追求)」に１００点満点中２０点の配点が割かれているが、このうち１０点は「収支の内容が適正かつ妥当か」という視点による５段階評価に割かれており（これらの内容は「運用マニュアル」にいう「安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況」で評価すべき内容であることは前述のとおりである。)、指定管理料の多寡自体に関する配点は１０点にす過ぎない。そして、指定管理料の多寡についての得点は、計算式上最低でも１点が必ず与えられることから最大でも９点しか差がつかない。

藍場町地下・松茂駐車場では、「収支計画の内容及び実現の可能性並びに安定的な運営が可能となる経済基盤」に１００点満点中３２点の配点が割かれているが、このうち７点は「法人等の財務状況は健全か」という観点で応募者の貸借対照表及び損益計算書に基づき計算される得点が与えられることとなっており（これらの内容は「運用マニュアル」にいう「安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況」で評価す

べき内容であることは前述のとおりである。)、指定管理料の多寡自体に関する配点は２５点となっている。その２５点についても、最高額の提案のあった応募者を満点としその他の団体については「配点×提案額／最高額」という算式で算出されることとされている。しかしながら、この計算式では基準額の１１０％の金額(かつ最高額)で提案したとしても基準額どおりに提案した者と２．３点しか差がつかないことになってしまう。しかも、収支の実現性が見込めない場合には減点できるかのような表記もある（この点についても「安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況」で評価すべき内容であることは前述のとおりである。)。そのため、指定管理料の多寡自体に関する配点は実質的には２５点に満たないと評価すべきである。

牟岐少年自然の家では、「効率的な管理運営（経済性の追求)」に１００点満点中２０点の配点が割かれているが、指定管理料の多寡を得点に換算するような計算式は特に設定されていない。そして、「効率的な管理運営（経済性の追求)」の採点については、「指定管理料の額(基準額を大きく下回っている場合のみ評価、基準額内は普通)」「事業運営に必要な人件費が適切に確保されているか」「事業運営に必要な費用（物件費）が適切に確保されているか」「収入見込みも含め、収支計画全体のバランス、実現性があるか」という４つの採点のポイント（各５点）を５段階評価した結果を採点の基礎として、原則としてその合計を「効率的な管理運営（経済性の追求)」の得点とすることとされている（ただし、項目の内容によっては、「採点のポイント」ごとの評価上の「軽重が異なる」と判断される場合は、単純な合計でなくとも可とされている。)。これらの採点のポイントのうち、「事業運営に必要な人件費が適切に確保されているか」「事業運営に必要な費用（物件費）が適切に確保されているか」「収入見込みも含め、収支計画全体のバランス、実現性があるか」の３つについては「運用マニュアル」にいう「安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況」で評価すべき内容であることは前述のとおりである。また、指定管理料の多寡についての採点のポイントも「基準額内は普通」とされており、「普通」は３点とされていることから、基準額内であれば３点が与えられることとなって基準額内の応募であれば最大で２点しか差がつかないこととなる上、その２点分についても「基準額を大きく下回っている場合のみ評価」されるに過ぎない。

以上のとおり、いずれの監査対象施設についても、指定管理料の多寡に関する配点が少なく、一部の監査対象施設についてはこのことに加えて指定管理料の多寡を得点に換算する方法が不適切であるため、指定管理料の多寡が得点差として十分に反映さ

れない審査基準となっている。したがって、配点及び指定管理料の多寡を得点に換算する方法を改め、指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきである。

なお、指定管理料の多寡を相対評価で得点に換算する方法を採用すると、質は低いが安価な提案（安かろう悪かろうな提案）をした者が出てくることによって、その者が選定されるわけでもないにもかかわらず、他の応募者の得点や選定結果が変わってしまうことがあり得る。

例えば、「効率的な管理運営（経済性の追求）」の配点が３０点（得点は、「配点－配点×（基準額－その者の提案額）／（基準額－全応募者の提案額のうち最低額）」の算式による）、その他の項目の配点が７０点である場合に、基準額どおりの提案をした者（甲）のその他の項目の得点が６０点、基準額の９０％の提案をした者（乙）のその他の項目の得点が４０点とすると、甲と乙の２者のみの応募があった場合には甲の得点は０点【経済性の追求】＋６０点【その他】＝６０点、乙の得点は３０点【経済性の追求】＋４０点【その他】＝７０点となり乙が選定されることとなるが、基準額の５０％の提案でその他の部分では１０点しか得点のないような安かろう悪かろうな提案が第三者からなされると、甲の得点は０点【経済性の追求】＋６０点【その他】＝６０点、乙の得点は６点【経済性の追求】＋４０点【その他】＝４６点となり、甲が選定されることとなる。すなわち、安かろう悪かろうな提案（場合によってはおよそ選定される余地のないような提案）が第三者からなされたか否かによって選定結果が左右されることになるが、これは必ずしも適切なこととはいえない。

したがって、指定管理料の多寡を得点に換算する方法の決定に当たっては、相対評価で得点換算を行うことの是非についても十分に検討を行うべきである。

（意見１８）【対象施設：全】【制度所管課】

指定管理料の多寡に関する配点が少なくあるいは指定管理料の多寡を得点に換算する方法が妥当ではないため、指定管理料の多寡が得点差として十分に反映されない審査基準となっている。配点及び指定管理料の多寡を得点に換算する方法を改め、指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきである。制度所管課は、審査基準において経済性に関する項目の配点を適切に確保した上でその配点の範囲内で指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきであることや収支内容の適正さや実現可能性などについては経済性に関する項目以外の項目で判断すべ

きものであることを施設所管課に周知し、遵守させるべきである。

⑸　内部委員による審理への関わり方について

青少年センターの指定管理者選定のための第２回選定委員会では、応募者との質疑応答がなされ、その後選定委員の間で意見交換が行われた。

その意見交換の際、外部委員から管理等に関して厳しい意見が出されたところ、内部委員は、「県としても、決まったらですけど、管理の部分で指導と言いますか、しっかりとグリップを締めたいと思います。」「心して指導してまいります。よろしくお願いいたします。」「多少不安はあるということで御意見は承りました。」と述べるなどした。

しかしながら、内部委員は、あくまでも選定委員の一員として審査を行うことを職責とするのであって、選定後の県による指定管理者に対する指導等について約束、説明したりあるいは意見を受け付けたりするような立場にはない。そのような約束、説明や意見の受付は選定委員ではなく事務局が行うべき事項である。

むしろ、内部委員が県としての選定後の指導等について約束、説明や意見の受付を行いつつ一定の意見（青少年センターの指定管理者募集では応募者が１者のみであったこともあり、指定管理者として適しているとする方向の意見）を表明することは、内部委員が県の意向に選定委員会の意見を誘導するようなものであり、適切な振る舞いであるとはいえない。

（意見１９）【対象施設：４】

選定委員会において、内部委員は、あくまでも選定委員としてその職責に当たるべきであり、選定後の県による指定管理者に対する指導等について約束、説明したりあるいは意見を受け付けたりするような振る舞いを行うべきではない。

⑹　外部委員の報償について

外部委員には辞退者を除いて日当が支払われているが、その金額は選定委員会の会議に出席した時間を基礎として算定されている。

しかしながら、選定委員としての職責を全うするには、膨大な分量の応募書類を選定委員会の会議の時間外に事前に読み込まなければならない。それにもかかわらず日

当額の基礎を選定委員会の会議に出席した時間のみとすることは、外部委員に対して応募書類の読み込みという作業についていわば無償奉仕を強いるものであり、不適切と評価すべきものである。

選定委員としての職責を全うするには選定委員会の会議の時間外に事前に応募書類等の資料を検討する必要があることは明らかなのであるから、外部委員の報償額はそのことを前提として算定すべきである。

（意見２０）【対象施設：全】【制度所管課】

選定委員会の外部委員に支払うべき報償の金額については、会議に出席する時間のみならず応募書類等の資料を検討するために要した時間についても算定の基礎とすべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。

４　協定の内容等について

⑴　報奨金・ペナルティ等の設定について

一部の監査対象施設では、入場者数等の成果に応じて指定管理料を増減する報奨金・ペナルティが設定されている。報奨金制度とは指定管理者があらかじめ定めた施設の利用者数や使用料収入額等を上回る成績を上げた場合に地方公共団体が報奨金を支払う制度であり、指定管理者へインセンティブを提供する方法として導入可能である旨は「運用マニュアル」にも記載されている。

あすたむらんどでは、年度入園者数実績４０万人以上を達成し、かつ年度使用料収入実績が７０，０００千円を上回った場合には、年度使用料収入実績と７０，０００千円の差額の５割を報奨金として支払うこととされている。他方、年度入園者数実績４０万人を下回り、かつ年度使用料収入実績が７０，０００千円を下回った場合には、年度使用料収入実績と７０，０００千円の差額の５割を指定管理料から減額するというペナルティが定められている。

すなわち、あすたむらんどでは、年度入園者数４０万人、年度使用料収入７０，０００千円という数値を基準として、報奨金やペナルティの発生や額が判断されることになる。

施設所管課によると、これらの基準は、過去の実績をもとに算出したとのことである。

そこで、令和２年度に行われた指定管理者募集時点での過去の実績を検討するに、令和元年度（募集を行った年度の前年度）は年度入園者数４４８，３４１人、年度使用料収入７７，２９４，６５０円であり、その前年度である平成３０年度は年度入園者数４３６，０９３人、年度使用料収入７７，９２１，６８０円、平成２９年度は年度入園者数４３８，９１７人、年度使用料収入７９，１３５，２９０円となっている。そして、募集直前の３年間のみならず、あすたむらんどの開園以来令和元年度に至るまで、全ての年度において、年度入園者数は４０万人を超えており、年度使用料収入も７０，０００千円を超えていた。

それにもかかわらず、年度入園者数４０万人、年度使用料収入７０，０００千円という数値を基準とすると、指定管理者は従前と同程度の運営を行うだけで報奨金を受けることができる可能性が高い（もっといえば、多少運営状況が悪化してもなお報奨金を受ける可能性がある。）。報奨金制度は、想定を上回る成績を上げた場合にインセ

ンティブを与えることにより指定管理者による管理運営上の努力や工夫を奨励するものであるが、上記のような数値設定では指定管理者においてかかる動機付けにならない。むしろ、従前どおりかそれを下回る管理運営であっても報奨金を受ける可能性を残すものであり管理運営上の努力や工夫をすることについて消極の方向で作用しかねない。

そもそも、報奨金は対象施設を想定よりも上回る成績で運営したことに対する報奨であり、ペナルティは想定よりも下回る運営となったことに対して与えられるものである。そして、その想定には一定の幅があっても良いのであるから、それぞれが発生する数値基準を一致させる必要性はない。むしろ、報奨金発生の基準となる数値とペナルティ発生の基準となる数値を一致させた結果、ペナルティの発生を可及的に避けようとする配慮が働き、報奨金発生の基準が過度に低く設定される結果になってしまっているとみるのが自然である。

したがって、次回の指定管理者の募集の際には、報奨金の基準となる数値をペナルティの基準となる数値よりも高い基準に設定することなどを含めて検討を行い、報奨金発生の基準が不当に低くならないようにすべきである。

後述のとおり、この点については木のおもちゃ美術館においても同様である。

（意見２１）【対象施設：２、６】

報奨金は対象施設を想定よりも上回る成績で運営したことに対する報奨であり、ペナルティは想定よりも下回る運営となったことに対して与えられるものである。そして、その想定には一定の幅があっても良いのであるから、それぞれが発生する数値基準を一致させる必要性はない。報奨金制度を採用する施設においては、次回の指定管理者の募集の際には、報奨金の基準となる数値をペナルティの基準となる数値よりも高い基準に設定することなどを含めて検討を行い、報奨金発生の基準が不当に低くならないようにすべきである。

木のおもちゃ美術館では、年度入館者数実績が年度入館者数目標を達成し、かつ、年度使用料収入実績が目標額を上回った場合には、年度使用料収入実績と目標額の差額の５割を報奨金として支払うこととされている。他方、年度入館者数実績が年度入館者数目標を下回り、かつ、年度使用料収入実績が目標額を下回った場合には、年度使用料収入実績と目標額の差額の５割を指定管理料から減額するというペナルティ

が定められている。年度入館者数目標及び年度使用料収入の目標額は、指定管理者の募集や基本協定締結の時点では、令和３年１０月から令和４年９月までの実績を基に令和４年度に設定することとされていたが、新型コロナウイルス感染症による影響等を考慮して令和５年１月１６日付けの変更協定書により令和３年１０月から令和５年９月までの実績を基に令和５年度に設定することとされ、最終的に、令和６年２月１日付けの変更協定書により年度入館者数目標は１０万人、年度使用料収入の目標額は４２，６３０千円と定められ、令和６年度から適用されることとなった。

施設所管課によると、年度入館者数目標は他県の同趣旨かつ同規模の施設の年間入場者数を基に目標値を設定し、年度使用料収入の目標額は令和３年１０月から令和５年９月までの２か年の実績の半額（１万円未満切り捨て）により設定したとのことである。しかしながら、令和３年度から令和５年度までに係る各年度の事業実施報告書（年度報告書）によると、令和３年１０月から令和４年９月までの入館者数の実績は合計９９，１３９人（なお、令和３年１０月２４日のグランドオープン後の３４２日間の実績であり、１年間（３６５日間）に換算すると１０５，８０６人に相当する。）、令和４年１０月から令和５年９月までの入館者数の実績は合計１１３，４６９人である。年度入館者数目標を具体的に設定した時点の協定によると年度入館者数目標は令和３年１０月から令和５年９月までの実績を基に設定することとされていたことも併せ考慮すると、これらの実績にもかかわらず年度入館者数目標を１０万人と設定したことは協定の求める基準よりも過度に低い基準を設定したものと評価せざるを得ない。

指定管理の応募者は募集要項の内容を前提として経済的条件を設定して応募するのであるから、指定管理者に選定された者に対してのみその条件を事後的に有利に変更することは競争をも歪めかねないのであり、応募段階と異なる報酬・ペナルティを事後的に設定することには大きな問題がある。

（指摘２）【対象施設：６】

木のおもちゃ美術館において、令和６年２月１日付けの変更協定書により年度入館者数目標を１０万人と設定したことは、募集要項や当初の基本協定の趣旨を逸脱して指定管理者に報奨金を発生させあるいはペナルティを回避させるものであり、不適切であった。

「運用マニュアル」における報奨金制度の導入に関する記載は制度導入が可能であるという程度にとどまるが、報奨金制度の趣旨を踏まえ、報奨金やペナルティの発生基準となる数値の設定に係る指針等を示すべきである。

（意見２２）【制度所管課】

制度所管課は、報奨金とペナルティの両方を設定する場合においては報奨金発生の基準となる数値とペナルティ発生の基準となる数値は必ずしも一致させる必要性はない旨など数値設定に係る指針等を検討し、これを施設所管課に周知し、それぞれの基準を適切に設定させるべきである。

藍場町地下・松茂駐車場では、金額の多寡にかかわらず利用料金収入は指定管理者の収入となる一方、利用料金収入が指定管理者募集の際の収支計画書に記載された利用料金収入額の金額を上回った場合、指定管理者が県に超過した額の１００分の５０に相当する額の変動納付金を支払うこととされている。

すなわち、指定管理者からすれば、応募時の収支計画において利用料金の収入予定額を高額にしておき、固定納付金を除く費用の予定額もこれに合わせて高額にしておくことで、変動納付金の発生を免れ又は発生額を減らすことが可能であるということになる。

実際のところ、応募時の収支計画書において、令和５年度の利用料金の収入予定額は１１３，０００，０００円、費用（固定納付金を除く。）の予定額総額は４８，５８０，０００円とされていたところ、実績では利用料金の収入予定額が１０２，６８５，９９４円、固定納付金を除く費用が４０，７８４，７８４円となり、いずれについても実績は応募時の収支計画書の記載を大幅に下回っている。

変動納付金の発生を免れ又は発生額を減らすために利用料金収入や固定納付金を除く費用の予定額を不適切に高額に計上することについては選定の過程で審査するという考え方もあり得ないものではないが、令和４年に行われた募集においてはそもそも応募が１者であったため応募者間の比較検討の余地もなく変動納付金の発生基準となる額が決定されることとなった。また、仮に２者以上の応募があったとしても、変動納付金の発生基準となる額の多寡が反映される審査項目は存在していなかったため審査過程で評価することはできなかった。

そもそも、変動納付金は、結局のところ利用料金収入を県と指定管理者とでどのよ

うに分配するかを定めるものであるから、指定管理の応募者にそれを決定させる必要性はなく、過去の収入実績に基づいて県側において決定することなど他の方法も考えられるところである。少なくとも、前述のとおり、変動納付金の発生基準となる額を指定管理に応募した者の収支計画における収入予定金額とすることは合理的であるとはいえず、そのようにすることは適切ではない。

（意見２３）【対象施設：８】

変動納付金の発生基準となる額を指定管理に応募した者の収支計画における収入予定金額とすることは適切ではない。変動納付金の発生基準となる額は、過去の収入実績に基づいて県側において決定するなどの方法を検討し、適切に設定すべきである。

⑵ 収支実績の報告について

あすたむらんど、人権教育啓発推進センター、青少年センター、障がい者交流センター等及び牟岐少年自然の家では、年度終了時に、指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類による実績報告が行われていない。

あすたむらんどでは、収支計画書では存在しなかった「管理費」の項目が実績報告（事業報告書）においては「固定費」「運営費」「維持管理費」と並んで追加されている。そして、実績報告における「管理費」に相当する費用が収支計画書ではどこに計上されているかは判然としない。

人権教育啓発推進センターでは、収支計画書では存在しなかった「法人税及び事業税等」の項目が、実績報告（事業報告書）においては固定費の内訳に追加されている。そして、実績報告における「法人税及び事業税等」に相当する費用が収支計画書ではどこに計上されているかはやはり判然としない。

青少年センターでは、年度での実績報告（管理運営業務に係る年次報告書）では、「指定事業収入」、「自主事業収入（目的内）」及び「自主事業収入（目的外）」の３項目が「事業収入」の１項目にまとめられてしまっているほか、収支計画書では１２項目（０円で計画された項目を除くと１１項目）に細分化されていた支出の費目は「維持管理・運営費（人件費含む）」「事業費」「その他」のわずか３区分での報告とされている。月次の報告（運営業務に係る月次報告書）では収支計画書より細分化された

費目により報告がなされているが、最後の月次報告（３月分の月次報告）は年度末の最終のものとは異なる数字であり、最終的な収支に対応する実績報告としては、収支計画書と同様の費目分類であるものは存在しない。

障がい者交流センター等では、収支計画書と同様の費目分類による実績報告は月次報告書による月次の報告でしか行われておらず、最後の月次報告（３月分の月次報告）は年度末の最終のものとは異なる数字であり、最終的な収支に対応する実績報告としては、収支計画書と同様の費目分類であるものは存在しない。

牟岐少年自然の家では、収支計画書において収入は「指定管理料」「利用料金収入」「自主事業収入」「施設の運営費にともなうその他の収入」の４区分とされている一方、実績報告（業務報告書（年次））においては「指定管理料」「利用料収入」「事業収入（給食費含）」との３区分となっており、収支計画書にいう「自主事業収入」と「施設の運営費にともなうその他の収入」の額が判然としない実績報告となっている。

なお、木のおもちゃ美術館では、収支計画書では「事務所運営費（研修費含）」や「運営費（姉妹協定費含）」とされていた項目が細分化された実績報告（事業実施報告書）が提出されており、一応は収支計画書と同様の費目分類による実績報告が行われているといえるが、実績報告において細分化して報告された「通信費」「広告宣伝費」等の項目が収支計画書の「事務所運営費（研修費含）」や「運営費（姉妹協定費含）」を細分化したものであることや実績報告での項目が「事務所運営費（研修費含）」と「運営費（姉妹協定費含）」のいずれに該当するかは一見して明らかではない。

対応する実績報告がない収支計画は、検証がなされないということになるのであるから、選定委員による選定に供するだけの資料ということになってしまう。そうすると、指定管理者募集の際に結局は見栄え優先で都合良く脚色した収支計画を提出させることを横行させかねないのであり、真摯に収支計画を立案する応募者が損をする仕組みになってしまっているというべきである。

以上のような観点から、指定管理者に対しては、協定などの取り決めにより、年度終了時の指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類により収支の実績を報告するよう求めるべきである。そして、その実績報告と収支計画とを照合することによる収支の適否のチェックも行うべきである。

（指摘３）【対象施設：２、３、４、５、６、９】

一部の対象施設では、年度終了時に、指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類による実績報告が行われていない。実績報告のない収支計画は検証ができないことにとどまらず、実績を意識しない収支計画の策定を誘発しかねない。指定管理者に対して年度終了時の実績報告として指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類によって行うよう求めるべきである。

（意見２４）【対象施設：全】【制度所管課】

指定管理者に対しては、協定などの取り決めにより、年度終了時の指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類により収支の実績を報告するよう求めるべきである。そして、その実績報告と収支計画とを照合することによる収支の適否のチェックも行うべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。

⑶　管理運営期間中の第三者使用について

管理運営期間中の第三者使用について、施設により若干の相違はあるものの、事前に県の承認を受けた場合を除き管理運営業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない旨が基本協定書で規定されている。

第三者使用における相手先業者について、東部防災館では、「業者の決定に当たっては可能な限り入札や相見積りを行うなど競争を付すものとし、１者随意契約を行う際には業者選定理由を示すこと。」と定められているが、他の施設においてはそのような定めはない。この点、業者の決定については指定管理者の自由であるとも考えられるが、県費を使った指定管理料や県民が支払う施設利用料を原資とすることから、経済性の観点や手続の透明化の観点から、他の施設においても東部防災館と同様の規定を設けることが望ましい。

（意見２５）【対象施設：２、３、４、５、６、７、８、９】【制度所管課】

一定の金額を超える第三者使用における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積りを行うなど競争を付すものとし、１者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、第三者使用における相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、

遵守させるべきである。

第三者使用についての県の承認に関する手続について、青少年センター、木のおもちゃ美術館、旧吉野川流域下水道の３施設は、指定管理者から各別に第三者使用の承認申請を受け、県が承認を行っている。

このうち、木のおもちゃ美術館と旧吉野川流域下水道では、再委託業務の内容や契約期間、予定金額、業者選定の方法等が詳細に記載された資料を添付の上承認申請が行われていた。

一方、青少年センターでは、再委託先の名称や再委託業務の内容の記載はあるものの、契約期間や予定金額、業者選定の方法については、承認申請書類や添付書類には記載されていない。再委託禁止の趣旨は安易な再委託により業務が不適切になることを防ぐことにあるところ、契約期間や予定金額を確認しないまま承認することは何ら再委託についてのコントロールを行っていないに等しい。

また、東部防災館、あすたむらんど、障がい者交流センター等、藍場町地下・松茂駐車場、牟岐少年自然の家の５施設は、各別には第三者使用の承認申請を行ってはおらず、委託一覧が記載された管理業務運営体制の確認依頼書などの提出とそれに対する県の完了確認通知により、第三者使用についての県の承認を行っているとのことである。しかしながら、提出されている書類や記載内容は各施設により差はあるものの、管理業務運営体制の確認は基本協定書で第三者使用についての承認とは別に規定された管理運営業務体制の確認に過ぎず、たとえその中に委託一覧が記載された書面が含まれていても第三者使用に関する承認があったものとは言えない。実際、管理業務運営体制の確認依頼書などに添付されている委託一覧は簡単な一覧であり、再委託期間や予定金額すら記載されていないものも散見され、およそ再委託先の妥当性を判断するだけの書類となっていない。

更に、人権教育啓発推進センターにおいては、再委託を行っているにもかかわらず、基本協定書締結後再委託の承認に関して何らの手続も行っておらず、管理業務運営体制の確認依頼書に委託一覧も記載されていない。

（指摘４）【対象施設：１、２、３、４、５、８、９】

第三者使用に関する承認手続について、適正な手続が行われていないまま再委託を行っている対象施設があった。再委託が原則禁止とされた趣旨に鑑み適正な手続によ

り再委託の承認を行うようにするべきである。

⑷ 修繕について

旧吉野川流域下水道を除く施設では、指定管理者が施設に重大な影響を及ぼす修繕を行う場合は、事前に県に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、県の事前の承認を得なければならない旨が基本協定書で規定されている。

しかしながら、どのような修繕が施設に重大な影響を及ぼす修繕に該当するかは定義されていない。

施設に重大な影響を及ぼす修繕に該当する場合には事前の手続が必要とされるところ、どのような場合に事前の手続が必要となるかを明確に判断できるよう、例えば基本協定書の別紙などで適切に用語を定義すべきである。

（意見２６）【対象施設：１、２、３、４、５、６、８、９】

施設に重大な影響を及ぼす修繕に該当する場合には事前の手続が必要とされるところ、どのような場合に事前の手続が必要となるかが不明確な対象施設があった。この点について明確に判断できるよう、基本協定書等で適切に用語を定義すべきである。

１件１０万円を超える修繕の実施について、東部防災館、あすたむらんど、木のおもちゃ美術館、牟岐少年自然の家では複数見積り等によることが基本協定書で明記されているが、その他の施設では定められていない。

この点、業者の選定については指定管理者の自由であるとも考えられるが、県費を使った指定管理料や県民が支払う施設利用料を原資とすることから、経済性の観点や手続の透明化の観点から、他の施設においても同様の規定を設けることが望ましい。

（意見２７）【対象施設：３、４、５、７、８】【制度所管課】

一定の金額を超える修繕の実施における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積りを行うなど競争を付すものとし、１者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、修繕を行う際の相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守

させるべきである。

あすたむらんどの基本協定書では、１件１０万円を超える修繕を執行する場合には事前に県と協議を行うことが定められている。しかしながら、施設所管課に対し事前協議についての書類を確認しようとしたところ、事前協議は行っているが事前協議の書類はないとのことであった。

事前協議の結果修繕を行ってよいかどうかの判断は担当者が判断できるものではなく県として判断すべきものであるところ、事前協議の書類が存在しないということはあり得ない。基本協定書に定められたとおりの手続が実際に実施されたかどうかも疑問である。

（指摘５）【対象施設：２】

あすたむらんどの基本協定書では、１件１０万円以上の修繕について事前協議が必要であると定められているが、事前協議についての書類が存在しなかった。基本協定書に定められたとおり適切に手続を実施するとともに事前協議の書類について保存すべきである。

東部防災館の要求水準書では、修繕・更新業務に要した費用については、毎月の月次報告時に執行状況を報告することと定められている。しかしながら、月次報告書では修繕・更新業務の内容は記載されているものの金額については記載されていなかった。

（指摘６）【対象施設：１】

東部防災館の要求水準書では、修繕・更新業務に要した費用を月次報告で報告するよう定められているが報告されていなかった。要求水準書どおりに報告するように指導すべきである。

修繕費を県と指定管理者のどちらが負担すべきかについて、多くの施設では金額基準と大規模修繕に該当するかどうかで判断する規定となっている。すなわち、一定の金額未満で、かつ、大規模修繕以外の修繕については指定管理者が実施し、一定金額以上、あるいは、大規模修繕は県が実施するものと定められている。

しかしながら、障がい者交流センター等では、金額基準はなく、大規模修繕に該当するかどうかで県が負担するのか指定管理者が負担するのかが決定される。この点、大規模修繕の定義については、基本協定書の別紙で記載されているが、実際の修繕が大規模修繕に該当するかどうかは必ずしも定かではない。契約においては可能な限り疑義が生じないように定めることが望ましいところ、金額基準も設ける方が望ましい。

（意見２８）【対象施設：５】

障がい者交流センター等の修繕費について、県と指定管理者のどちらが負担すべきかは大規模修繕に該当するかどうかで判断することになっているが、金額基準も設けることが望ましい。

あすたむらんどの修繕費について、基本協定書では以下のように定められている。

（本件施設の修繕） 第２７条　乙（指定管理者）は、管理運営期間中の本件施設の大規模修繕を除く修繕については、自己の責任において実施するものとする。 　なお、乙は、修繕に要する費用について、年間２，５００万円（税抜）までの範囲で負担するものとし、甲（県）は、指定管理料の一部として当該年度に実際に要した修繕費用を乙に対して支払うものとする。 ２～４　略

ここで、年間２，５００万円を超える修繕を行った場合、県と指定管理者のどちらが負担するのかを施設所管課に確認したところ、県と指定管理者の協議により決定するとの回答であり、実際には指定管理者が負担していた。

しかしながら、基本協定書によると、指定管理者は大規模修繕を除く修繕については、自己の責任において実施する必要があるものの、年間の負担額（もっとも、実際には指定管理料の一部として県から支払われるために最終的には負担にはならない。）は２，５００万円までと明記されている。したがって、２，５００万円を超える修繕費については、指定管理者は負担しないと解釈するのが自然と思われる。

２，５００万円を超える修繕費について、指定管理者に負担させるのであれば、基本協定書でもその旨が明確となるように規定を改める必要がある。

（意見２９）【対象施設：２】

あすたむらんどの修繕費について、年間２，５００万円を超える場合に県と指定管理者のどちらが負担するのか必ずしも明らかではない。疑義が生じないように基本協定書の規定を改めるべきである。

旧吉野川流域下水道の修繕費について、基本協定書では以下のように定められている。

（本件施設の修繕） 第２４条　乙（指定管理者）は、管理運営期間中の本件施設の大規模修繕を除く修繕については、自己の費用と責任において実施するものとする。 ２～３　略 ４　甲（県）は、管理運営期間中の本件施設の大規模修繕を行う必要が生じた場合には、自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、緊急の必要等乙が修繕することが合理的な場合、甲乙協議の上、乙が修繕できる。この場合、甲が費用を負担する。 ５　　略

また、基本協定書別紙１によると、一件１００万円（税抜）以上を要する修繕は大規模修繕に該当することになっている。

以上からすると、１００万円以上の修繕については、原則として県が実施すべきこととなる。

この点、令和５年度の年次報告書によると、１，２１０，０００円と５，７２０，０００円の修繕が小規模修繕として実施されていた。しかしながら、これらは１００万円以上であるため、大規模修繕に該当し、県が実施すべきものである。

また、大規模修繕に該当するものの、県との協議により指定管理者が実施することとなった修繕が４件　１２，８６０，１００円あった。これらの修繕についての大規模修繕に係る協議申請書によると、４件とも協議を行う理由として、「定期的な保守点検等により、修繕を要する箇所についての知識や製造元との連絡体制を有しており、修繕を実施するに当たり、県が主体となるより事態の把握や対処を合理的に行うことができるため」と記載されていた。この理由は緊急の必要等に相当するような合

理的な理由とは到底思われない。このような運用は不適切であると言わざるを得ない。

（指摘７）【対象施設：７】

旧吉野川流域下水道の修繕費について、本来県が実施すべき修繕を合理的な理由なく指定管理者に実施させているものが散見された。基本協定書の定めのとおり県が実施するようにすべきである。

旧吉野川流域下水道の修繕のうち、協議により指定管理者が実施することとなった大規模修繕　４件　１２，８６０，１００円は、基本協定書で県が負担するとなっていることから、令和５年度の指定管理料を増額変更することにより支払われた。しかしながら、このうち１件　２，８６０，０００円の修繕は、令和６年９月３０日までの修繕であり令和５年度末では修繕は完了しておらず、また、指定管理者が業者に修繕費を支払ったわけでもなかった。すなわち、まだ実施されておらず、支払ってもいない修繕費について指定管理料を増額して支払ったのであり、極めて不適切である。

（指摘８）【対象施設：７】

旧吉野川流域下水道において、修繕工事も指定管理者による業者への支払いも年度内に完了していないにもかかわらず、指定管理料の増額という形で修繕費が県から指定管理者に支払われていた例があった。これは、修繕が完了していないにもかかわらず支払ったものであり、極めて不適切な処理である。

牟岐少年自然の家の基本協定書では、指定管理者が大規模修繕を除く修繕について、指定管理者の費用と責任において実施するものとされているものの、県は年間３７０万円までの範囲で指定管理料の一部として実際に要した修繕費用を指定管理者に対して支払うものと定められている。また、１件１０万円を超える修繕を執行する場合には入札や複数見積りにより業者を決定することが定められている。

これは、実際の修繕費の多寡により県の負担が変わってくることから、競争原理により修繕費が適正な金額により執行されるように定めたものと思われる。

しかしながら、１件１０万円を超える修繕における業者の選定は、指定管理者に一任しており入札や複数見積りの状況については確認していないとのことであった。

（指摘９）【対象施設：９】

牟岐少年自然の家では、修繕費の多寡に応じて県の負担が変わるところ、基本協定書で業者の選定を入札等で決定すべきと定められているにもかかわらず、確認されていなかった。県費の適正な執行が行えるよう、業者の選定状況を適切に管理すべきである。

牟岐少年自然の家の修繕費は、上記のとおり年間３７０万円までの修繕費は実質的に県が負担する一方、３７０万円を下回った場合には３７０万円と当該年度に実際に要した費用との差額を指定管理料から減額することができることになっている。

この点、直近３年度の修繕費の状況を見ると、令和３年度の修繕費総額３，８２６，２４２円（うち３月実施額２，３５４，１７６円）、令和４年度の修繕費総額３，８２０，９８３円（うち３月実施額３，４２３，６８４円）、令和５年度の修繕費総額３，７９６，５６９円（うち３月実施額２，７５４，４００円）となっており、３年度とも３７０万円をわずかに超える金額であり、かつ、大部分の修繕を３月に実施している。施設所管課からは例年３月が施設の閑散期であるためこの時期に多数の修繕が実施されているといった説明もあったものの、このような実情からすると、３７０万円の修繕費を消化するために３月に多額の修繕を実施しているのではないかとの疑念をぬぐい切れない。

また、基本協定書では、１件６０万円以上の大規模修繕は県が実施し、指定管理者は（１件６０万円未満の）大規模修繕以外の修繕を実施することになっている。

しかしながら、各年度の３月実施修繕のうち令和３年度では２件　合計１，５４７，１００円、令和４年度では２件　合計１，６８３，０００円、令和５年度では１件　２，１３９，５００円の修繕費が指定管理者により実施した修繕として含まれている。これらは県が実施すべき修繕であり、指定管理者が実施し指定管理料として支払うことは明らかに基本協定書に違反している。

（指摘１０）【対象施設：９】

牟岐少年自然の家の基本協定書では、１件６０万円以上の修繕は県が実施すべきとなっているにもかかわらず、指定管理者が実施し、指定管理料として支払っている。基本協定書に定められたとおりの運用を行うべきである。

５　モニタリングについて

⑴　県によるモニタリングについて

指定管理者制度は、県が公の施設の管理に直接かかわることなく、これを指定管理者に委ねる制度であることから、指定管理者が協定書や要求水準書で求められている適切な施設管理を行っているかを検査するため施設の管理状況に関する指定管理者からの報告と県による確認作業は極めて重要である。

そのため、「運用マニュアル」では、指定管理者に対し原則として毎年度終了後１か月以内に管理業務に関する事業報告書を作成し提出することを義務付けるとともに、指定管理者自身によるモニタリング（セルフモニタリング）及び県によるモニタリングの実施を要請している。指定管理者によるセルフモニタリングは毎月の実施と県に対する結果報告を基本としている。

また、県によるモニタリングについては、随時、実地調査を実施することとされており、調査項目の例として「管理経費の支出状況」「施設の管理運営状況」「セルフモニタリングの評価結果」などが挙げられている。更に、制度所管課はかかる「運用マニュアル」のほかに、「モニタリング指針」を策定しモニタリングにおけるチェックポイントを例示している。

そして、各指定管理施設の所管課はこれらの指針に基づくモニタリングの結果を踏まえ指定管理者運営状況点検・評価シートを作成し、県はこれを毎年公表している。

この点、本監査対象となった指定管理施設の施設所管課に対するヒアリングにおいては、年に１度とする回答もあった。県のマニュアルが県のモニタリングの方法をあえて「実地調査」としたのは、単に指定管理者からの報告を書面や口頭で確認するのみでは適切な施設管理がなされているかの検査としては不十分であり実際に施設に赴き管理状況を確認する必要があること、また、実地で調査することにより管理者の管理業務体制に係る監視機能としての役割を果たす狙いがある。このような狙いからすれば、実地調査の必要性の程度は施設によっても異なるものの、施設によっては年に１度程度の実地調査では県の行うモニタリングとして不十分である。

あすたむらんどについて、施設所管課によれば、令和６年５月２１日に令和５年度の同施設の管理業務に係るモニタリングを実施したとのことであるが、実施場所はあすたむらんどの会議室であり、実施時間は１５時１５分から１６時００分までの４５

分間とのことである。あすたむらんどの施設の規模や内容は第３章２のとおりであり、４５分間、会議室でモニタリングを行ったところで施設の管理体制を適切に評価することは到底できない。

また、あすたむらんどについては、指定管理者である株式会社ネオビエントとの間で使用料徴収に関する委託契約を締結しているところ、使用料は公金でありその全額を確実に県に引き継ぐべきである上、使用料収入は指定管理者に対する報奨金の計算にも影響を及ぼすが、月次で報告される使用料の額の正確性や現金の保管状況についてモニタリング等での調査は実施していないとのことであった。

このほか、あすたむらんどに関しては、指定管理者から提出された令和６年３月３１日付け事業報告書中の収支の状況として記載された支出について令和５年度計画と実績がまったく同額となっている点など本監査において報告内容について調査を要すると考える点が散見されたが、これらの点がモニタリングで調査、是正されたとの説明はなく、施設所管課によるモニタリングが何ら機能していない。

この点について、施設所管課によれば、あすたむらんどにおいては、収支状況の報告に関し、いったん後述する基本協定において定められた期限までに事業報告をさせ、同期限が過ぎた後に改めて正確な収支報告を提出させ報告書の該当部分を差し替えていたとのことであった。そのため、期限内に提出される収支報告の内容は上記のような明らかに不正確なものであっても許容されていたようである。しかしながら、あすたむらんどに関する基本協定書第２８条第２項では、指定管理者は、各年度の終了後３０日以内に、収支の状況など所定事項を正確に記載した事業報告書を作成し県に提出することとされ、期限内に収支の状況も含め正確な事業報告をすることが求められており、提出期限後に差し替えることが予定されていたとしても指定管理者による不正確な事業報告は協定に反する。また、上記の施設所管課の説明を事実とすれば、県において、指定管理者が期限内に正確な収支状況の報告をしないという協定違反の状態を許容しているに等しく極めて不当である。

あすたむらんどに関しては、平成２０年度の包括外部監査においても正確な事業報告をするよう指導することや県において報告内容を精査することが指摘されている。また、平成２７年度の包括外部監査においてはかかる平成２０年度の指摘に対する措置ができていないとの指摘も受けている。それにもかかわらず、この度の監査においても同様の指摘を受けるに至っており、長年にわたり県及び指定管理者の姿勢に改善がみられないことは明白であり迅速かつ厳正な対応がなされるべきである。

（指摘１１）【対象施設：２】

あすたむらんどについて、基本協定における提出期限までに提出された収支の状況に関する年次報告の内容は正確なものではなく協定に違反する。県においては、かかる協定に違反する不正確な報告を許容することなく、期限までに正確な報告をするよう指導すべきである。

人権教育啓発推進センターについて、年次報告書中に管理運営経費等の収支の状況が報告されているが、予算と決算の比較において、運営費中の企画提案型事業の金額が予算７６７万円から決算約１，３２４万円と大きく増額している。同事業は指定管理者側で主導的に事業を提案する側面があり県において事業内容を十分に把握しえないことに加え、令和４年度の収支の状況においても企画提案型事業として予算７２０万円に対し決算約１，３８９万円と大きく増額しており同様の決算が続いていることからすると、同事業の支出の内訳や支出先、金額やこれらの適正についてもモニタリングにおいて確認を要すると考える。しかしながら、施設所管課によれば、企画提案型事業を構成する個別の事業（例：講演会、巡回展など）ごとの費用総額は把握するも、その内訳（例：外部委託費、会場費など）までは確認していないとのことであった。

（意見３０）【対象施設：３】

指定管理者からの収支状況の報告のうち、当初の計画額や予算額と決算額との乖離が大きな費目については、モニタリング時に、内訳、支払先、金額なども調査・評価すべきである。

障がい者交流センター等について、事業報告書中の資金収支計算書には、事業区分間繰入金支出として７２０万円余の金額が計上されているところ、施設所管課によれば、同支出のうち６００万円ほどが館長の人件費であり、その余が事務経費であるとのことであった。もっとも、事務経費についてその内訳や金額、また施設管理との関連性について詳細は確認していないとのことであった。

（意見３１）【対象施設：５】

指定管理者からの収支状況の報告のうち、事業区分間繰入金などその項目名だけではいかなる経費なのか不明な費目については、その内訳も確認すべきである。また、当該施設の管理との関連性が不明確な費目については、より詳細な調査を行い施設管理との関連性や支出の適正について評価すべきである。

木のおもちゃ美術館について、事業報告書中の会計収支報告では、租税公課として予算（計画）額１，９９０，０００円に対し累計４，８８１，７５１円とされ、備考として未払消費税との記載がある。本監査の過程で、累計額が不自然に高額であると思われたことから施設所管課に内訳について確認を求めたところ、誤って当該施設のみならず指定管理者の本社分の未払消費税も含まれていたことが判明した。同費目は、予算額との比較において、また、前年度の累計額（２，３６９，７０７円）との比較においても大きく上昇しており、モニタリング時において把握した上で調査がなされるべきであった。

（意見３２）【対象施設：６】

指定管理者からの収支状況の報告のうち、前年度の金額や本年度の予算額との比較において大きく金額が上昇している費目については、モニタリングにおいてその理由や内訳などについて調査すべきである。

旧吉野川流域下水道について、年次報告書中の経理状況報告として、収入・支出の状況が記載されている。諸経費約２，１０４万円の内訳として、需用費、役務費、備品購入費、旅費のほかに「その他」として約１，３６０万円の記載がある。この点、施設所管課に「その他」の内訳について確認したところ、うち約４３３万円は指定管理者の本部・本社会計経費とのことであった。一般に本部・本社会計経費は、当該施設の管理との関連性が不透明であり、当該経費の施設管理との関連性、必要性、また金額の適正などを確認すべきであるところ、施設所管課ではこれら本部・本社会計経費の内訳や支出の適正に関する調査は行っていないとのことであった。

（意見３３）【対象施設：７】

指定管理者からの収支状況の報告のうち、その他などその項目名だけではいかなる経費なのか不明な費目については、その内訳も確認すべきである。また、本部・本社

会計経費など当該施設の管理との関連性が不明確な費目については、より詳細な調査を行い施設管理との関連性や支出の適正さについて評価すべきである。

牟岐少年自然の家について、施設所管課が作成したモニタリングの実施状況に関する記録によれば、令和６年３月１５日午前１０時２０分から１１時３０分まで現地で、また、同月１８日午前１０時２０分から１１時１０分まで指定管理者であるＯＫスポーツクラブ株式会社においてモニタリングを実施したとのことである。この点、施設の性質や規模からして実地調査の時間が足りないようにも思わるが、そもそも他の施設所管課が記録に残しているような上記した県のモニタリング指針で例示されている調査項目の一覧表などがなく、一見していかなる項目を調査したかが確認できない。また、同施設に関しては、この度の監査の過程で、上記４(4)で既に指摘している修繕費について、また、収支報告書の雑費の額が多額であることなど記録上確認を要する事項が見つかったが、施設所管課によれば、モニタリング時点では、指定管理者が提出する年次報告書の支出に関する報告内容の根拠となる資料までは確認していないとのことであり、修繕費や雑費に関しても確認をしていなかったとのことであった。

（意見３４）【対象施設：９】

牟岐少年自然の家について、施設の性質からすると実地調査の必要性は高いと思われるところ、実地調査が不十分と考えられる上、記録上、実地調査における調査項目や結果が判然としない。施設の性質に応じて十分な実地調査を実施すべきであり、また、調査した項目や結果を正確に記録し残すべきである。

⑵　県によるモニタリングの体制について

上記⑴において、６施設を挙げてモニタリングの不備について意見したが、他の施設についてもモニタリングとして十分ではないと思われる点はあった。冒頭にも述べたとおり、指定管理者制度は、県有の施設の管理を県以外の者に委ねることから、管理状況の確認作業は極めて重要である。もっとも、モニタリングの対象は、県の指針に例示されている項目だけでも６３項目あり、施設の管理や修繕、備品などの確認など実地調査として実施されるもの、事業計画どおりの履行となっているか、維持管理

費や外部委託業務の削減といった支出の適否、帳簿の整備、会計処理の適否、情報管理、労働環境、近隣対策、環境対策などあらゆる項目に及ぶ。これらの項目に応じて十分なモニタリングを実施するには、施設の物理的な管理に関する知識のほか、会計や情報管理、労務などに関する知識を持った職員を施設の規模に応じて一定数確保することが求められるが、現在の各施設所管課の体制は十分なモニタリングを実施できるだけの体制とはいい難い。

上記⑴に記載したあすたむらんどについて施設所管課の担当者は２人とのことであり、同施設の規模からして到底十分なモニタリングの実施は期待できない。

施設所管課においては、施設の規模や機能に応じてモニタリングを実施するに十分な体制を整えるべきである。

（意見３５）【対象施設：全】

施設所管課において、施設の規模や機能に応じてモニタリングを実施するに十分な体制を整えるべきである。

もっとも、県職員のマンパワーにも限界がある中、十分なモニタリングを実施するに当たっては施設管理や会計等に関する知見も必要となり、調査自体の客観性、透明性も求められることに鑑みると、対象施設に応じて専門的知見を有する外部の者を活用し、事業計画どおりの適切な施設管理がなされているか、適切な労務管理、安全対策や環境対策、会計処理がなされているかといった調査をなさしめることも有用であると考える。

指定管理者制度全般に係る体制整備については上記７⑴で後述するが、制度所管課においては、十分なモニタリングの実施に向けた体制整備について外部の専門家の活用も含め検討すべきである。

（意見３６）【制度所管課】

制度所管課において、十分なモニタリングの実施に向け、外部の専門家の活用も含め体制整備を検討すべきである。

⑶　モニタリングとしての利用者等の意見把握について

「モニタリング指針」によれば、指定管理者によるモニタリング（セルフモニタリング）として、利用者等の意見や要望等を把握するため、定期的（原則年１回以上）にアンケート調査等を実施し、その結果を月次報告又は事業報告書に添付し報告することとされている。

指定管理者に対し自主的に利用者等の意見把握をさせ、これを報告されることは、適切な管理を維持する上で必要と考えるが、指定管理者自身によるアンケート調査では利用者等が意見を述べることを躊躇したり、意見の全ての報告までは求められていないことから指定管理者にとって不都合な意見については県へ報告されなかったりする可能性も否定できない。

そこで、制度所管課においては、利用者等の意見把握について、指定管理者にセルフモニタリングとして求めるものとは別に、各施設所管課自身において直接利用者等からの意見を把握できる仕組みも検討すべきである。

（意見３７）【制度所管課】

制度所管課において、指定管理者のみならず施設所管課自身が指定管理施設の利用者等の意見を直接把握できる仕組みも検討すべきである。

⑷　モニタリング結果の公表について

毎年度、指定管理施設ごとのモニタリング結果が県のホームページ上で公表されているが、これは、指定管理者による管理状況について広く情報を公開し県民において監視・検証させることにより、公の施設の適正な管理運営の確保、サービス水準の維持・向上といった指定管理者制度の目的を十全たらしめるためである。

しかしながら、公表されている収支の状況は、収入、支出の部ともに大分類された僅かな科目の合計額が記載されているのみで詳細を知りえない。特に支出については、人件費、管理運営費、事業費、その他の費目の総額が記載されているのみであり、どのような体制で、どのような管理運営がなされ、どのような費用が支出されているのか理解できず、県民において監視・検証する情報として足りない。また、指定管理者の募集に当たり応募の検討や事業計画の策定に資するため充実した情報公開がなされるべきことは上記２⑵において意見したとおりであるが、モニタリング結果とし

て毎年度の施設管理に係る収支の詳細が公表されることは、次回の指定管理者の募集における応募者の確保にも資するものである。

モニタリング結果の公表に関する指定管理者運営状況点検・評価シートは、「モニタリング指針」において様式が定められていることもあり、制度所管課において情報公開の趣旨に合致するよう様式の改定を検討すべきである。

（意見３８）【制度所管課】

モニタリング結果の公表に当たり、より詳細な収支の状況を公表すべきであり、制度所管課において点検・評価シートの様式の改定を検討すべきである。

６　情報公開について

⑴　選定結果の公表に当たり公表される議事概要について

「運用マニュアル」では、選定結果の公表として、選定委員会の議事概要も公表することとされている。

しかしながら、東部防災館、人権教育啓発推進センター、障がい者交流センター等は議事概要を公表していない。

議事概要の公表は、指定管理者の選定過程を明らかにすることで、選定手続の公平性、透明性を確保することを目的とするものであり、これを公表しないことは不当である。

（指摘１２）【対象施設：１、３、５】

選定結果の公表に当たっては選定委員会の議事概要も公表すべきである。

上記マニュアルでは、議事概要とは別に選定の理由も公開することとされている。選定結果の公表として選定理由のほかに議事概要まで公表することが求められているのは、選定されなかった他の事業者に係る評価や選定された事業者との比較、また、選定事業者に対する意見なども公表することにより、選定過程の透明性を高めるとともに今後の指定管理者募集時の参考にしてもらう狙いがあるものと思われる。

議事概要を公表している６施設を比較すると公表の程度には大きな差がある。

旧吉野川流域下水道は、選定委員会を実施した日時、出席者の氏名なども記載し、質問者、回答者も明記し、選定結果が確認されるところまで議事概要として公表されている。他方で、あすたむらんどや藍場町地下・松茂町駐車場では、わずか３問の問と答しか記載されておらず、質問者や回答者の記載もない。これでは選定委員会においてどのような議論や質疑がなされ、選定に至ったのか、また、選定委員の意見などはまったく把握できず、議事概要を公表する趣旨に反する。

（意見３９）【対象施設：１、２、３、５、８】

選定結果とともに公開される議事概要については、選定委員会における議論の状況、選定に至る経過や選定委員の意見などが把握できる程度の情報を記載すべきである。

青少年センターについて、県のホームページ上で公開されている議事概要では、選定委員による質問と申請者による答えが記載され、選定の理由として「利用者ニーズに対応した適切な管理運営が可能」「ｅスポーツ・アニメ事業など、青少年の健全育成はもとより、幼児から高齢者まで幅広く利用できる環境づくりに向けた具体的な事業提案がなされた」「選定基準に基づく評価項目の全ての点で適切であると認められており、指定管理候補者として的確な団体であると判断した」と記載されている。

しかし、選定委員会の会議録や委員の発言をまとめた書面によれば、選定委員からは、申請者が既存の指定管理者１者しかいないことによる弊害、申請資料の不備、再委託する事業の精査に係る県への要望、多様性や雇用環境に関する申請者の考え方についての懸念、青少年の健全育成を目的とする施設の管理者としての適格性などに関し厳しい意見も述べられている。そして、選定委員からは、このような厳しい意見があったことをできる限り議事録に載せる方向での対応を求める意見も述べられていた。それにもかかわらず、上記のとおり公開された議事概要や選定の理由は、これらの意見や議論状況にはほぼ触れないまま、あたかも申請者である既存の指定管理者について何ら問題を指摘されることもなく選定されたかのような印象を与えるものであった。選定委員会は非公開とされ申請者の個人情報などにも配慮を要するため公表される議事概要の情報量には限界があるとしても、実際の議論状況とまったく異なる印象を与えるような情報を掲載することは、選定過程に関する評価を誤らせるものであり不当である。また、議事概要の公開は、選定過程のみならず選定委員の適否の評価にも資するものであるが、選定委員の意見が的確に記載されていなければ、選定委員の見識などについて誤った評価を受けることにもなりかねない。

青少年センターに関し選定結果とともに公開された議事概要は、実際の議論状況や選定委員の意見と異なる印象を与えるものであり不当である。

（指摘１３）【対象施設：４】

青少年センターにおいて、選定結果とともに公開される議事概要について、実際の選定委員会の議論状況とは異なる印象を与えるものがあった。議事概要は、選定委員会における議論の状況、選定に至る経過や選定委員の意見などを正確に記載すべきである。

⑵　選定結果の公表に当たり添付される資料について

「運用マニュアル」では、選定結果の公表に関し「選定結果公表のホームページは、募集時の資料を添付し、次回更新時まで公開する。」とされている。

この点、監査対象となった９施設は、いずれも募集要項や要求水準書の本文のみの掲載に留まり、管理施設の収支状況などの添付資料は公開されていない。

上記２⑵でも述べたとおり、指定管理者の募集において多数の応募を獲得するためには、応募を検討する者がより容易に当該指定管理施設の運営等に関する情報を取得できることが望ましく、応募に係る情報については県のホームページ上での積極的な公開がなされるべきである。

そして、上記「運用マニュアル」が募集時の資料を次回更新時まで公開することを求めているのも、継続的に情報を公開することで指定管理者の募集時期にかかわらず応募に関する検討をすることを常時可能にし、次回募集時においてより多数の応募を獲得することも目的とするものである。

したがって、募集時に公開された資料については、そのすべてを次回更新時まで県のホームページ上で公開すべきである。

（意見４０）【対象施設：全】

選定結果の公表に当たり次回募集時まで公開する情報としては、募集時の募集要項や要求水準書の本文のみならず、添付資料についてもすべて公開を継続すべきである。

7　その他について

⑴　指定管理者制度の制度所管体制について

徳島県の指定管理者制度に関しては、施設ごとの担当である施設所管課とは別に、指定管理者制度全体を所管する制度所管課が存在し監査対象期間である令和５年度は人事課が、令和６年度は財政課がこれを担う。

制度所管課が担う主な事務は以下のとおりである。

- 指定管理者制度に係る運用マニュアルや指定管理者制度導入施設に係るモニタリング指針の作成
- 制度運用に関する施設所管課からの相談対応
- 指定管理施設の一覧や指定管理者の公募状況に関する県ホームページへの掲載
- 施設所管課が行う指定管理の更新手続のスケジュール管理
- 新聞・ラジオ等での公募情報の発信
- 国からの通知や各種制度改正等、指定管理者制度に関わる情報の施設所管課への情報提供
- 指定管理施設に共通して対応が求められる事態が発生した場合の統一方針の整備

また、制度所管課においては、基本協定書や年次協定に関し、ひな形は作成していないものの「運用マニュアル」に基本的な協定事項を例示しており、統一的に基本協定書に条項を追加する必要が生じた場合には追加する条項等を示すなどしているとのことであった。

以上からすると、制度所管課は、マニュアルや指針を示し、募集時やモニタリング結果の情報公開、施設所管課への各種情報提供などを担ってはいるものの、施設所管課が策定する協定書や要求水準書が「運用マニュアル」に適合しているかを検査したり、募集、審査、モニタリング等が「運用マニュアル」やモニタリング指針に適合する形で実施されているかを検査したりはしていない。

この度の監査では、指定管理者制度を導入する施設のうち９つの施設を抽出し監査対象としたが、これまでに述べてきたとおり共通する課題が多数ある。募集時の資格要件、公開される情報の内容、事業計画書や事業報告書の書式、第三者使用における事前承諾の実施方法、モニタリングなど、これらの共通課題については、個々の施設所管課の対応に委ねるのではなく、制度所管課において主体的・統一的に解決に取り

組むべきである。

（意見４１）【制度所管課】

指定管理者制度全般に係る課題や複数の指定管理施設に共通の課題に関しては、制度所管課において主体的・統一的に課題解決に取り組むべきである。

上記１⑴及び⑶において、指定管理施設の組み合わせや指定管理者制度を継続するかの判断について全庁的な第三者委員会等で継続的に検討すべきであるとの意見を述べたが、制度所管課によれば、指定管理者制度の導入の有無は施設所管課において判断しているとのことであった。

また、上記５⑵では現在は施設所管課に任されているモニタリングについて、十分な体制整備や外部の専門家の活用について意見した。

上記のとおり指定管理者制度全般に係る課題について制度所管課による主体的・統一的な取組が求められるところ、専門的知見を持つ外部委員を含めた第三者委員会等を常置し、これまで施設所管課に任せられていた指定管理者制度導入の採否、募集や審査手続、モニタリングなどの実施状況について継続的に検査し、統一的な評価をすることによって、指定管理者制度の適正な運用を確保することも考えられる。第三者委員会等において、選定委員やモニタリングに適した専門的知見を有する人材を確保し、対象施設の性質に応じた人材を選定委員やモニタリングの実施主体として選出することにより、審査やモニタリングにおける客観性や透明性、実効性の確保にも資する。

（意見４２）【制度所管課】

制度所管課においては、指定管理者制度全般の検討、評価を担う専門的知見を持つ外部委員を含めた第三者委員会等の常置について積極的に検討されたい。

⑵　光熱費高騰に対する指定管理料の増額について

制度所管課から、令和４年度あるいは令和５年度の光熱費が令和３年度の光熱費を上回ったすべての指定管理施設を対象として、光熱費高騰に係る応分の県負担（指定管理料の増額）を行うこととする旨の通知が出された。

具体的な対応方針としては、光熱費影響額（令和３年度と比較した増加額）より収支見込みのマイナスが大きい施設は「光熱費影響額の全額」を県が負担、収支見込みのマイナス額が光熱費影響額を下回る施設は「収支見込みのマイナス額の全額」と「光熱費影響額と収支見込みのマイナス額の差額の２分の１」の合計を県が負担、収支見込みが均衡またはプラスの施設は「光熱費影響額の２分の１相当額」を県負担とした。

なお、東部防災館、人権教育啓発推進センター、青少年センターの３施設は光熱費高騰による指定管理料の増額が行われなかった。その理由は、東部防災館は比較対象となる令和３年度が存在しないため、人権教育啓発推進センターは電気代が増加したが補填するほどではなかったため、青少年センターは指定管理料の増額について指定管理者からの要望がなかったためとのことである。

この点、青少年センターの指定管理者募集要項では、「光熱水費（電気、ガス、水道）については、実績額により調整を行うこととします。調整の方法は、光熱水費の実績額（税込み額）が８，１１４千円／年度を超える又は下回った場合には、施設の利用状況に応じて、県と指定管理者が協議の上、実績額により調整を行います。」と記載されている。そして、基本協定書第１０条では、「乙（指定管理者）は、管理運営業務の実施に当たっては、本協定、年度協定、条例及び徳島県青少年センター管理規則その他関係法令のほか、選定要項等及び申請書類に従い、善良な管理者の注意をもって、誠実かつ公正に履行しなければならない。」と定められている。したがって、青少年センターの光熱水費については、光熱水費の実績額が８，１１４千円を超える又は下回るかどうかによって指定管理料の調整が行われることになる。

実際の光熱水費の金額は、令和５年度６，３９２，４８０円（令和５年度が指定管理初年度であるため令和４年度はなし）となっており、基準となる金額を下回っている。しかしながら、県と指定管理者との間で調整は行われなかった。

施設所管課によると、青少年センターの収支がマイナスであったため調整を行わないこととしたとのことであった。しかしながら、募集要項で実績額により調整を行うことと定められた理由は、新たに供用を開始した場所での募集であり光熱水費がどの程度発生するかわからないことから実績に応じて精算することとしたためと思われる。したがって、収支がマイナスかどうかは調整を行うかどうかの判断に影響を及ぼす事情ではない。基準となる金額を下回る部分である１，７２１，５２０円は募集要項に定められたとおり調整を行うべきである。

（指摘１４）【対象施設：４】

青少年センターでは、募集要項で光熱水費の実績額が基準額を超える又は下回る場合には調整を行うことになっているが一切調整を行っていなかった。光熱水費の実績額が基準額を下回った部分については、募集要項に定められたとおり調整を行うべきである。

上記３施設以外の施設ではすべて光熱費影響額の補填が行われたが、問題となる点が散見された。

あすたむらんどでは、令和５年度の光熱費影響額の計算に当たって、１，０３７，９３８円の計算誤りがあった。その結果光熱費影響額の２分の１相当額である５１８，９６９円だけ過大に指定管理料が増額された。単純なミスによるものであるが、指定管理料の増額を行うものである以上、十分なチェックを行いミスが生じないようにすべきである。

（意見４３）【対象施設：２】

あすたむらんどでは、光熱費影響額に対する指定管理料の増額について、計算ミスにより本来の補填すべき金額より多額の補填が行われていた。指定管理料の増額に当たっては、十分なチェックを行い、ミスが生じないようにすべきである。

障がい者交流センター等のうち、障がい者交流センターでは、令和５年度の光熱費影響額７５２，０９３円に対して、令和５年度の収支見込みが４３６，０００円のマイナスであるとして、４３６，０００円＋（７５２，０９３円－４３６，０００円）÷２＝５９４，０４７円の補填が行われた。また、視聴覚障がい者支援センターでは、令和５年度の光熱費影響額２５１，１９０円に対して、令和５年度の収支見込みが２，３９８，０００円のマイナスであるとして、光熱費影響額の全額である２５１，１９０円が補填された。しかしながら、実際の決算をみてみると、障がい者交流センターは３，１６５，５２６円の黒字（光熱費影響額補填前では２，５７１，４７９円の黒字）、視聴覚障がい者支援センターは３７９，０２２円の黒字（光熱費影響額補填前では１２７，８３２円の黒字）となっていた。したがって、制度所管課の通知からすると、収支見込みがプラスの場合として、障がい者交流センターは３７６，０４７円、

視聴覚障がい者支援センターは１２５，５９５円の補填を行えば良いところ、障がい者交流センターは２１８，０００円、視聴覚障がい者支援センターは１２５，５９５円それぞれ過大に補填を行ったことになる。この点、収支見込みと実績では差が生じることは当然ありうることではあるが、光熱費等の影響額を３月分まで把握して計算していることから、令和６年の４月あるいは５月になってから指定管理料の変更を行っているはずである。それにもかかわらず障がい者交流センターでは３，００７，４７９円、視聴覚障がい者支援センターでは２，５２５，８３２円も収支見込みと実績が乖離しているのは明らかに異常である。

（指摘１５）【対象施設：５】

障がい者交流センター等では、光熱費影響額に対する指定管理料の増額について、実際の決算では黒字であるにもかかわらず赤字の収支見込みであるとして補填が行われた。実際の決算と収支見込みとの差異は、実際に指定管理料の変更手続を行った時期からしても異常に多額であるところ、明らかに誤った収支見込みに基づき光熱費影響額の補填を行っており極めて不適切であった。

木のおもちゃ美術館では、令和５年度は光熱費影響額に対する補填を行っていないが、令和４年度では光熱費影響額８３１，８８６円に対して、ほぼ同額である８３１，０００円の補填を行っている。しかしながら、令和４年度収支は黒字であることから制度所管課の通知によると光熱費影響額の２分の１相当額である４１５，９４３円となるにもかかわらず４１５，０５７円過大に補填している。

そもそも、木のおもちゃ美術館の指定管理者募集要項では、「光熱水費（電気、水道）については、過去の実績がないことから、実績額により調整を行うこととします。令和３年度の光熱水費の実績額（税込み額）が３，７６５，０００円（令和４年度以降については、７，５３１，０００円）を超える又は下回った場合には、施設の利用状況に応じて、県と指定管理者が協議の上、調整を行います。」と記載されている。そして、基本協定書第１５条では、「乙（指定管理者）は、管理運営業務に当たっては、本協定、年度協定、条例及び徳島県立木のおもちゃ美術館管理規則その他関係法令のほか、募集要項等及び申請書類に従い、善良な管理者の注意をもって、誠実かつ公正に履行しなければならない。」と定められている。したがって、光熱水費については、制度所管課の通知ではなく光熱水費の実績額が７，５３１，０００円（令和３

年度は３，７６５，０００円）を超える又は下回るかどうかによって指定管理料の調整が行われることになる。

実際の光熱水費の金額は、令和３年度２，０８６，５７５円、令和４年度５，２８３，１６７円、令和５年度４，６５２，２２７円となっており、いずれの年度も基準となる金額を下回っており、本来募集要項の定めに従って調整を行うべきである。にもかかわらず、調整を行わないばかりか、令和４年度においては更に光熱費の補填を行っており不当である。

したがって、令和４年度の指定管理料の増額８３１，０００円については、募集要項に定められた基準となる金額を下回る部分である令和３年度１，６７８，４２５円、令和４年度２，２４７，８３３円、令和５年度２，８７８，７７３円と合わせて、指定管理者と協議の上調整を行うべきである。

（指摘１６）【対象施設：６】

木のおもちゃ美術館では、募集要項で光熱水費の実績額が基準額を超える又は下回る場合には調整を行うことになっているが一切調整を行っていない。更には光熱費影響額に対する指定管理料の増額まで行っており不当である。光熱費影響額についての指定管理料の増額と光熱水費の実績額が基準額を下回った部分については、指定管理者と協議の上調整を行うべきである。

旧吉野川流域下水道では、令和４年度、令和５年度とも光熱費影響額に対する補填を行っている。

令和４年度は、電気代のうち燃料費調整額を電気代高騰部分とみなして、２，９７５，４６５円だけ指定管理料を増額している。また、令和５年度は、電気代のうち（令和４年度の電気代単価から計算により求めた）燃料費調整額相当額４，０８２，６５４円だけ指定管理料を増額している。

しかしながら、制度所管課からの通知では令和３年度と比べた増加額を光熱費影響額とすることになっているため、令和３年度の燃料費調整額の実績額である９４，７６８円を控除すべきであった。にもかかわらず、令和３年度の燃料費調整額を控除していないため、過大に光熱費影響額が計算されている。また、指定管理者に対して藍住町からのし尿等の受入れに伴う汚泥処理の追加費用を支払っているが、追加費用の中には電気代高騰分が令和４年度２０，７２９円、令和５年度２６，７３９円含まれ

ている。したがって、光熱費影響額がこの分過大に計上されている。

（意見４４）【対象施設：７】

旧吉野川流域下水道では、光熱費影響額に対する指定管理料の増額について、過去の実績額の控除等のミスにより補填が行われていた。指定管理料の増額に当たっては、十分なチェックを行い、ミスが生じないようにすべきである。

藍場町地下・松茂駐車場では、令和４年度に固定納付金の減額という形で４０２，６２３円光熱費影響額の補填を行っている。

この金額は、令和４年度の電気代と令和３年度の電気代を比較して増加した金額で計算している。

この点、指定管理者が申請時に提出した事業計画書によると、令和４年度光熱水費は９，１６０，０００円であり、光熱水費が９，１６０，０００円発生するものとして指定管理者から県に支払う固定納付金の金額を計算し申請していた。しかしながら、光熱水費の実績額は７，９１９，６０１円であり計画より少額である。したがって、指定管理者として想定していた光熱水費を下回っているのであり、本来は光熱水費の補填は不要であったと思われる。

また、令和５年度にも固定納付金の減額という形で５９６，４６９円光熱費影響額の補填を行っている。

この金額は、令和５年度の電気代と令和３年度の電気代を比較して増加した金額で計算している。

令和５年度においても、事業計画書に示された光熱水費９，０９０，０００円に対して実績額８，１３１，０８４円であり、光熱水費の補填は不要であったと思われる。

そもそも、藍場町地下・松茂駐車場の令和５年度については、令和４年度に募集を行った期間であるため、募集の段階で既に光熱費の高騰は発生していたと思われる。にもかかわらず単純に令和３年度と比べた光熱費影響額を補填した処理は極めて疑問である。

（意見４５）【対象施設：８】

藍場町地下・松茂駐車場では、光熱費影響額に対する補填について、実績額が指定管理者の事業計画書に記載された光熱水費を下回っているにもかかわらず補填が行

われていた。光熱費影響額は指定管理者が想定していた金額を下回ったものであるため本来は補填不要であったというべきである。

牟岐少年自然の家では、令和４年度に１，２０９，４１３円、令和５年度に１，４８０，０８９円それぞれ光熱費影響額に対する補填を行っている。

この金額は、令和３年度の電気代と比較して増加した金額をもとに計算している。

この点、指定管理者が申請時に提出した事業計画書によると、固定費中の光熱水費の計画額は８，０００，０００円であり、光熱水費が８，０００，０００円発生するものとして指定管理料の金額を計算し申請していた。一方、固定費中の光熱水費の実績額は令和４年度６，４８８，９３６円、令和５年度７，７７６，９００円でありいずれの年度も計画より少額である。したがって、指定管理者として想定していた固定費中の光熱水費を下回っているのであり、本来は光熱水費の補填は不要であったと思われる。

（意見４６）【対象施設：９】

牟岐少年自然の家では、光熱費影響額に対する補填について、実績額が指定管理者の事業計画書に記載された光熱水費を下回っているにもかかわらず補填が行われていた。光熱費影響額は指定管理者が想定していた金額を下回ったものであるため本来は補填不要であったというべきである。

また、牟岐少年自然の家では、令和３年度にも灯油代、重油代、ガソリン代が４８６，１６２円あるにもかかわらず、令和３年度の金額を０円として令和５年度の光熱費影響額の計算を行っていた。その結果、２４３，０８１円過大に補填している。

更に比較年度である令和３年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和４年度、令和５年度とは単純に比較できない状況にあった。利用料金収入と事業収入の合計でみてみると、令和３年度　９，７２５千円、令和４年度　１９，９９８千円、令和５年度　３７，５８３千円となっており、明らかに令和３年度は少額である。とすれば光熱水費もそれに応じて少なかったはずである。にもかかわらず単純に令和３年度と比較して補填しており過大な補填になっていると思われる。

（意見４７）【対象施設：９】

牟岐少年自然の家では、光熱費影響額に対する指定管理料の増額について、過去の実績額の控除等のミスにより本来の補填すべき金額より多額の補填が行われていた。指定管理料の増額に当たっては、十分なチェックを行い、ミスが生じないようにすべきである。

⑶ 決裁の時期、方法について

東部防災館においては、県と指定管理者との間で令和５年４月１日付けで「自家用電気工作物の保安に関する覚書」が締結されている。覚書の記名押印欄には「徳島県知事　飯泉　嘉門」との記名及び押印がある。

しかしながら、この覚書は、令和５年４月１日付けで締結されているにもかかわらず、実際には、令和５年４月１日よりも後に締結に向けた検討が行われたものである。

この検討段階の書類では、日付が「令和５年５月　日」と一部空欄になっていたほか、押印欄も「徳島県知事　飯泉　嘉門　or　後藤田　正純」と印刷されており、このうち「飯泉　嘉門」との部分が手書きで抹消され、「後藤田　正純」との部分に丸が手書きされている。

ところが、施設所管課によると、グランドオープンからの覚書締結に向けて動いていたが、災害時物資輸送拠点としては運用・管理が始まっていたことから、そちらに合わせるため令和５年４月１日に遡っての締結としたとのことである。

実際にこの覚書の締結について電子決裁が完了した日時は定かではないが（決裁担当者が決裁を実施した日時は、本来公的に残すべき重要な情報であるにもかかわらず、電子決裁のシステム上記録が残らないような設計となっているとのことである。）、公印の押印については令和５年５月２６日に行われた旨、電子決裁のシステム上に記録が残っている（なお、前知事は令和５年５月１７日に退任している。）。

東部防災館の設備には、自家用電気工作物が含まれており、県は自家用電気工作物を設置する者として、主任技術者を選任しなければならないこととされている（電気事業法第４３条第１項、第２項）。この点、設置者から自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務の委託を受けている者が当該自家用電気工作物の維持や管理の主体であって、当該自家用電気工作物について電気事業法第３９条第１項の義務を果たすことが明らかな場合には、その者を「みなし設置者」とし、みなし設置者が主任技術者を選任することが認められている（経済産業省「主任技術

者制度の解釈及び運用」１．（２））。もっとも、みなし設置者が主任技術者を選任する場合には、この覚書と同等の内容を含む委託契約書の提出が求められており、契約書にこの覚書と同等の事項が明記されていない場合には覚書等により明確にすべきである旨、経済産業省中国四国産業保安監督部四国支部電力安全課作成の「自家用電気工作物の手続きについて」に記載がある。この覚書の検討段階の書類や施設所管課からのヒアリングによると、この覚書は、かかる「自家用電気工作物の手続きについて」の記載を踏まえて締結されたものと認められる。

以上の経緯からすると、東部防災館は災害時物資輸送拠点としては令和５年４月１日に運用・管理が始まっていたため、この覚書は本来令和５年４月１日に締結しておかなければならなかったが、実際にはそれより後に締結されたということになる。それにもかかわらず、この覚書を令和５年４月１日に日付を遡らせて締結した結果、あたかもこの覚書が適式に令和５年４月１日に締結されたかのような正しくない外観が書類上作出されることになってしまった。

また、この覚書には、前知事の記名押印がなされている。押印行為の時点で退任している者の名義の文書に押印を行うこと自体も問題であるとみる余地は十分にあるところであるが、決裁の時点で退任している者の名義の文書を決裁し押印を行うことがあったとすれば（前述のとおり決裁が完了した日時についての記録は存在しないものの、押印行為が退任の９日も後であることからすると、決裁が退任後に行われた可能性は極めて高い。）、退任者からすると名義を冒用されているというにほかならない。真正に成立した公文書の名義人には責任（少なくとも作成担当者を監督する責任）が生じるのであるから、退任者は退任後の県の行為に責任を追う余地はないにもかかわらず、自らの退任後に自らに責任があるかのような外観の書類が作成されているということになり、極めて問題である。

以上の理由により、「自家用電気工作物の保安に関する覚書」を令和５年４月１日付けに遡らせて締結した行為は不適切であったものと評価するほかない。そもそも、決裁が完了した日より前の日付の公文書を作成すると、公文書に不真正な内容が記載されることになるのであるから、そのような行為は慎むべきである。

（指摘１７）【対象施設：１】

東部防災館について「自家用電気工作物の保安に関する覚書」を令和５年４月１日付けに遡らせて締結した行為は、災害時物資輸送拠点として運用・管理が開始してい

た時点から既に覚書が作成されていたかのような正しくない外観を作出することになる点で不適切であった。決裁が完了した日より前の日付の公文書を作成することは慎むべきである。

上記⑵のとおり、あすたむらんど、障がい者交流センター等、木のおもちゃ美術館、旧吉野川流域下水道、藍場町地下・松茂駐車場及び牟岐少年自然の家では、令和４年度と令和５年度の一方又は双方で、光熱費高騰対策として指定管理料の変更が行われた。

光熱費高騰に対する指定管理料の増額（固定納付額の減額）を行うに当たっては、光熱費等の影響額を３月分まで把握して計算していることから、実際に光熱費等の影響額を確定した金額として算出できるのは、３月分の光熱費等の影響額が判明する翌会計年度の４月あるいは５月になってからであり、その後に指定管理料（固定納付額）の変更を行っているはずである。

しかしながら、光熱費の補填のための指定管理料（固定納付額）の協定変更は、会計年度内に締結しておく必要があるため、翌会計年度の４月あるいは５月になってから行ったことは不適切であった。

（指摘１８）【対象施設：２、５、６、７、８、９】

一部の監査対象施設では、光熱費の補填のための指定管理料（固定納付額）の協定変更が行われたが、そのための協定変更は会計年度内に行う必要があることから、翌会計年度になってからそのような協定変更を実際に行ったことは不適切であった。

前述のとおり、光熱費の補填のための指定管理料（固定納付額）の変更の処理は、実際には翌会計年度の４月あるいは５月になってから行われたものである。それにもかかわらず、具体的に確定した金額を明示した内容の基本協定及び年度協定の変更協定書は、令和４年度のものについては令和５年３月３１日付けで、令和５年度のものについては令和６年３月３１日付けで作成されており、その決裁も同日付けで行われたかのような記録が残されていた。

日付を３月３１日付けに遡らせた結果、あたかも変更後の指定管理料（固定納付額）の金額が３月３１日までに確定しておりその時点で協定変更が行われていた（すなわち適式に処理された）かのような事実と異なる外観を呈する文書が作成されることと

なった。

結局のところ、このような日付の遡及は、実際には翌年度に行われた協定変更があたかも会計年度末までに行われたかのような正しくない外観を書類上作出することとなるのであり問題がある。

日付の入った公文書の存在は、(その日付において押印・作成が行われたことを内容としているとみる余地も十分あるが)少なくともその日付までに公文書の具体的な記載内容についての内部的決裁が完了しているということを意味していると評価するほかないのであるから、具体的な記載内容についての内部的決裁が完了する前の日付の公文書を作成することは許されるものではない。

（指摘１９）【対象施設：２、５、６、７、８、９】

一部の監査対象施設において、会計年度末である３月３１日時点では補填すべき電気代の金額が明らかではなかったにもかかわらず、３月３１日付けで電気代の補填を行うための公文書が補填すべき電気代の具体的な金額を示した上で作成されていた。このような公文書作成は、公文書記載の日付に当該文書を作成できるだけの情報・状況が存在したかのような正しくない外観が作出されることになるものであり、不適切であった。決裁が完了した日より前の日付の公文書を作成することは慎むべきである。

以上のように日付を遡って文書作成がなされている運用については指定管理者制度の運用に限られるものではない可能性も高いと考えられるが、指定管理者制度以外での文書作成の運用については、今回の監査の対象外である。

もっとも、指定管理者制度の運用に関していえば、制度所管課は、決裁が完了した日より前の日付の公文書を作成することは慎むべきである旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。

（意見４８）【制度所管課】

制度所管課は、決裁が完了した日より前の日付の公文書を作成することは慎むべきである旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。

前述のとおり、決裁担当者が決裁を実施した日時は、本来公的に残すべき重要な情

報であるにもかかわらず、電子決裁のシステム上記録が残らないような設計となっているとのことである。

しかしながら、そもそも決裁文書というものは、決裁実施の事実を資料として残す目的で作成されるものなのであるから、日時の情報を残さないということは、この目的からしても理解し難い。また、文書日付の遡及は前述の東部防災館における覚書の事案のように不適切な行為を結果的に取り繕うこととなっている実情もあることからすると、決裁実施日時の記録は不適切な行為の防止のためにも極めて重要であるといえる。

以上の観点からすると、決裁実施日時の記録を電子決裁のシステム上に残していないことには合理性がない。決裁実施日時は公的に残すべき重要な情報なのであるから、電子決裁のシステム上記録が残るようにすべきである。

（意見４９）【総務監察課】

決裁担当者が決裁を実施した日時は公的に残すべき重要な情報なのであるから、決裁担当者が決裁を実施した日時は電子決裁のシステム上記録が残るようにすべきである。

第５章　個別の対象施設に対する監査の結果・意見

１　東部防災館について

⑴　指定期間について

「運用マニュアル」では、指定期間について５年を原則とし、各施設の性格や業務内容等に応じて決定するものとされている。

この点、監査対象となった９施設のうち、東部防災館を除く８施設は原則どおり指定期間を５年としているが、東部防災館は１０年とされた。

総務省の「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査」によれば、令和３年４月１日時点で指定管理者制度を導入する都道府県の施設のうち９５％が指定期間５年以下であり、１０年以上の施設は全体の１．９％に過ぎない。指定管理者制度は、指定管理者によって当該施設において自主事業を行うことや同制度を通じて利益を得ることも認められていることから、指定期間を通じて管理者に公の施設からもたらされる利益を独占させる側面がある。一般に指定管理者が協定に反するような管理をしたといった特段の事情でもない限り指定期間の終了まで指定管理者が変更されることはなく、その間利益を独占するため、公平性の観点から不必要に長期間の指定期間の設定は適当ではない。

東部防災館の施設所管課は、指定期間を１０年とした理由について、当該施設は、県の負担軽減を目的に施設の２階及び３階を指定管理者自身の負担により整備することから、指定管理者が先行投資した資本の回収に要する期間を考慮したとのことであった。また、指定期間を５年とした場合、管理者は先行投資した資本の回収途中で資産を手放すことになり、県や次の指定管理者に資産を売却するなど指定期間終了後に次の管理者への円滑な移行に支障が生じるおそれがあることも理由とされた。

しかしながら、施設所管課によれば、東部防災館の２階及び３階の整備に要する費用は計画段階で９８３万円程度にとどまるとのことであり、そもそも県の負担軽減効果も限定的であるが、指定管理施設の規模や指定管理料（年間１３５，０００，０００円）からすると、設備投資に要した費用の回収期間を意識して指定期間を長期間とするだけの例外的な事情とは思えない。また、指定管理者が整備した部分については、設備投資費用の回収期間の途中か否かにかかわらず、県や次の指定管理者への引継ぎの問題は生じることから、この点も例外的に管理期間を１０年とする十分な理由たりえない。

詳細は後記するが、東部防災館については、令和５年度２２，４７９千円ほどの利益が生じており、１０年という指定期間は、指定管理者に原則より長期間にわたり公の施設からもたらされる多額の利益の独占を許す結果となっている。

（意見５０）【対象施設：１】

東部防災館について、指定期間を例外的に１０年としたことに合理的理由は見いだせない。

⑵　要求水準書の規定について

東部防災館の要求水準書２⑵は「利用できる時間」として「条例第６条の規定に基づき、東部防災館については、午前９時から午後１０時までとする。（中略）また、指定管理者は、施設利用促進及びサービス向上のために利用できる時間を拡大することができる。（この場合はあらかじめ条例の改正を要する。）」と規定している。

施設の利用時間は、事業計画の内容や収支の見通しに影響を及ぼす事項であるが、かかる規定のまま募集をかければ、申請者によっては利用時間の変更を提案し、変更後の利用時間を前提とした事業計画が策定される可能性がある。

しかしながら、上記規定のとおり、条例により施設の利用時間の具体的な定めがなされている場合、その変更には条例改正を要する。つまり、指定管理者が望めば当然に施設の利用時間の変更ができるものではないにもかかわらず、不確かな条件を前提とした事業計画の策定や指定管理料の提案がなされるおそれがあり、審査において申請者間の公平を害する上、利用時間の変更ができることを前提に事業計画を立て収支の計算をなした指定管理者に不測の不利益を及ぼしかねない。

本要求水準書の規定について県としては現在の利用時間を前提とした提案を受けることを予定したものとは思われるが、そのことを明記するなどの配慮を要する。

（意見５１）【対象施設：１】

東部防災館での指定管理者の募集において、条例改正を要する利用時間拡大を前提とした提案ができるかのような記載があったが、指定管理者の募集に当たっては不確実な条件を前提とした提案をさせるべきではない。

⑶　施設の運営実態に応じた指定管理料の変更について

東部防災館は、当初令和５年６月のグランドオープンを予定していたが、世界的な半導体不足の影響で消防設備の納入が遅れ、同年９月にグランドオープンがずれ込んだ。

そのため、県と指定管理者との間では、①水道光熱費、②子育て支援業務の経費、及び③修繕費の一部に関し、グランドオープンが延期となったことで不要となった金額について指定管理料の減額変更がなされた。

しかしながら、東部防災館の事業計画中の企画提案業務としては、子育て支援のみならずスポーツや体験プログラムもあるが、これらの業務に関しては減額変更に当たって考慮されていない。具体的には、企画提案業務（スポーツ）の管理経費は計画６，７３８千円に対して実績２，８２８千円と計画比△３，９０９千円、企画提案業務（体験プログラム）の管理経費は計画１７，７００千円に対して実績と４，７６０千円と計画比△１２，９４０千円となっており、いずれも大幅な減少になっているが減額変更の際に考慮されなかった。

（意見５２）【対象施設：１】

指定管理料を変更すべき事情が生じた場合、影響を受ける可能性のあるすべての費目を考慮すべきである。

⑷　指定管理料の見直しについて

上記⑴でも述べたとおり東部防災館の指定期間は１０年に及ぶが、基本的にはこの間指定管理料の見直しはなされず、この点も指定期間を長く設定したことの弊害といえる。

この点について、施設所管課は、基本協定書第９条第１項⑵にある、第２８条第２項による管理運営内容の検証・評価により必要と認められた場合には、指定管理料の変更を申し出ることができるとの規定を引用し、４年経過した時点で第三者委員会を設置し管理運営内容の検証・評価を実施する予定であると説明する。

この点、事業計画では、令和５年度以降１０年間の収支差額は０円とされているのに対し、令和５年度の事業報告書中の収支実績によれば同年度は上記⑶記載の指定管理料の減額変更をしてなお２２，４７９千円の黒字となっている。東部防災館は、この度が初めての指定管理者の募集であるため、募集段階で指定管理料の想定上限基準

額を設定するに当たり精緻な検討は不可能であったと思われるところ、令和５年度の収支実績からすると指定管理料の想定上限基準額が高額に過ぎたものと考えられる。

施設所管課において、協定に基づき第三者委員会を設置し管理運営内容の検証・評価をなし、これに基づき指定管理料の変更をすることを予定しているのであれば、基本協定書第２８条第２項には特に設置の時期に関する規定はないのであるから、速やかに同条に基づく管理運営内容の検証・評価を実施すべきである。

（意見５３）【対象施設：１】

東部防災館について、基本協定書第２８条第２項に基づき、速やかに第三者委員会を設置し、管理運営内容の検証・評価を実施すべきである。

２　あすたむらんどについて

⑴　指定管理者の募集、審査に関する記録の保管について

あすたむらんどについて令和２年度に実施された指定管理者の募集に対し、指定管理者として選定された株式会社ネオビエントのほかに１者（仮にA団体という）の応募があった。この度の監査において、A団体の申請書類の内容を確認しようとしたところ、施設所管課の説明では、庁内を探したもののA団体の申請書類は発見することができなかったとのことである。

また、同施設の記録には、選定における審査の結果として５人の選定委員が採点した合計得点の記録はあるものの、選定委員個別の採点結果が記載された採点表の原本はなかった。

この点、施設所管課は、選定委員会において採点結果を集計した表の確認がなされており、採点結果に疑義はないとのことであった。

確かに施設所管課の説明どおりであれば採点結果は正確なものなのであろうが、申請内容や採点に係る記録が適切に残されていなければ、施設所管課の説明の真偽を事後的に判断することもできない。

（指摘２０）【対象施設：２】

あすたむらんどについて、今回の監査に際して施設所管課は指定管理者募集時の申請書類を発見することができなかったが、そのような書類管理はあまりにもずさんである。また、選定委員会の採点表は、事後的な検証が可能となるよう、原本を保管すべきである。

⑵　募集時の添付資料と説明について

あすたむらんどの令和２年度募集時の指定管理料の想定上限基準額は、年間６４９，６３０，０００円とされた。これに対し、募集要項に参考資料として添付された過去３年間の管理運営費の状況では、平成２９年６５４，２８０千円、平成３０年６７２，５６９千円、令和元年６７１，０４７千円となっており、一見すると指定管理料の想定上限基準額は管理運営経費を下回る。

かかる想定上限基準額の設定について、施設所管課は、令和３年度から木のおもちゃ美術館が整備されることに伴い、四季彩館に係る管理経費の減額分を特殊要因とし

て考慮したと説明する。

しかしながら、募集要項には、第７留意事項として、四季彩館について木のおもちゃ美術館が整備された時点で、費用負担等の管理に関する取り決めを行う予定ですといった記載があるに過ぎず、指定管理料の想定上限基準額の計算に当たり考慮されたのか、考慮されたとしてどのような計算がなされたのかといったことが一切不明である。

既存の指定管理者である株式会社ネオビエントは、このような事情や計算結果もある程度把握できるであろうが、それ以外の者においては考慮されたことも計算内容も把握できないまま、従前報告されている管理経費の実績額を下回る指定管理料の想定上限基準額が設定されているとしか認識しえず、応募を躊躇することとなり結果的に応募の減少につながる。

また、木のおもちゃ美術館の整備により管理経費が減額される見通しであるといった情報は、応募に当たり事業計画を策定する上で重要な情報であるし、審査項目の一つである収支計画の適正さや実現可能性の評価に関わる。一般的にも既存の指定管理者と新規の応募者との間では大きな情報格差がある中で、かかる重要な事項について募集に当たり十分な情報開示、説明がなされないことは、指定管理者の募集における公平性を害することとなり不適切である。

（意見５４）【対象施設：２】

指定管理者の募集に当たっては、既存の指定管理者とその他の者との間に大きな情報格差があることを考慮し、応募者間の公平性を害することのないよう十分な情報開示や説明がなされるべきである。

⑶　管理費について

あすたむらんどの事業報告書中の収支報告について、いったん基本協定上の提出期限までに不正確な収支状況報告がなされた後、修正されたものが提出され差し替えられている実態については、第４章５⑴において指摘したとおりである。

令和５年度の補正後の収支報告において、支出「管理費」として、指定管理料（６３９，９２０千円）の１割相当額の６３，９９２千円が計上されている。同様に、令和４年度の補正後の収支報告においても、指定管理料（６３９，０７２千円）の１割

相当額の６３，６０７千円が「管理費」として計上されている。

この点について、施設所管課に確認したところ、指定管理者である株式会社ネオビエントにおいては、同社の基準として受託・委託業務において直接経費の８％から１２％の一般管理費を計上しているとのことであった。また、令和５年度の管理費の内訳は以下のとおりとのことであった。

・役員報酬	■■，■■■，０００円
・本社総務業務費	■■，■■■，０００円
・本社運営維持費	■，■００，０００円
・退職給付費用	■■，０００，０００円
・損害補償損失引当金	■■，０００，０００円

しかしながら、指定管理の実績報告としての収支報告は、実際に支出した正味の金額を報告させるべきであり、実際の支出金額と合致しない一定割合の金額を報告させることは適当ではない。上記のとおり内訳を示されているものの、指定管理者の説明を踏まえれば、実際の支出金額ではなく一定割合で管理費を計上していることは明らかであり、上記内訳は支出の実態を正確に反映しているものとは考え難い。

また、損害補償損失引当金は当年度に実際に支出した金額ですらない。

なお、施設所管課からは、上記説明後に改めて次のとおりの説明がなされた。

あすたむらんどについては、これまで指定管理料に対する一定率の管理費を間接経費として認めており、かかる間接経費としての管理費についてはその内訳までは問題としておらず、モニタリング等でも検査対象としていない。そのため、指定管理者がかかる間接経費に見合う経費を現実に支出していなければ問題ではあるものの、現実に支出しているのであればどのような費目（内訳）で支出していたとしても問題とはならない。この度、通常は確認していない指定管理者の令和５年度の間接経費の支出状況を確認したところ実際に管理費の額を超える間接経費の支出が確認されたが、間接経費の費目について、損害補償損失引当金としての支出はなくこの点に関する上記内訳の説明は正確なものではない。

この点、施設管理に当たり、施設における直接的な管理経費のほかに、本社や他の部署における経費（間接経費）が発生することは否定しない。もっとも、間接経費として認められる範囲はあくまで当該施設管理と関連性のある限りであるし、当年度の実績報告として報告されるべきは当年度に支出した限りであると考える。施設所管課

においては、そもそも間接経費の支出状況を確認していなかったというのであるから、モニタリングとして不十分である。更に、この度の監査を通じて改めて確認した結果、当初、間接経費の内訳として説明されていたものとは異なる支出状況が確認されたというのであるから、施設管理者による間接経費の支出状況にかかる説明の正確性自体疑わしいものであるし、施設管理課における監査への対応も不適切であったと評価する。

あすたむらんどについては、平成２０年度及び平成２７年度の包括外部監査においても、事業報告の正確性やあり方について重大な問題があることが指摘されていたにもかかわらず、全く改善がなされていない。かかる状況が続いているのであるから、もはや指定管理者としての適格性を欠くと評価せざるを得ない状況に至っている。

また、県は指定管理者に対し事業報告のあり方について何ら指導していないに等しく、あまりにも怠慢であるというほかない。

（指摘２１）【対象施設：２】

あすたむらんどの収支報告においては、指定管理料に対する一定の割合が管理費として計上されているが、指定管理者による管理業務の実態を正確に反映したものではない。管理業務の実態を正確に把握して公表するため、収支報告においては、当年度に現に支出した金額を報告させるべきである。あすたむらんどにおいて、指定管理者は過去の包括外部監査においても同様の指摘を受けているにもかかわらず不正確な事業報告を繰り返しているのであり、また、県はそのような状況を放置しているのであるから、著しく不適切な状態であると評価するほかない。

３　青少年センターについて

⑴　指定管理者の募集方法について

「運用マニュアル」では、指定管理者の選定は原則として公募によることとされている。一方、公募を行わないことについて相当の理由がある場合には公募によることなく適当な団体を選定することができるとされているが、その際はその理由について県ホームページに掲載する等、対外的に明らかにすることとされている。

この点、令和３年度中に実施された青少年センターの指定管理者（指定期間：令和４年１月１日から令和５年３月３１日）の募集に当たって公募は行われず、従前の指定管理者である徳島県青少年センター共同事業体が選定された。しかしながら、県のホームページ上では選定理由に関する掲載はあるものの、公募を行わなかった相当の理由などは掲載されていない。

（指摘２２）【対象施設：４】

青少年センターにおいて令和３年度中に実施された指定管理者の選定に当たり公募を行わなかったことについて、その理由などは公表されておらず不当である。

公募を行わなかった理由について、施設所管課によれば、既存の指定管理者との間の従前の協定（平成３０年３月９日付け）における指定期間が平成３０年４月１日から令和５年３月３１日までの５年間であったところ、指定期間の途中で青少年センターの移転という事態が生じ指定管理者を再度選定することとなったが、以前のセンターの整理や移転などに当たり別の管理者を選定するとなると調整に時間を要するなどの不都合が生じるおそれがあったためとのことであった。

しかしながら、指定管理者の募集がなされた当時、以前のセンターは令和３年１２月６日に休館し、新たなセンターは令和４年４月からの開館が予定されており、十分な移行期間が確保されていることから、上記は指定管理者の公募を実施しない相当な理由とはいえない。また、新たな場所、設備で新たな青少年センターの運営を開始するに当たり以前の管理者にそのまま管理を行わせる合理的理由はなく、むしろ、かかるタイミングで指定管理者の公募を行うことが適当であった。

この点、施設管理課によれば、令和３年度６月議会において以前のセンターの休館期間が確定したことから、その後に新たな指定管理者の募集を行うとなれば十分な開

館準備期間が取れない可能性があったことから公募を実施しなかったとのことである。しかしながら、そもそも開館準備にどの程度の期間が必要であったか定かではない上、新たな指定管理者が決まった後、協定等の締結前であっても新たな指定管理者において事実上準備行為を開始するであろうし、必要があれば準備行為について別途委託契約を締結することも可能であった。また、新たなセンターの運営開始時期を調整するといった対応も考えられるところである。そのため、施設管理課の説明するところを踏まえても、新たな場所、設備でセンターの運営を開始するタイミングで公募を実施しなかったことについて相当な理由があったとは評価できない。

（指摘２３）【対象施設：４】

青少年センターにおいて令和３年度中に実施された指定管理者の選定に当たり公募を行わなかったことについて相当な理由はなく不適当であった。指定管理者の選定に当たっては、公募を原則とし、公募を行わない場合にはその理由があるかについて十分な検討がなされるべきである。

⑵　維持管理・運営費について

令和５年度の事業報告書にある収支状況における「維持管理・運営費（人件費含む）」は令和４年度、令和５年度ともに５５，７２３，６００円と同額であった。その内訳を確認したところ、「運営費」として施設利用管理業務、施設の有効活用業務、健康トレーニング指導業務、広報・広告宣伝業務、その他（緊急対応等）とされ、また、「維持管理費」として施設・設備等維持管理業務、清掃業務、備品等管理業務、修繕・更新業務といった費目があるものの、すべての費目において、更には毎月の支出金額も令和４年度、５年度がまったく同額であった。これらの業務は第三者に委託することなく指定管理者において実施されており、すべての費目について実際の支出額が令和４年度と５年度で、ましてや月単位でも同額となることは考えられず、維持管理・運営費に係る報告内容は不正確なものである可能性が高い。にもかかわらず、施設所管課によれば、支出額が同額であった理由について確認はしておらず、モニタリングにおいて実際の支出の資料となる領収証などは確認していないとのことであった。

（意見５５）【対象施設：４】

青少年センターの事業報告には「維持管理・運営費（人件費含む）」が令和４年度と令和５年度とで月単位で同額という不自然な点があったにもかかわらず、施設所管課はこの点について特段の確認を行わなかった。業務報告書の内容について疑義がないか検査するとともに、疑義のある費目については根拠資料を確認するなどして報告内容の正確性を十分に調査すべきである。

４　障がい者交流センター等について

⑴　自主事業（委託事業）について

障がい者交流センター等（障がい者交流センター、視聴覚障がい者支援センター）について、要求水準書では、指定管理者が自主事業を行うに当たっては、施設の設置目的に合致するものである必要があり、自主事業の実施に当たっては事前に県の承認を得るとともに、その内容の変更に当たっても事前に県の承認を得ることとされている。

この点、同施設の年次報告書中の視聴覚障がい者支援センターに関する事業活動計算書では、自主事業収益３３９，９２０円のほかに委託事業収益として５５，４８６，０８２円が計上されている。同金額は同施設の指定管理料収入（５１，５９４，１９０円）を超える規模である。

かかる委託事業について確認したところ、県以外の地方公共団体からの点字刊行物の制作や手話通訳に関する委託も含まれており、その業務は視聴覚障がい者支援センター内の設備を用いて行われていることから、実質的には指定管理者による自主事業に他ならない。

かかる事業に関し、県による事前の承認はなされていない。

（指摘２４）【対象施設：５】

障がい者交流センター等について、自主事業の実施や変更に当たっては県の事前承認を要するところ、事前承認がなされていない自主事業が実施されていた。

５　木のおもちゃ美術館について

⑴　第三者への委託について

木のおもちゃ美術館の指定管理者は株式会社あわわであるところ、同社は、同施設に関するメディア対応や接客をなす館長業務、フロアスタッフへの運営指示・教育を行うフロアリーダー業務、及び、フロアでの接客、サービス、清掃業務全般をなすフロア運営業務について、ＮＰＯへ委託している。同施設の会計収支報告によれば、支出合計７２，４４４，１６９円（上記した誤って算入された未払消費税額を含む）に対し、フロア委託運営費は３２，０００，０００円に上る。

同施設の要求水準書では「４　業務の委託の制限」として、指定管理者が業務の全部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委託又は請け負わせることを禁ずる。ただし、指定管理者が県の承認を得た場合は、業務の一部を第三者に委託又は請け負わせることができると規定されている。

木のおもちゃ美術館において、館長やフロアリーダー更にはフロアでの接客、清掃といった業務は、同施設における主たる業務にほかならず、本施設におけるこれらの業務のＮＰＯへの委託は業務の主たる部分の委託を禁ずる上記規定に反する。

（指摘２５）【対象施設：６】

木のおもちゃ美術館におけるフロア運営業務に関する第三者への委託は業務の主たる部分の委託に当たり、これを禁止する要求水準書の規定に反する。

⑵　自主事業について

木のおもちゃ美術館における自主事業として「一口館長（サポーターズボード）プロジェクト」が実施されている。同事業は、個人や法人から寄付を募り、１万円以上の寄付をした者について名前が刻印されたオリジナルの積み木をサポーターズボードに組み込んでいくというものである。そして、協賛金を県内の小児病棟、児童養護施設、乳児院等に対し①おもちゃコンサルタント派遣や②木のおもちゃをプレゼントするとされている。県は令和５年３月３０日付けで本自主事業を承認している。

県が承認した本事業に関する自主事業計画書では、予算額として収入と同額の支出を予定していたところ、令和５年度の事業報告書中の自主事業に関する収支によれば、同年度、一口館長プロジェクトによる協賛金として３４０，０００円が収入とし

て計上されている一方で、支出としては積木刻印の費用として４，６００円が計上されるにとどまる。仮に協賛金が計画のとおり支出されることなく指定期間を終えた場合、指定管理者に協賛金が残ることとなるが、施設所管課によれば、そのような場合の次の指定管理者への引継ぎなどは現時点では協議されていないとのことである。また、同プロジェクトは、施設の一部に寄付者の名前が刻印された積み木を組み込んでいくが、この積み木に関しても指定期間終了後の取扱いについて協議はなされていないとのことであった。

（意見５６）【対象施設：６】

木のおもちゃ美術館における自主事業である「一口館長（サポーターズボード）プロジェクト」では指定管理者が協賛金を受領することになるが、協賛金が計画どおり支出されることなく指定期間が終了した場合の協賛金の処理については不明瞭な状態となっている。施設所管課は、この点について指定管理者との間で速やかに取り決めを行うべきである。また、自主事業の承認に当たっては、指定期間が終了するなどして指定管理者が変更する場合を想定し、あらかじめ自主事業の内容に応じた協議や合意をなすべきである。

６　旧吉野川流域下水道について

⑴　主たる業務を県外事業者が行っている点について

旧吉野川流域下水道の募集要項では、主たる構成員が「徳島県内に主たる事務所（本店）を置いている法人等であること。」という申請資格が定められている。そして、「運用マニュアル」によると、県外企業が県内企業と共同して応募することは可能ではあるが、県内企業が主たる役割を担う場合に限定されており、県内企業が主たる役割を担う場合とは、企業体の構成員の内、最も大きな役割を担う企業が県内企業であって、かつ、全体業務の内、県内企業の果たす役割が過半を占めることとされている。

指定管理者の募集に当たってこのような要件を設けること自体大いに疑問ではあるが、一旦要件を設けて募集を行った以上は、その要件を満たす必要がある。そうでなければ、わざわざ応募者が減るリスクまで取って得ようとしたメリット（地域経済の活性化や県内雇用の確保など）さえ享受できないことになってしまうからである。

平成３０年度募集では、公益財団法人徳島県建設技術センターとテスコ株式会社の共同事業体が指定管理者として選定された。公益財団法人徳島県建設技術センターは県内事業者であるがテスコ株式会社は県外事業者である。

募集時に共同事業体から提出された共同事業体組織図によると、旧吉野川浄化センターの所長（運転管理業務責任者）、副所長（運転管理業務副責任者兼運転監視操作業務主任者）はテスコ株式会社の人員であり、人数も公益財団法人徳島県建設技術センター４名に対してテスコ株式会社が１０名となっており、人員面ではテスコ株式会社の方が主たる役割を担っているように見受けられる。また、担当する主な業務として、公益財団法人徳島県建設技術センターは処理場施設運転の計画管理、専門的な保守点検の計画実施、環境調査・水質調査の計画実施、管路施設の点検、広報・啓発活動であるのに対して、テスコ株式会社は処理場の運転監視操作、日常点検及び定期点検となっており、計画管理や専門的な保守点検、広報・啓発等は公益財団法人徳島県建設技術センターが行っているとはいえ、日常業務はテスコ株式会社が行っており、全体業務の内県内企業の果たす役割が過半を占めているとは言えない。

令和５年度の指定管理者運営状況点検・評価シートにおいても、施設の管理体制は正職員１９名により担われているところ、人員の内訳は公益財団法人徳島県建設技術センターが４名、テスコ株式会社が１５名となっている。

以上からすると県内事業者が主たる役割を担っているとは言えない。

この点施設所管課によると、県内事業者が県外事業者の管理や他の機関との調整業務等を行っており県内事業者が主たる役割を担っているとのことであるが、管理体制や担当業務の状況からすると全体業務の内県内企業の果たす役割が過半を占めているとは言えない。

令和６年度からは新たな指定期間が開始されたが、引き続きテスコ株式会社も共同事業体の一員として参加している。現状も県外事業者が主たる役割を担っているのであれば県内事業者が主たる役割を担うように指導すべきである。

（指摘２６）【対象施設：７】

旧吉野川流域下水道においては、資格要件として県内事業者が主たる役割を担う必要があるにもかかわらず、全体業務の内県内企業の果たす役割が過半を占めているとは言えない状況である。指定管理者に対して資格要件を満たすように指導すべきである。

⑵　令和５年度指定管理者募集の指定管理料上限基準額について

令和６年度から令和１０年度までの期間の指定管理業務の募集に当たって、指定管理料の上限基準額の見直しが行われた。

上限基準額の見直しを検討した資料によると、令和元年度から令和５年度までの指定管理者募集は、見込水量１，１８６万㎥で上限基準額１，２４９，２６２千円であり㎥当たり１０５．３３円であったのに対して、令和５年度募集では、見込水量１，４１７万㎥で上限基準額１，５５１，４９９千円であり㎥当たり１０９．４９円となっており、㎥当たりの単価が４．１６円増加している。

近年の物価の上昇等により㎥当たりの単価が上昇することもありうるものの、指定管理業務を実施する上で固定費が少なからず発生することからすると、見込水量が増加しているにもかかわらず㎥当たり単価が増加させているのは明らかに不自然である。

そこで、詳細に検討してみると、積算額の計算において、人件費以外は主として過年度の実績額や今後の保守点検の発生見込みに基づいて計算しているのに対して、人件費については実績額を使わずに下水道施設維持管理積算要領をもとに計算していた。

その結果、実際の令和４年度人件費　８２，９５７，６２５円、令和５年度人件費８６，２２８，１７０円に対して、上限基準額における人件費は１３５，００２，０００円とおよそ実績とかけ離れた数値を採用していた。

令和６年１月１５日から２４時間運転を開始したことからすると人件費が増加するのは当然であるが、それにしても増加の程度があまりにも大き過ぎる。

令和４年度人件費と令和５年度人件費及び２４時間運転開始日から２４時間運転の場合の年間人件費を推測すると、（８６，２２８，１７０円－８２，９５７，６２５円）÷７７日×３６５日＋８２，９５７，６２５円＝９８，４６０，８５８円となる。この数値は、前回募集時に指定管理者が作成した事業計画書による１６時間運転から２４時間運転への切替わり時の人件費増加割合２０．３％と令和４年度人件費とを乗じて計算した金額である８２，９５７，６２５円×（１００％＋２０．３％）＝９９，７９８，０２３円とほぼ同額である。

下水道施設維持管理積算要領をもとに計算した場合と比べて、なぜこのように乖離が生じているのかを確認してみると、運転監視業務の人件費として直接業務経費５５，８８０，２００円に直接経費、技術経費、間接業務費、諸経費として、直接業務経費の約８０％の金額を上乗せして計算しているためであった。運転監視業務を業務委託した場合には、直接業務経費以外に直接経費、技術経費、間接業務費、諸経費といった各種経費が発生するのは当然であるが、本件の積算では各種経費については別途積算していることから、各種経費を上乗せすると２重計上となる。運転監視業務の直接業務費のみで計算をし直すと、人件費の見込額は９０，１２０，０２８円となる。

このことからすると人件費は実際発生見込額に比べて少なくとも年間３，０００万円以上多額に上限基準額を設定していることになる。

この点担当課によると、それぞれの費目について適正に積算した結果であり２重計上にはなっていないとのことである。ただ、２重計上が疑われる運転監視業務の直接業務経費以外の各種経費について、実際にどのような経費が発生しているのかについての確認を求めたが、具体的な説明は得られなかった。

そこで、令和５年度の実績額（税込み）と令和６年度の積算額（税込み）を比較してみたところ以下のとおりとなった。

	Ｒ５実績（円）	Ｒ６積算（円）	差額（円）
人件費	86,228,170	135,002,000	48,773,830

変動費	90,084,941	109,374,100	19,289,159
維持管理費			
保守点検費	34,658,490	24,730,200	△9,928,290
その他	42,276,432	41,552,500	△723,932
諸経費	21,041,974	21,255,200	213,226
合計	274,290,007	331,914,000	57,623,993

差額が多額であるのは、人件費と変動費と保守点検費である。

変動費が増加しているのは、処理水量の増加によるものである。また、保守点検費が大きく減少しているが、令和５年度においては本来県が実施すべき大規模修繕が１０，０００，１００円含まれていること、また、令和６年度の積算額は年度ごとに保守点検が必要な業務を見積もっているためであり、保守点検費の減少については理由がある。

結局は人件費だけが合理的な理由もなく大幅に増加していることになり、上限基準額を過大に設定していると言わざるを得ない。

また、上限基準額の基礎とした見込水量について、関連市町の有収水量の予測値１３，５００，０００㎥に不明水混入見込６７５，０００㎥を加算して１４，１７５，０００㎥と計算している。

しかしながら、令和元年度から令和５年度の関連市町の有収水量と実績処理水量の関係を見ると実績処理水量９，５６７，３５２㎥に対して有収水量が１０，１３４，２６７㎥と逆に下回っている。そこで、令和元年度から令和５年度の有収水量と実績処理水量の比率をもとに令和６年度から令和１０年度までの見込水量を計算すると１２，４３７，５６９㎥となり、直近の令和５年度単年度における有収水量と実績処理水量の比率をもとに計算した場合も１２，５２５，４７２㎥となった。これらの数値からすると、１４，１７５，０００㎥は明らかに過大な見込水量となっており、過大な見込水量をもとに上限基準額が設定されている。

この点、上限基準額を高額に設定していたとしても指定管理者の選定において適正な競争が行われるのであれば問題はある程度は軽減されるかもしれない。しかしながら、旧吉野川流域下水道では、募集を行っても１者しか応募しないことが予想されており、実際にも１者のみの応募であった。

その結果、上限基準額１，５５１，４９９千円に対して、１，５４９，９５７千円とほぼ上限基準額と同額での協定となった。

このような状況からすると、実績額から大きく乖離した上限基準額を設定して募集を行ったことは不適切であると言わざるを得ない。

（指摘２７）【対象施設：７】

旧吉野川流域下水道の令和５年度募集に当たって、明らかに過大な指定管理料の上限基準額が設定された。旧吉野川流域下水道の指定管理者の募集では１者しか応募がないことが予想され、実際にも１者しか応募がなかったことから、明らかに過大な金額の指定管理料での協定締結となっており、不適切であると言わざるを得ない。

⑶　管理運営経費等の収支の状況の報告について

基本協定書では、各年度の終了後３０日以内に事業報告書を作成し提出することとなっており、事業報告書には管理運営経費等の収支の状況を正確に記載することになっている。

旧吉野川流域下水道では、年次報告書の年間経理状況報告書で収入・支出の状況を記載して報告している。

収入・支出の状況の中身を確認してみると、共同事業体の構成員であるテスコ株式会社の収支報告に関して問題となる点が見受けられた。

まず、人件費について実際に発生した人件費を１．１倍して報告している。これは消費税相当額を加算する意図で１．１倍したとのことであるが、人件費については消費税が必要ないため人件費に消費税を加算するのは誤りである。この点、公益財団法人徳島県建設技術センターは人件費に消費税を加算しておらず、共同事業体構成員間で異なる処理に基づく金額を合算して報告していることになる。

また、共同事業体の構成員間で担当する業務に応じて指定管理料を分配しているところ、テスコ株式会社が担当する業務に関する収支は令和２年度から令和５年度まで毎年度０となっている。これはあまりにも不自然であったため諸経費その他の内訳を確認すると、本社経費が令和元年度５，０７５，７１５円、令和２年度４，４１９，２７２円、令和３年度１，３２４，８９７円、令和４年度２，７１５，８６３円、令和５年度２，８３５，８６０円となっていた。指定管理料は定額であるにもかかわらず本社経費がこのように大きく変動するのは不自然であり、収支が０になるように本社経費を調整していたのではないかと推測される。

（意見５７）【対象施設：７】

旧吉野川流域下水道の収支報告について、正確ではない報告がなされている部分が見受けられた。県としては、指定管理者に正確な収支の状況を報告するよう指導されたい。

7　藍場町地下・松茂駐車場について

⑴　利用時間について

藍場町地下駐車場、松茂駐車場とも供用時間は２４時間であるが、入車・出車については、松茂駐車場は２４時間である一方、藍場町地下駐車場は開場午前７時、閉場午後１１時と要求水準書で定められている。

したがって、申請者において、入車・出車時間について利用者の利便を図るための提案を行おうとしてもできないことになっている。このように、申請段階で利用時間に関する条件面での競争ができないこととしているのは、利用者の利便を図るべき駐車場の管理運営という観点からは疑問である。

（意見５８）【対象施設：８】

駐車場の利用時間について、募集時に一律に定めるのではなく、申請者の自由な提案が可能となるような募集とすることが望ましい。

第６章　総括

本年度の包括外部監査においては、指定管理施設個別の施設管理上の問題の指摘（各論）ではなく、制度自体や施設所管課の業務に共通する課題の指摘（総論）に重きを置いた。

第４章に記載した

・指定管理者の募集に当たり、多数の応募、より良い提案を獲得するための方策
・事業計画、業務報告及び公表時の書式や項目の整理
・適切かつ十分なモニタリングの実施、そのための体制整備
・積極的な情報公開

といったことは、監査対象となった施設に限らず他の指定管理施設にも関わる指定管理者制度共通の課題といえる。

指定管理者制度は、公の施設の管理を第三者に委ねることによりサービス向上や経費の削減を図ることを目的とするのみならず、公の施設の管理に関する業務を県と指定管理者との間で分配することで効率的な施設運営を実現する側面もある。しかしながら、本年度の監査を通じて、県は公の施設の管理を指定管理者に委ね過ぎており、県の関わり方が消極に過ぎると感じられた。各施設所管課が実施するモニタリングは十分とは言い難い。本来、県が指定管理者を監督指導する立場にありながら、指定管理者に任せきりになり十分な指導がなされていない施設、それ以上に県と指定管理者との関係性が逆転し指定管理者を放任しているといっても過言でない施設もあった。かかる実態は、指定管理者制度の本来の趣旨に反し、県が単に施設管理の負担から逃れ、指定管理者が利益を得るために指定管理者制度が利用されている状態とも評価できる。県においては、今一度、指定管理者制度の趣旨と同制度が持つリスクとを再確認され、制度所管課を中心に「運用マニュアル」の改正や書式の整理、客観性・専門性を備えた制度全体の監督体制整備を進めるとともに、施設所管課において担当する施設ごとに指定管理者への関わり方を見直し、十分な監督指導をなしうる体制や運用を構築すべきである。

今後、以上のような取組を通じ、指定管理者制度が真に県民のために有益な制度として活用されることを希望する。

参考資料

公の施設一覧表

R6.4.1現在

	施設名(指定管理)	部局名	所属
1	徳島県立東部防災館	危機管理部	防災対策推進課
2	徳島県立南部防災館	危機管理部	防災対策推進課 ※ただし、管理については南部総合県民局
3	徳島県立西部防災館	危機管理部	防災対策推進課
4	徳島県立佐那河内いきものふれあいの里	生活環境部	サステナブル社会推進課
5	徳島県青少年センター	こども未来部	青少年・こども家庭課
6	徳島県郷土文化会館	観光スポーツ文化部	文化振興課
7	徳島県立阿波十郎兵衛屋敷	観光スポーツ文化部	文化振興課
8	徳島県立文学書道館	観光スポーツ文化部	文化振興課
9	徳島県蔵本公園(競技場部分)	観光スポーツ文化部	スポーツ振興課
10	徳島県鳴門総合運動公園(競技場部分)	観光スポーツ文化部	スポーツ振興課
11	徳島県立中央武道館	観光スポーツ文化部	スポーツ振興課
12	徳島県立男女共同参画総合支援センター (ホール、展示ギャラリー等を利用に供する業務等)	生活環境部	男女参画・人権課
13	徳島県立男女共同参画総合支援センター(子育て支援業務)	生活環境部	男女参画・人権課
14	徳島県立人権教育啓発推進センター	生活環境部	男女参画・人権課
15	徳島県立埋蔵文化財総合センター	観光スポーツ文化部	文化資源活用課
16	徳島県立総合福祉センター	保健福祉部	地域共生推進課
17	徳島県立障がい者交流プラザ(障がい者交流ｾﾝﾀｰ等)	保健福祉部	障がい福祉課
18	徳島県立障がい者交流プラザ(障がい者ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ)	保健福祉部	障がい福祉課
19	徳島県立産業観光交流センター	観光スポーツ文化部	にぎわい政策課
20	徳島県立あすたむらんど	観光スポーツ文化部	にぎわい政策課
21	徳島県立大鳴門橋架橋記念館	観光スポーツ文化部	にぎわい政策課
22	徳島県立渦の道	観光スポーツ文化部	にぎわい政策課
23	徳島県立美馬野外交流の郷	観光スポーツ文化部	にぎわい政策課
24	徳島県立出島野鳥公園	観光スポーツ文化部	にぎわい政策課
	徳島県腕山放牧場(※現在休止中)	農林水産部	畜産振興課
25	徳島県立神山森林公園	農林水産部	林業振興課
26	徳島県立高丸山千年の森	農林水産部	林業振興課
27	徳島県月見が丘海浜公園	観光スポーツ文化部	にぎわい政策課
28	徳島県日峯大神子広域公園	観光スポーツ文化部	にぎわい政策課
29	徳島県蔵本公園(公園部分)	観光スポーツ文化部	にぎわい政策課
30	徳島県文化の森総合公園	観光スポーツ文化部	にぎわい政策課
31	徳島県新町川公園	観光スポーツ文化部	にぎわい政策課
32	徳島県鳴門ウチノ海総合公園	観光スポーツ文化部	にぎわい政策課
33	徳島県鳴門総合運動公園(公園部分)	観光スポーツ文化部	にぎわい政策課
34	徳島県富田浜第一駐車場	県土整備部	都市計画課
35	徳島県富田浜第二駐車場	県土整備部	都市計画課
36	徳島県幸町駐車場	県土整備部	都市計画課
37	旧吉野川流域下水道	県土整備部	水環境整備課
38	航空旅客取扱施設	観光スポーツ文化部	観光政策課
39	徳島県藍場町地下駐車場	企業局	経営企画戦略課
40	徳島県松茂駐車場	企業局	経営企画戦略課
41	徳島県立牟岐少年自然の家	教育委員会	生涯学習課
42	徳島県立木のおもちゃ美術館	農林水産部	林業振興課
小計	42		

	施設名(直営施設)	部局名	所属
1	防災センター	危機管理部	防災人材育成センター
2	厚生寮	保健福祉部	地域共生推進課
3	総合看護学校	保健福祉部	総合看護学校
4	出羽島診療所	保健福祉部	医療政策課
5	女性自立支援施設しらぎく寮	こども未来部	中央こども女性相談センター
6	中央テクノスクール	経済産業部	中央テクノスクール
7	南部テクノスクール	経済産業部	南部テクノスクール
8	西部テクノスクール	経済産業部	西部テクノスクール
9	園瀬川貯木場	農林水産部	林業振興課
10	農業大学校	農林水産部	経営推進課
11	港湾施設(港湾数12)	県土整備部	港湾政策課
12	(寄宿舎)徳島寮	教育委員会	教育政策課
13	(寄宿舎)阿南寮	教育委員会	教育政策課
14	(寄宿舎)美馬東部寮	教育委員会	教育政策課
15	(寄宿舎)三好寮	教育委員会	教育政策課
16	図書館	観光スポーツ文化部	二十一世紀館
17	博物館	観光スポーツ文化部	二十一世紀館
18	近代美術館	観光スポーツ文化部	二十一世紀館
19	文書館	観光スポーツ文化部	二十一世紀館
20	二十一世紀館	観光スポーツ文化部	二十一世紀館
21	鳥居龍蔵記念博物館	観光スポーツ文化部	二十一世紀館
22	中央病院	病院局	経営改革課
23	三好病院	病院局	経営改革課
24	海部病院	病院局	経営改革課
25	南部健康運動公園	南部総合県民局	県土整備部
小計	25	※公営住宅施設を除く	

※公営住宅　　公営住宅の内指定管理数

公営住宅(指定管理の3施設含む)	34	3
改良住宅(指定管理の2施設含む)	2	2
		指定管理合計
公の施設合計	**103**	47

指定管理者制度に係る
運用マニュアル

令和６年４月

財政課

第１　運用マニュアルの目的　・・・・・　１

第２　指定管理者制度に係る基本的事項　・・・・・　１
１　制度の目的　・・・・・　１
２　制度の積極的な活用　・・・・・　２
３　事務手続き上の留意事項　・・・・・　２
４　指定期間の決定　・・・・・　２
５　利用料金制度の導入　・・・・・　２
６　報奨金制度の導入　・・・・・　３
７　関係条例の整備　・・・・・　３

第３　指定管理者の選定手続に関する事項　・・・・・　４
１　指定管理者の選定　・・・・・　４
２　指定管理者の公募手続　・・・・・　４
⑴　募集方法　・・・・・　４
⑵　募集期間等　・・・・・　４
⑶　応募者の資格要件　・・・・・　６
⑷　募集要項等への記載事項　・・・・・　８
３　指定管理者候補の選定手続　・・・・・　９
⑴　選定委員会の設置　・・・・・　９
⑵　審査基準例　・・・・・１０
⑶　審査方法　・・・・・１１
⑷　指定管理候補者の決定　・・・・・１１
⑸　選定結果の公表　・・・・・１１
⑹　情報公開への対応　・・・・・１２

第４　指定管理者の指定　・・・・・１３
１　指定の議決　・・・・・１３
２　債務負担行為の議決　・・・・・１３
３　指定管理者の指定　・・・・・１３
４　協定書の締結　・・・・・１４

第５　指定管理者制度導入後の対応　・・・・・１５
１　事業報告書　・・・・・１５
２　業務に関するモニタリング　・・・・・１５
⑴　指定管理者によるモニタリング（セルフモニタリング）　・・・・・１５
⑵　県によるモニタリング　・・・・・１５
３　指定管理者の組織体制の変更に伴う手続　・・・・・１６
⑴　再度指定等の申請に係る提出書類　・・・・・１７
⑵　選定委員会における評価の視点　・・・・・１７
⑶　再度指定の議決　・・・・・１７
４　指定の取消し・管理業務の停止　・・・・・１７
５　安全管理・危機管理の徹底　・・・・・１８
６　避難所の開設及び運営への対応　・・・・・１８
７　適正な業務引継の徹底　・・・・・１８
（参考１）地方自治法（抜粋）　・・・・・２０
（参考２）徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例　・・・・・２２
（参考３）徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則　・・・・・25

指定管理者制度に係る運用マニュアル

第１　運用マニュアルの目的

この運用マニュアルは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２の規定に基づく公の施設の指定管理者制度について、適切かつ円滑に制度を運用するため、条例に定める事項のほか、事務手続きに係る基本的な方針を定めたものである。

関係部局は、当運用マニュアルに基づき、指定管理者の指定手続きの透明性や公平性の確保を図るとともに、制度導入後の運用に十分留意し、効率的・効果的な施設運営と住民サービスの向上につながるよう努めることとする。

「公の施設」とはどのようなものか

「公の施設」とは、地方自治法第 244 条第１項において、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されている。

例えば、文化会館、体育館、老人福祉施設、公園等が該当し、庁舎や試験研究機関など住民の利用に供しない施設は、該当しない。

第２　指定管理者制度に係る基本的事項

１　制度の目的

指定管理者制度は、公の施設に対する多様な住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減等を図ることを目的とする。

指定管理者制度の特徴

○指定管理者となることができる者は、法人・その他の団体であり、個人は対象とはならない。
○公の施設を管理する権限は、契約ではなく、議会の議決を経て知事の指定により生じる。
○指定管理者の指定は、行政処分の一種であり、法律上の契約ではない。
○指定管理者は、条例の定めるところにより、施設の使用許可を行うことができる。
○指定管理者は、条例の定めるところにより、施設の利用料金を自己の収入とすることができる。

指定管理者が行うことができない行政処分はどのようなものか

使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可等地方公共団体や長に専属的に付与された行政処分の権限は、指定管理者は行うことができない。

２　制度の積極的な活用

県が自ら管理運営を行っている直営施設や、今後、県が新たに整備を行う公の施設についても特段の事情がない限り、制度を積極的に活用することを基本として、制度の導入を検討することとする。

３　事務手続上の留意事項

指定管理者制度の導入手続においては、常に透明性・公平性を確保するとともに、幅広く民間事業者やＮＰＯ等の参画が得られるよう配慮することとする。

４　指定期間の決定

指定管理者を指定する期間は、**５年を原則**とし、各施設の性格や業務内容等に応じて決定するものとする。

５　利用料金制度の導入

指定管理者制度の導入に当たり、指定管理者へのインセンティブの提供、利用者サービスの向上という観点から、次の施設については、利用料金制度を積極的に導入していくこととする。

①料金収入で収支の均衡を図ることを基本に運営することが適切と考えられる施設
②弾力的な運営により、効果的・効率的なサービスの提供が期待できる施設

利用料金制度とは

一般的に、公の施設を利用したときの料金は、「使用料」として地方公共団体の収入としている。利用料金制は、地方公共団体ではなく、その施設の指定管理者の収入とする制度。

この制度では、利用したときにかかる料金の額を、条例に定められた範囲内で、指定管理者が設定する。利用者が支払った料金は、指定管理者が自分の収入として受け取り、施設の運営に充てることになる。

利用料金についての留意事項

利用料金は、各施設毎に制定される設置管理条例で規定される上限を超えない範囲で、県の承認を得た上で指定管理者が定めることが可能であるが、安易に利用料金を上げることがないよう慎重に対応する必要がある。

６　報奨金制度の導入

利用料金制度以外に指定管理者へインセンティブを提供する方法として、報奨金制度の導入が可能である。

報奨金制度とは

指定管理者が、あらかじめ定めた施設の利用者数や使用料収入額等を上回る成績を上げた場合に、地方公共団体が報奨金を支払う制度。

７　関係条例の整備

指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合には、管理の基準、業務の範囲等を条例で定める必要がある。一般的に設置管理条例と言われるものであり、公の施設毎に制定する必要がある。

条例に規定しなければならない事項

〇管理の基準（休館日、開館時間、使用制限等）
〇業務の範囲（施設の維持管理に係る業務内容等）
〇使用の許可、制限、取消し
〇利用料金、使用料
〇指定の取消し等の際の措置
〇損害の賠償　　等

指定管理者制度に係る条例等には、他にどのようなものがあるか

本県では、設置管理条例とは別に、
〇「徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例」（平成 16 年 10 月 29 日付け徳島県規則第 50 号）
〇「徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則」（平成 16 年 12 月 10 日付け徳島県規則第 67 号）
を制定し、指定管理者の指定の申請や選定の基準について定めている。

第３ 指定管理者の選定手続に関する事項

１　指定管理者の選定

指定管理者を選定する場合には、効率的でより良い県民サービスの提供を実現するため、原則として公募により選定することとする。

なお、公募を行わないことについて相当の理由がある場合には、公募によることなく適当な団体を選定することができる。その際は、その理由について県ホームページに掲載する等、対外的に明らかにすること。

２　指定管理者の公募手続

⑴ 募集方法

指定管理者の募集は、原則として、施設毎に行う。

ただし、サービスの向上、経費の縮減、管理運営の一体性の観点から、複数の施設の管理を同一の指定管理者にまとめて行わせることが適当と認められる場合は、一括して募集することもできるものとする。

指定管理者の募集に当たっては、県ホームページへの募集要項の掲載等により、広く一般に周知を行う。

⑵ 募集期間等

募集内容が広く知られ、応募者が施設の設置目的等を十分に理解した上で、事業計画書等を作成できるよう、募集期間（募集要項の公表から応募締切まで）は原則として２か月程度を確保することとする。

また、募集後の候補者の選定作業や議会の議決、協定締結のための協議、業務の引継等に十分な期間を確保する必要があることを考慮し、募集の開始時期を適切に設定する。

標準的なスケジュール（次年度４月からの指定管理者を選定する場合）

時期	新規導入時	指定更新時
公募前	指定管理者制度の導入決定 設置管理条例の改正又は制定 （６月議会までに要議決） 選定委員会の設置 選定委員会の開催 募集要項等の決定	指定管理者制度の更新決定 選定委員会の設置 選定委員会の開催 募集要項等の決定
７月	募集要項の公表	募集要項の公表
７～８月	現地説明会の開催	現地説明会の開催
９月	応募受付の開始 応募締切	応募受付の開始 応募締切
９～10 月	応募団体数の公表 指定管理候補者の選定作業 選定委員会の開催 指定管理候補者の決定 指定管理候補者の公表	応募団体数の公表 指定管理候補者の選定作業 選定委員会の開催 指定管理候補者の決定 指定管理候補者の公表
11 月	11 月県議会への議案提出 （指定の議決、債務負担行為議案の議決） 指定の通知（指令）	11 月県議会への議案提出 （指定の議決、債務負担行為議案の議決） 指定の通知（指令）
12 月	指定の告示 基本協定の協議	指定の告示 基本協定の協議
１～３月	基本協定の締結 既存管理者から指定管理者への業務の引継ぎ 管理運営業務計画書の承認 利用料金の承認・告示（利用料金制導入の場合） 管理運営業務体制の完了確認 年度協定の締結	基本協定の締結 前指定管理者からの業務の引継ぎ（指定管理者が代わる場合） 管理運営業務計画書の承認 利用料金の承認・告示（利用料金制導入の場合） 管理運営業務体制の完了確認 年度協定の締結
４月	指定管理者による管理運営開始	指定管理者による管理運営開始

現地説明会に係る留意事項

現地説明会については、申請者にできる限り参加を促すとともに、申請者の拡大や利便性向上のため、必要に応じて日程を複数回設けるなど、申請者が公平に情報を得ることができるよう努めること。

⑶ 応募者の資格要件

ア　地域要件

指定管理者の公募に当たっては、施設を適切に管理する能力を求めることは当然であるが、一方では地域経済の活性化や県内雇用の確保も念頭に置く必要があるため、募集要項等においては、次のとおり事業者の所在地等に係る要件を定めるものとする。

〇原則として、「県内に主たる事務所（本社又は本店等）を置く法人等（複数の事業者によるグループを含む）」とする。

〇県外企業が県内企業と共同（県内企業が主たる役割を担う場合）して応募することは可能とする。

県内企業が主たる役割を担う場合とは

企業体の構成員の内、最も大きな役割を担う企業が県内企業であって、かつ、全体業務の内、県内企業の果たす役割が（複数の県内企業がある場合は、県内企業全体として）過半を占めること。

イ　その他の制限事項

法人及びその代表者が、欠格事項に該当しないこと。

欠格事項とは

○地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者（一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者等）

○地方自治法第 244 条の２第 11 項の規定により徳島県又は他の地方公共団体から指定の取消を受け又は当該処分の日から起算して２年を経過しない者

○徳島県建設業者指名停止措置要綱（平成 14 年４月 18 日建設第 73 号）及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者

○暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

○暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

○会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。

ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更正計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条又は第８条第１項第１号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から２年を経過しない者

○徳島県の県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者

○法人等あるいは参加グループの構成員であって、他の参加グループの構成員である者、若しくは二つ以上の提案を行う者

○労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者

○役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

①破産者で復権を得ない者

②禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

③暴力団の構成員等

⑷ 募集要項等への記載事項

応募者が施設の目的や事業内容等を十分に理解し、その経営ノウハウを生かして柔軟な発想で提案を行うことができるように、当該施設に関する情報を可能な限り詳細に掲載するよう努めることとする。

ア　募集要項

施設の概要や業務内容等を明示するとともに、申請及び選定手続き等をあらかじめ広く公表するため、募集要項を作成する。

募集要項への記載事項例

- ○施設の設置目的、募集の目的
- ○施設の概要（名称、所在地、施設規模、内容、事業の目的等）
- ○指定管理者が行う業務の範囲及び管理の基準
- ○指定期間
- ○業務に必要な経費（管理運営経費、指定管理料）
- ○利用料金制の有無
- ○申請方法（応募資格、申請書の受付期間、申請書類の作成要領等）
- ○申請書類（指定管理者指定申請書、誓約書、法人概要書、法人役員一覧、事業計画書等）
- ○現地説明会（日時、場所、参加申込み等）
- ○審査方法（審査日程、審査の基準等）
- ○留意事項（事業の継続が困難となった場合の措置、申請書類の取扱い等）
- ○過去３年間の収支状況や施設利用状況
- ○その他必要事項

イ　管理運営業務要求水準書

指定管理者に要求する管理運営の具体的な業務内容及びその基準を示すことを目的として、管理運営業務要求水準書を作成し、募集要項に添付する。

管理運営業務要求水準書への記載事項例

- ○管理運営に関する基本的な考え方
- ○管理の基準（利用可能日、利用時間、利用許可）
- ○管理運営体制
- ○モニタリングの実施
- ○情報管理及び情報公開
- ○危機管理対応
- ○施設の目的外使用許可
- ○指定管理料及び経理
- ○各種保険（火災保険、施設賠償責任保険）
- ○業務の内容（施設の維持管理業務、利用許可業務、修繕等）
- ○業務不履行時の手続き

ウ　関係資料の提供

関係資料の提供については、施設の支出状況や利用状況等経営状況に関する具体的な資料の提供に配慮することとし、併せて、募集内容等についての質問・要望には対応に努めることとする。

３　指定管理者候補の選定手続

(1) 選定委員会の設置

ア　各部局等（企業局、教育委員会を含む）において、応募者から提出された申請書及び事業計画書等を審査し、指定管理者の候補者を選定する選定委員会を設置する。

イ　選定委員会は、５名程度の委員で構成し、内部委員は１名を上限とする。

ウ　外部委員は、次の①から④に該当する者から４名程度を選任することとする。

①「利用者サービスの向上等の面」から「学識経験者」あるいは「各施設に係る専門分野に詳しい知識を有する者」

②「経費の縮減と適切な人員配置の面」から、「効率的な経営のあり方に詳しい者」

③「経費の縮減と適切な人員配置の面」から、「良好な就業環境の形成に識見を有する者」

④「一定の財政基盤の保持の面」から「財務状況の分析等について専門的資格を備えた者」（公認会計士、税理士、中小企業診断士等）

エ　指定管理者の公募を行い、県職員が役員に就任する外郭団体等から応募があった場合は、役員となっている県職員は選定委員に加わらないこととする。

オ　外部有識者の人選にあたっては、当該施設の管理運営に関し、利害関係のない者を選任するものとする。

カ　男女共同参画社会の実現に向けて、女性の選定委員を含めるよう努めることとする。

選定手続きに係る留意事項

選定委員会の委員名及び議事概要は、指定管理候補者の選定後に公表するので、あらかじめ委員の就任時に氏名及び議事概要の情報公開について承諾を得ておくものとする。

⑵ 審査基準例

ア　次表の項目・配点を基本として、施設毎に詳細の項目を設定する。

イ　審査基準については、選定委員会の独立した意見が反映されるよう、あらかじめ選定委員の意見を聞いた上で作成し、委員の意向を十分反映した審査基準とする。

ウ　審査基準は、選定委員会において決定し、募集要項に記載する。

エ　委員間で採点の基準等について意思統一を図った上で、基本的に各委員が審査・採点し、総合的な評価を行う。

項　　目	配点(100 点満点)	
施設によって、特に企画事業等の充実を重視するもの、維持管理面の効率化あるいは経営基盤の安定度を重視する場合もありうること、さらには、選定委員会の意見を反映する必要もあるため、項目の配点については幅を持たせたものとする。	基本配点	配点の幅
◆県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮 ◎管理運営の基本方針 ◎利用者サービスの向上対策　◎施設利用促進策 ◎ソフト事業についてのこれまでの取り組み実績 ◎個人情報保護・防災・非常時対応の対策 ◎職員の育成策　　など	３０	２０～４０
◆効率的な管理運営（経済性の追求） ◎管理運営経費の縮減　◎増収対策　　など	３０	２０～４０
◆安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況 ◎建物・設備等の維持管理方針 ◎人員配置　◎雇用条件等の就業環境の整備 ◎これまでの管理実績 ◎一定の財政基盤（財務状況）　　など	３０	２０～４０
◆その他、地域との連携や地域貢献度など ◎地域との連携方策 ◎再委託業務に関する地元企業活用策　　など	１０	０～１０

採点表例

項　目	配　点	５　段　階　評　価					得　点
		極めて優 100%	やや優 75%	普通 50%	やや劣 25%	かなり劣 0%	
□□□□□	5点			●			2．5
□□□□□	１０点				●		2．5
□□□□□	１０点	●					１０．０
□□□□□	２０点		●				１５．０

Ａ　委　員	１００点		

⑶ 審査方法

ア　審査方法については、募集要項で定めた審査基準及び審査方法に基づき、書類審査、面接等の方法で行い、選定委員が総合的に判断し、採点する。

イ　審査は、審査基準によるほか、次の事項に留意の上、実施する。

- 応募者が事業計画の内容を安定して遂行できる能力を有していること。
- 施設の設置目的を達成でき、利用者の安全が確保されること。
- 利用者の平等な利用が確保できるものであること。
- 施設の効率的な利用や経費の縮減が図られるものであること。
- 個人情報の保護が図られるものであること。
- 関係法令が遵守されること。　　等

ウ　県民の平等な利用が図られないことが明らかな場合や、財務状況が極めて不安定な場合は、失格とする場合がある。

エ　選定委員会の会議は、申請団体の各種個別情報が取り扱われること、また、委員会における実質的な審理を確保するため、原則として非公開とする。
（ただし、選定後に議事概要を公表する。）

⑷ 指定管理候補者の決定

選定委員会は、各選定委員の採点を合計した総合点をもとに、指定管理候補者を選定し、知事に報告する。

知事は、選定委員会からの報告を受け、指定管理候補者を決定する。

決定後は、速やかに申請団体全員に対し、結果を通知することとする。

⑸ 選定結果の公表

各部局等は、県ホームページで選定団体や選定理由を公表することとする。

公表内容

〇選定委員会の委員名
〇申請のあった団体名
〇選定された団体名
〇選定の理由
〇申請団体ごとの総合点数（Ａ社・〇〇点という形で示すこととする。）
〇議事概要

公表にあたっての留意事項

応募が２団体となった場合は、選定されなかった団体の採点結果が特定されることになるので、募集の段階で応募者に十分説明する。

※選定結果公表のホームページは、募集時の資料を添付し、次回更新時まで公開する。

⑹ 情報公開への対応

ア　指定管理者の選定手続の公平性、透明性を確保するため、選定の過程や審査結果については、徳島県情報公開条例に基づき、個人情報の保護に留意の上、公開に努めることとする。

イ　指定管理者は、徳島県情報公開条例（平成 13 年徳島県条例第１号）第 31 条の２の規定に基づき、当該施設の管理運営に関する情報の公開を行うため、情報公開に関する規程等を設けなければならない。

徳島県情報公開条例　第３１条の２

県が設置する公の施設（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第 244 条第１項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）を管理する指定管理者（同法第 244 条の２第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関する情報の公開を行うため必要な措置を講じなければならない。

２　実施機関は、指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該指定管理者との間で締結する協定において、前項に規定する指定管理者が講じなければならない措置を明らかにしなければならない。

第４ 指定管理者の指定

１　指定の議決

指定管理者を指定しようとするときは、地方自治法第 244 条の２第６項に基づき、あらかじめ議会の議決を受けるものとする。

地方自治法　第２４４条の２第６項

普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

地方自治法の一部を改正する法律の公布について（平成 15 年7月 17 日付け総行行第 87 号　総務省自治行政局長通知）　第２の１の（３）

指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。

２　債務負担行為の議決

県から管理経費の支出を予定している場合は、議会において、指定する施設毎に当該予算に係る債務負担行為の設定議案について議決を受けるものとする。

ただし、利用者からの料金収入のみで運営され、県の経費の支出を伴わない場合は、この限りでない。

３　指定管理者の指定

指定管理者の指定は議会の議決後、指令で行うこととする。

また、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示する。

指定管理候補者選定後の事務フロー

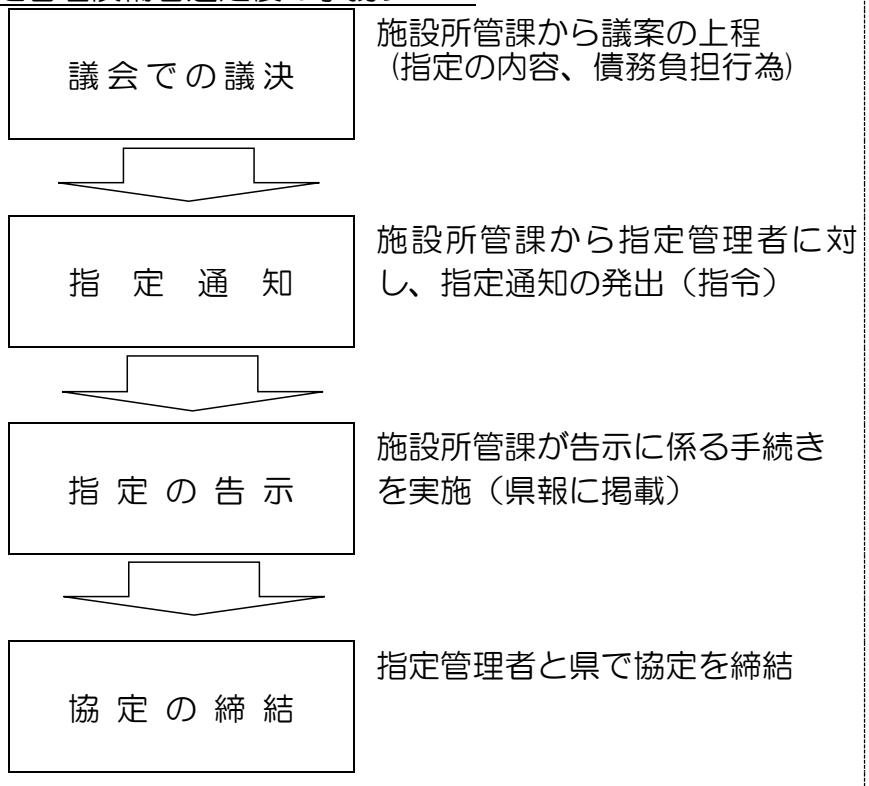

４　協定書の締結

指定をした後、指定管理者に行わせる業務の範囲や支払う委託料の額等の細目的事項を定めるため、指定管理者との間で協定書を締結する。

協定書は、原則として、指定期間を通じた全般的事項を定める協定（**基本協定**）と単年度ごとの詳細事項を定める協定（**年度協定**）の二段階に分けて締結することとするが、指定管理者との協議により指定期間全体を一括して締結することもできるものとする。

協定事項（例）

〇協定期間
〇管理業務の内容、範囲
〇県民サービスを維持向上するための取組事項
〇指定管理料の額、支払時期及び方法、金額の変更方法
〇利用料金
〇管理業務を行うに当たっての情報管理に関する事項
〇管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書の情報の公開
〇事業報告等に関する事項（県への定期・随時の事業報告、立入調査）
〇施設の修繕
〇事業の継続が困難になった場合の措置
〇指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
〇指定期間満了時における原状回復義務
〇指定管理者の損害賠償義務
〇個人情報の保護
〇文書管理に関する事項
〇業務の引継ぎに関する事項
〇その他県が必要と認める事項

個人情報の保護について

実施機関は、個人情報取扱事務の全部若しくは一部を実施機関以外のものに委託するとき、又は指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該委託に係る契約又は当該指定管理者との間で締結する協定において、委託を受けたもの又は指定管理者が講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

第５ 指定管理者制度導入後の対応

１　事業報告書

⑴ 指定管理者は、原則として**毎年度終了後１か月以内**に、管理業務に関する事業報告書を作成し、県に提出しなければならないこととする。

⑵ 事業報告書には、管理業務の実施状況、施設の利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況、財務諸表等の団体の経営状況などを記載することとする。

地方自治法　第２４４条の２第７項

　指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

２　業務に関するモニタリング

施設管理に係る運営上の課題等を発見し、施設管理の適正化を期すため、また、評価結果を施設の管理運営にフィードバックし、施設の管理運営状況を向上させることを目的にモニタリングを実施する。

評価結果を指定管理料や次期選定等に反映することを目的化しないよう留意する。

⑴ 指定管理者によるモニタリング（セルフモニタリング）

ア　指定管理者は、施設の管理運営が、当該施設の設置目的や協定書・募集要項、業務要求水準書等に沿って行われているか、自ら設定した目標値の達成状況はどのようになっているか等月別の管理運営状況について、自己点検を行い、月次報告書を取りまとめの上、県へ提出する。

　なお、月次報告によることが特に必要でないと判断される施設については、２～３か月毎に報告する等適当な期間を設定した上で報告する。

イ　指定管理者は、利用者アンケートやホームページ等での意見募集を行い、利用者ニーズの把握や施設運営の改善点の把握に努め、利用者サービスの向上を図るものとする。

⑵ 県によるモニタリング

ア　施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、管理業務や経理状況に関する報告を求めるとともに、**随時、実地調査を実施**し、必要な指示を行う。

調査項目例

〇管理経費の支出状況
〇利用料金の収入状況
〇利用実績（利用者数等）
〇施設の管理運営状況
〇セルフモニタリングの評価結果　　等

イ　事業報告書の内容や業務運営状況、実地調査の結果等から、指定管理者の運営に問題があると認められる場合には、速やかに運営内容の改善について指示する。

指定管理者は、第三者に業務を委託できるか

管理に係る業務を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委託又は請け負わせることはできない。

ただし、県の承諾を受け、業務の一部を第三者に委託又は請け負わせることはできる。

３　指定管理者の組織体制の変更に伴う手続

指定管理者として指定された団体の法人格が変更される場合は、原則として議会の議決を経た上で再度指定を行うものとする。

ただし、指定の根拠となる事項（団体の特性や経営基盤、構成する人員及び事業計画等）及び管理運営体制に変更がなく、団体としての同一性を持って存続する場合はこの限りではない。

指定管理団体から、統合・合併などにより法人格の変更又は消滅が生じることが見込まれる旨の報告を受けた場合、財政課に協議を行うものとする。

なお、指定管理者として指定される前に団体の法人格が変更される場合は、これらに準じて手続を行うものとする。

再度指定の手続

現在の指定管理者から、組織体制の変更の届出（規則第４条）

↓

変更後の組織体制の調査

↓

団体としての同一性なし

↓

・指定の取消しの申出
・変更後の団体や事業計画の概要に係る資料の提出

↓

選定委員会における審査

↓

議会の議決

↓

再度指定　（指定期間は、変更前の指定管理者の残期間）

団体としての同一性あり

↓

指定管理者として継続
（協定書の変更）

⑴再度指定等の申請に係る提出書類

指定管理者指定申請書に準じる。

⑵選定委員会における評価の視点

ア　統合・合併までの流れに問題がなく、権利義務が適切に引き継がれているか。
イ　統合・合併後も、安定した財務・経営状況や人員体制が確保されているか。
ウ　事業計画書に重要な変更がなく、変更前と同様に管理運営が行えるか。
エ　その他、所管部局長が必要と認める事項。

⑶再度指定の議決

ア　直近の定例会に議案を提出する。
イ　指定管理業務を空白期間なく継続して行う必要があるため、再議決を得る時間的余裕がない場合、変更後の団体の設立日をもって、当該施設の指定管理者として再指定することについて専決処分を行うこともできる。その場合、直近の定例会において報告し、承認を求める。

４　指定の取消し・管理業務の停止

指定管理者が知事の指示に従わないときや、管理を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

地方自治法　第244条の２第11項

普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

指定の取消し等となる事由例

〇法令又は協定に違反した場合
〇協定上の業務を放棄した場合
〇管理運営業務の全部又は一部を履行しない場合
〇団体が、暴力団となった場合及び暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にある団体となった場合
〇役員のうちに、暴力団の構成員等がいる団体となった場合
〇事業報告書の提出に応じない場合、虚偽の報告を行った場合、県の調査に応じない又は妨げた場合
〇指定申請書又は添付書類の内容に虚偽があることが判明した場合
〇指定管理者の経営状況の悪化等により、施設の管理業務を行うことが不可能又は著しく困難となった場合
〇組織的な違法行為が行われるなど、施設の管理業務を行わせておくことが社会的に不適当と判断される場合
〇その他業務を継続することが適当でないと知事が認める場合

５　安全管理・危機管理の徹底

指定管理者は、自然災害、人為災害、事故等のあらゆる非常事態に備え、マニュアルを作成し、業務に従事する者の指導に努めることとする。

また、災害発生後、施設利用者が一時的に施設にとどまる可能性を想定した対応（備蓄のあり方を含む）について検討を行い、必要に応じマニュアルに定めておくよう指定管理者に指示する。

損害賠償の考え方はどのようになっているか

指定管理者の責めに帰すべき事由により、県又は第三者に損害が発生し、かつその損害が賠償対象になった場合には、指定管理者が賠償しなければならない。

ただし、県の責めに帰すべき事由により第三者又は指定管理者に生じたものについては、県が負担する。

指定管理者の故意又は過失により、施設又は設備を損傷した場合には、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。

ただし、指定管理者の責めによらない事故・火災等による施設等の損傷は、県が費用負担する。（修復に著しく多額の費用、期間を要する場合にはこの限りではない。）

備蓄のあり方について

災害時の備蓄については、在庫備蓄のみならず、流通備蓄での対応や、避難所指定施設の場合は、市町が配備している備蓄の流用等といった事も考えられる。

各施設の利用状況等に応じた対応方法を検討し、在庫備蓄が必要な場合には「管理運営業務要求水準書」等に記載し、募集時に周知しておく。

６　避難所の開設及び運営への対応

指定管理者に対して、災害発生時等における迅速な避難所の開設に備え、緊急時の連絡体制や夜間・休日等施設が施錠されている際の開錠体制、避難所となった場合の対応等をマニュアルに定めておくよう指示する。

（指定されていないが避難所となる可能性がある施設についても、可能な限り定めておく）

指定管理者への周知

管理施設が避難所として指定されており、避難所開設・運営への協力が必要であることを「管理運営業務要求水準書」等に記載し、募集時に周知しておく。

記載例 →「指定管理者は、本施設が○○市の指定避難所として指定されていることを踏まえ、避難所の開設及び運営等に対し協力すること。」

７　適正な業務引継の徹底

指定管理者の変更に際し、前指定管理者及び新規指定管理者は、不十分な業務引継が事故等の原因とならないよう、懸案事項等の引継が十分になされるよう留意するものとする。

附則
この運用マニュアルは、平成 21 年８月 27 日から施行する。

附則
この運用マニュアルは、平成 22 年４月１日から施行する。

附則
この運用マニュアルは、平成 23 年２月１日から施行する。

附則
この運用マニュアルは、平成２４年４月１日から施行する。

附則
この運用マニュアルは、平成 30 年６月１日から施行する。

附則
この運用マニュアルは、令和２年４月１日から施行する。

附則
この運用マニュアルは、令和２年１２月１日から施行する。

附則
この運用マニュアルは、令和３年４月１日から施行する。

附則
この運用マニュアルは、令和５年４月２５日から施行する。

附則
この運用マニュアルは、令和６年４月１日から施行する。

（参考１）

○地方自治法（抜粋）

（公の施設）

第二百四十四条

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

２　普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

３　普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二

普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

２　普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

３　普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

４　前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

５　指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

６　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

７　指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

８　普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

９　前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10　普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11　普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第二百四十四条の三

普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2　普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3　前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て）

第二百四十四条の四

普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2　第百三十八条の四第一項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

3　普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

4　普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5　議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

6　公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

（参考２）

○徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成十六年十月二十九日
徳島県条例第五十号
徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例をここに公布する。
徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

(趣旨)
第一条
　この条例は、県が設置する地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十四条第一項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)に係る法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)
第二条
　法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって指定管理者の指定を受けようとするものは、規則、教育委員会規則又は企業管理規程(以下「規則等」という。)で定める申請書に公の施設の管理の業務に関する事業計画書(以下「事業計画書」という。)その他規則等で定める書類を添えて、管理を行おうとする公の施設を所管する知事、教育委員会、公営企業管理者又は病院事業管理者(以下「知事等」という。)に、知事等が指定する期間内に申請しなければならない。
(平一六条例六四・一部改正)

(指定管理候補者の選定)
第三条
　知事等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準により総合的に審査し、最も適当と認める法人等を当該申請に係る公の施設の指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)として選定するものとする。
一　事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
二　事業計画書の内容が、当該公の施設の設置の目的を効果的に達成するとともに、その適正な管理が図られるものであること。
三　当該申請をした法人等が、事業計画書に基づく当該公の施設の管理を安定して行うことができる財政的基礎及び技術的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
四　その他知事等が当該公の施設の設置の目的を達成するために必要と認める事項

(指定管理候補者の選定の特例)
第四条
　知事等は、他の条例に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、前二条に規定する手続によらないで指定管理候補者を選定することができる。
一　第二条の規定による申請がなかったとき。
二　前条の規定による審査の結果、指定管理候補者として選定することが適当と認められる法人等がなかったとき。

三　法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者が指定を取り消された等の場合であって、公の施設の適正な管理を行うため緊急を要し、前二条に規定する手続により指定管理候補者を選定するいとまがないとき。

２　前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、知事等は、選定しようとする法人等に対して事業計画書その他規則等で定める書類の提出を求め、前条各号に掲げる選定の基準により総合的に審査するものとする。

(指定管理者の指定)

第五条

知事等は、第三条又は前条の規定により選定した指定管理候補者を、法第二百四十四条の二第六項の議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。

(指定管理者の指定等の告示)

第六条

知事等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

２　前項の規定は、法第二百四十四条の二第十一項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(原状回復)

第七条

指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又はその指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、直ちに、その管理を行わなくなった公の施設の施設、物品等を原状に回復しなければならない。ただし、知事等がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第八条

指定管理者は、その管理する公の施設の施設、物品等をき損し、又は亡失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事、公営企業管理者又は病院事業管理者は、当該き損又は亡失がやむを得ない理由によるものであると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(平一六条例六四・一部改正)

(委任)

第九条

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事等が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成一六年条例第六四号)

(施行期日)

１　この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

２　この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の徳島県情報公開条例、徳島県個人情報保護条例及び徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(以下「改正前の条例」と総称する。)の規定により知事が

した処分その他の行為で現にその効力を有するもので、施行日以後においては改正後の徳島県情報公開条例、徳島県個人情報保護条例及び徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(以下「改正後の条例」と総称する。)の相当規定により病院事業管理者が行うこととなる事務に係るものは、改正後の条例の規定により病院事業管理者がした処分その他の行為とみなす。

３　施行日前に改正前の条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で施行日以後においては病院事業管理者が処理することとなる事務に係るものは、改正後の条例の相当規定により病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為とみなす。

（参考３）

○徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成十六年十二月十日
徳島県規則第六十七号

徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則を次のように定める。

徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

(趣旨)
第一条
　この規則は、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年徳島県条例第五十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者指定申請書等)
第二条
　条例第二条に規定する規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。
２　条例第二条に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一　定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
二　申請の日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書その他経営内容を明らかにする書類。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人その他の団体にあっては、その設立時における財産目録
三　その他知事が必要と認める書類
(平一七規則九・一部改正)

(選定の特例に係る提出書類)
第三条
　条例第四条第二項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一　定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
二　書類の提出の日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書その他経営内容を明らかにする書類。ただし、書類の提出の日の属する事業年度に設立された法人その他の団体にあっては、その設立時における財産目録
三　その他知事が必要と認める書類
(平一七規則九・一部改正)

(変更の届出)
第四条
　指定管理者は、名称若しくは主たる事務所の所在地又は代表者を変更したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成一七年規則第九号)

この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

別記様式(第２条関係)
(平１７規則９・令３規則２１.一部改正)

指定管理者指定申請書

年　　月　　日

徳島県知事　　殿

申請者　名称
主たる事務所の所在地
連絡先の電話番号
代表者の氏名

次の公の施設について指定管理者の指定を受けたいので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第２条の規定により申請します。

公の施設の名称

添付書類

１　事業計画書
２　定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
３　申請の日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書その他経営内容を明らかにする書類
４　その他知事が必要と認める書類

指定管理者制度導入施設に係るモニタリング指針

令和６年４月

財政課

目次

１　趣旨

２　指定管理者によるモニタリング（セルフモニタリング） ---------- １
1)日報
2)月次報告
3)事業報告書
4)利用者等の意見把握

３　県によるモニタリング ---------- ２
1)書類調査
2)実地調査
3)モニタリング結果

４　改善指導等 ---------- ２
1)一般的改善指導
2)行政処分

５　その他の報告事項 ---------- ３
1)事故等発生時の報告
2)苦情等の報告

６　その他 ---------- ３

モニタリングに係るフロー図 ---------- ４

様式１ 指定管理者業務モニタリングシート ---------- ５

様式２ 指定管理業務に関する改善指示書 ---------- １１

指定管理者制度導入施設に係るモニタリング指針

１ 趣旨

この指針は、指定管理者制度導入施設における施設の適正な管理運営とサービス水準の維持・向上を図るため、「指定管理者制度に係る運用マニュアル」第５の２に規定する業務に関するモニタリングについて、必要な事項を定めるものである。

担当部局にあっては、この指針に基づき適正にモニタリングを実施することにより、公の施設の管理に係る指定管理者の管理状況を的確に把握し、問題等がある場合には改善指導を行い、施設の適正な管理運営や利用者サービスの向上等に資することとする。

２ 指定管理者によるモニタリング（セルフモニタリング）

指定管理者は、日常・定期的に行う施設の清掃、機器の点検、安全管理等の他、施設の利用状況や料金の収納状況等について、日報や月報として記録を行う。

この時、自己評価を併せて実施することにより、管理運営に係る問題点を的確に把握し、一層のサービス向上等につなげていくよう努める。

1)日報

指定管理導入施設に係る日々の管理状況について、指定管理者が自ら記録し、業務内容を確認できる資料となる。現場で発生した事故や課題を記録し、県に正確に伝えるためにも必要とされる。

また、日報を確認することにより、管理責任者が業務全体の状況について把握することができ、施設に係る不具合の兆候把握等により、事故防止につなげていく等、有効な活用が期待される。

2)月次報告

事業計画書に記載した目標値の達成状況などについて、自己点検を行い、月次報告書として毎月取りまとめ、原則として翌月１０日までに県に提出する。

なお、月次報告によることが特に必要でないと判断する施設については、２～３か月毎に報告する等適当な期間を設定した上で報告する。

3)事業報告書

事業報告書については、年度終了時に指定管理者が自ら、利用状況、収支状況、事業実績、利用者アンケート結果等について整理を行い、事業報告書として取りまとめの上、翌年度４月末までに県に提出する。

4)利用者等の意見把握

指定管理者は、利用者等の意見や要望等を把握するため、定期的（原則年１回以上）にアンケート調査等を実施し、その結果を月次報告又は事業報告書に添付し報告する。

「指定管理者制度に係る運用マニュアル第５の２」規定内容

(1) 指定管理者によるモニタリング（セルフモニタリング）

ア　指定管理者は、施設の管理運営が、当該施設の設置目的や協定書・募集要項、業務要求水準書等に沿って行われているか、自ら設定した目標値の達成状況はどのようになっているか等月別の管理運営状況について、自己点検を行い、月次報告書を取りまとめの上、県へ提出する。

なお、月次報告によることが特に必要でないと判断される施設については、２～３か月毎に報告する等適当な期間を設定した上で報告する。

イ　指定管理者は、利用者アンケートやホームページ等での意見募集を行い、利用者ニーズの把握や施設運営の改善点の把握に努め、利用者サービスの向上を図るものとする。

３　県によるモニタリング

県は、基本協定書等に基づき、指定管理者から事業報告書等の提出を受け、内容確認を行うとともに、実地調査を実施し、広い視野で総合的な履行確認を行うことにより、指定管理者の管理運営業務に係る監視機能の役割を果たす。

1)書類調査

担当部局は、指定管理者から提出された月次報告や事業報告書等について、提出を受けた後、速やかに内容確認を行う。

2)実地調査

担当部局は、書類調査に加え、随時、実地調査を行うこととする。

実地調査を行う場合には、調査の透明性や公平性を確保するため、指定管理者の立ち会いのもと、担当部局の者２名以上で実施することが望ましい。

また、指定管理者から提出された報告書類及び実地調査結果については、指定管理者の管理運営状況の経過を把握するため、担当部局において適正に保管する。

「指定管理者制度に係る運用マニュアル第５の２」規定内容

⑵ 県によるモニタリング

ア　施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、管理業務や経理状況に関する報告を求めるとともに、随時、実地調査を実施し、必要な指示を行う。

3)モニタリング結果

担当部局は、指定管理者のモニタリング結果を、別紙様式１に取りまとめ、翌年度の５月末までに財政課に報告することとする。

財政課は、各担当部局が提出したモニタリング結果を取りまとめの上、県ホームページに掲載し、公表する。

４　改善指導等

県は、指定管理者による管理運営業務の適正な運用に期するため、モニタリング結果等の評価を踏まえ、状況に応じて必要とされる指導等を行う。

1)一般的改善指導

担当部局は､書類調査又は実施調査において改善すべき事項が認められた場合には、指定管理者に連絡し、口頭又は書面を送付の上、改善を指導し、改善結果を報告させる。

2)行政処分

①改善指示

担当部局は、指定管理者の行う業務の内容が、当初の事業計画と著しく不整合がある場合や利用者に対し、正当な理由がないにもかかわらず施設の使用を拒む等、特に早急な改善が必要とされる事項が認められた場合には、地方自治法第２４４条の２第１０項の規定に基づき、必要な指示を行う。（別紙様式２参照）

指示内容例

- 期日までに業務改善計画書の作成を指示
- 業務改善計画書に基づく改善状況の報告を指示　　等

②指定の取り消し等

担当部局は、指定管理者が、法に基づく指示に従わない場合や指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定の取り消しや管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずる。

「指定管理者制度に係る運用マニュアル」規定内容
⑵ 県によるモニタリング
イ　事業報告書の内容や業務運営状況、実地調査の結果等から、指定管理者の運営に問題があると認められる場合には、速やかに運営内容の改善について指示する。

地方自治法第２４４条の２
第 10 項　普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
第 11 項　普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

５　その他の報告事項

次の事項について、県は指定管理者から、随時、報告を受け、所要の指導等を行う。

1)事故等発生時の報告
○　施設において事故等が発生した場合には、指定管理者は直ちに利用者等の安全を第一に考えた対応を図るとともに、その状況等について取りまとめを行い、県へ速報を報告する。
○　県は、指定管理者から事故等の発生について速報の報告を受けた場合には、必要な指導、助言を行う。
○　指定管理者は、必要に応じ、事故発生の原因等について、詳細な調査・分析を行い、その結果を県へ報告する。県は、報告内容を確認するとともに、必要に応じ、指定管理者に対して改善措置を求める。

2)苦情等の報告
○　施設運営に係り、利用者等から苦情等が寄せられた場合には、指定管理者は、苦情等の内容及び対応状況について取りまとめを行い、県に報告する。
○　県は、指定管理者から報告を受けた場合及び利用者等から直接苦情等を受けた場合には、必要に応じて実地調査等を行い、状況確認するとともに、必要に応じて指定管理者に対して改善措置を求める。

６　その他

この指針に基づく取組みに関し、必要な事項については、別に定めることができるものとする。

附則
この指針は、平成 21 年 12 月 16 日から施行する。
附則
この指針は、平成 22 年４月１日から施行する。
附則
この指針は、平成 23 年２月１日から施行する。
附則
この指針は、平成 24 年４月１日から施行する。
附則
この指針は、令和３年４月１日から施行する。
附則
この指針は、令和６年４月１日から施行する。

モニタリングに係るフロー図

☆ 指定管理業務をチェックする３つのシステム ☆
①利用者目線からのチェック（要望・苦情等）
②指定管理者のセルフモニタリング
③県（施設所管課）によるモニタリング

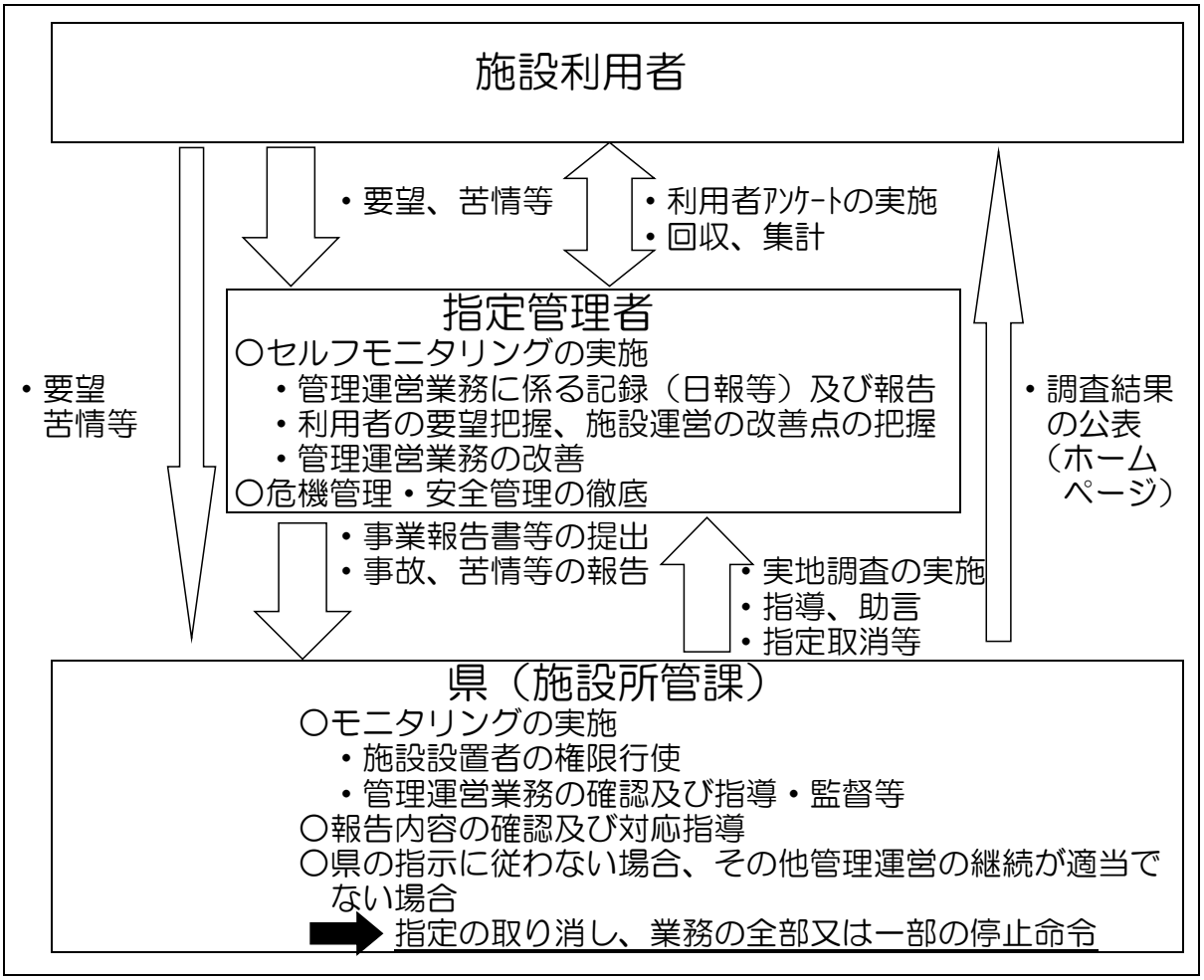

◎　公の施設の適正な管理運営の確保

◎　サービス水準の維持・向上

別紙様式１

年度　指定管理者運営状況点検・評価シート

対象施設名		施設所在地	
指定管理者名		指定期間	年　月　日～　年　月　日
施設所管課	【連絡先】		

１　施設の概要

設置年月日	
設置目的	
施設内容	
利用料金等	
開館日・休館日等	

２　指定管理者の業務

指定管理者の業務内容	

３　施設の管理体制

管理体制	正職員　　名　臨時職員　　名　計　　名

４　施設の利用状況

		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計
利用者数（人）	○○年度													0
	前年度													0
	前々年度													0

		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計
月別利用料金収入（千円）	○○年度													0
	前年度													0
	前々年度													0

							計
施設毎利用料金収入（千円）	○○年度						
	前年度						
	前々年度						

５　収支の状況

（単位：千円）

項　目		年度	年度（前年度）	年度（前々年度）
収入	指定管理料			
	利用料金収入			
	事業収入			
	その他			
	計			
支出	人件費			
	管理運営費			
	事業費			
	その他			
	計			
収支				

６　コスト削減・サービス向上に関する取組状況

コスト削減の取組	
サービス向上の取組	

７　自主事業の取組状況

自主事業取組状況	

８　管理運営業務に係る点検・評価

項　　目	評　価	点　検　結　果
①利用者ニーズの把握・分析と利用促進 ・利用者ニーズの把握 ・利用者ニーズへの対応 ・施設の利用促進		
②自主事業 ・計画した自主事業の実施		
③適正な維持管理 ・施設の保守管理・修繕 ・年間作業計画に基づく適正な維持管理 ・県備品等の適正な管理		
④収支計画 ・収支計画の達成状況 ・コスト削減の状況 ・外部委託の状況		
⑤管理運営体制等 ・管理運営業務計画書 ・職員の配置、研修計画 ・諸規程の整備 ・利用料金の徴収、減免 ・モニタリングの実施状況		
⑥職員体制 ・職員の労働条件		
⑦地域への貢献 ・地元雇用の状況 ・地元企業への業務委託		
⑧地域との連携 ・地元団体等との連携		
⑨安全管理 ・安全管理体制、事故防止体制 ・災害等発生時の対応体制 ・マニュアルの整備、職員教育 ・個人情報保護への適正対応		

項　　目	評　価	点　検　結　果
⑩環境への配慮 ・環境対策の状況		
⑪その他 ・関係法令の遵守状況 ・情報公開請求への対応体制		
総合評価		

〈評価指標〉　Ｓ：協定書の内容や目標を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
Ａ：概ね協定書の内容どおりの成果があり、適正な管理が行われている。
Ｂ：協定書の内容や目標を下回る項目があり、さらなる工夫や努力が求められる。
Ｃ：管理運営が適正に行われたとは認められず、改善を要する。

※　項目については、事業計画書と整合性をはかる。

９　その他（今後の課題及び対応等）

「管理運営業務に係る点検・評価」のチェックポイント（例示）

チェック項目	番号	チェックポイント	可否
利用者ニーズの把握・分析と利用促進	1	利用者ニーズを把握するため、アンケート調査等を実施しているか。	
	2	利用者協議会、連絡会議等を開催し、ニーズの把握を行っているか。	
	3	把握した利用者ニーズに対して、適切な対応が図られたか。	
	4	施設の利用促進は図られているか。	
	5	インターネットやパンフレット等を活用した情報発信は出来ているか。	
	6	その他計画書の記載事項が履行できているか。	
自主事業	1	計画した自主事業が実施できているか。	
	2	自主事業の実施方法は適正か。	
	3	効果的な自主事業となっているか。	
	4	指定管理業務の実施に影響していないか。	
	5	その他計画書の記載事項が履行できているか。	
適正な維持管理	1	年間作業計画表に基づき、適正な維持管理が行われているか。	
	2	施設等の修繕は適正に実施されているか。	
	3	備品等に過不足は発生していないか。	
	4	備品等を購入又は調達したときに、速やかに県に報告しているか。	
	5	その他計画書の記載事項が履行できているか。	
収支計画	1	収支状況は、収支計画とかけ離れていないか。	
	2	職員で実施できるものはできるだけ直営にするなど維持管理費の削減に取り組んでいるか。	
	3	事務所運営について、通信費、消耗品費など各種費用についてコスト削減が図られているか。	
	4	外部委託業務については、業務品質の低下を招くことがないよう留意しながらコスト削減が図られているか。	
	5	施設の稼働率や利用者数は、事業計画や過去の実績から著しく低調となっていないか。	
	6	その他計画書の記載事項が履行できているか。	
管理運営体制等	1	県が確認した管理運営体制に基づき、業務を遂行しているか。また、管理運営体制に変更が生じた場合は、県と協議を行っているか。	
	2	県の承認を得た管理運営業務計画書に基づく管理を行っているか。	
	3	管理運営業務水準（要求水準書並びに県が別途承認する指定管理者の管理運営業務体制報告書及び管理運営業務計画書に記載される水準をいう。）は達成できているか。	
	4	管理運営に係る責任者を配置しているか。	
	5	防火管理者、危険物取扱者など、法で定める有資格者を配置し、安全で適正な業務遂行に努めているか。	
	6	関係法令に基づく処理（法定点検、届出、資格者の配置等）は適正に行われているか。	
	7	職員の技術力や能力育成のため、法人研修会、職場内研修会、関係機関の実施する研修会等に積極的に参加させているか。	
	8	業務内容の確認のため、セルフモニタリングを実施し、適正に県に報告しているか。	
	9	事業報告書を事業年度終了後１か月以内に県に提出しているか。	
	10	クレーム処理は適正に行われているか。また、記録・報告等は適正に行われているか。	

チェック項目	番号	チェックポイント	可否
	11	近隣対策について、適正に行われているか。	

チェック項目	番号	チェックポイント	可否
管理運営体制等	12	管理運営、経理に係る諸帳簿は整備されているか。	
	13	諸規程の整備はできているか。	
	14	管理運営業務に係る会計は、独立会計制により明確に区分されているか。	
	15	事故防止のため、経理に係るチェック体制が整備できているか。	
	16	利用料金の徴収は適正に行われているか。（利用量と料金が合っているか。）	
	17	施設の目的外使用にあたって、県の許可を得ているか。	
	18	情報管理を徹底しているか。（一般に公開していない事項を外部に漏らしていないか等）	
	19	外部委託手続きは適正に行われているか。 ・県の承諾なしに委託していないか。 ・外部委託契約は適正に締結しているか。 ・外部委託契約の方法、契約額等は適正か。	
	20	その他計画書の記載事項が履行できているか。	
職員体制	1	職員の労働条件について、事業計画書に記載した内容どおり確保されているか。	
	2	その他計画書の記載事項が履行できているか。	
地域への貢献	1	地元雇用に努めているか。	
	2	物品調達については、地元企業からの調達に努めているか。	
	3	地元企業への業務委託に努めているか。	
	4	その他計画書の記載事項が履行できているか。	
地域との連携	1	利用者協議会、連絡会議等を設立し、開催しているか。	
	2	各種関係団体と連携して業務を行っているか。	
	3	その他計画書の記載事項が履行できているか。	
安全管理	1	自然災害、人身災害、事故等のあらゆる非常事態に備え、あらかじめマニュアルを作成し、職員への指導がなされているか。	
	2	災害発生時、警報発令等の初動対策、応急対策、事後対策、再発防止策について体制を整えているか。	
	3	事故等発生時の対応は、適切に実施できているか。	
	4	施設の損害事故に備え、賠償責任保険に加入しているか。	
	5	個人情報保護の体制が適正に整備され、また職員に周知されているか。	
	6	その他計画書の記載事項が履行できているか。	
環境への配慮	1	環境への配慮のための取組みを実施しているか。	
	2	その他計画書の記載事項が履行できているか。	
その他	1	指定取消要件に該当していないか。	
	2	徳島県情報公開条例に基づく、情報公開に関する規程等を設けているか。	
	3	各種法令等に違反した状況となっていないか。	
	4	その他計画書の記載事項が履行できているか。	

チェック項目	番号	チェックポイント	可否

※　チェックポイントについては、例示を参考に指定管理者が提出した計画書を確認の上、各施設毎に設定してください。

別紙様式２

〇〇第〇〇〇号
〇年〇月〇日

〇〇施設 指定管理者
〇〇〇団体　〇〇〇〇　様

徳島県知事

指定管理業務に関する改善指示書（通知）

〇〇年〇〇月〇〇日付けで締結した「〇〇施設の管理運営に関する基本協定書」に定める指定管理業務に関し、管理運営業務要求水準書に定めた水準が充足されていないと認められる業務があるため、地方自治法第２４４条の２第１０項の規定に基づき、次のとおり業務改善を指示します。

内容を確認の上、速やかに業務改善計画を作成し、〇年〇月〇日までに県へ提出してください。併せて、計画の履行により、業務改善を図り、改善結果を報告してください。

なお、指示した業務改善がなされない場合は、同法第２４４条の２第１１項に基づく指定の取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があることを申し添えます。

１　水準が充足されていないと認められる業務の内容

２　水準が充足されていないと認められる業務の原因

３　業務改善指示の内容

問い合わせ先
徳島県〇〇〇部〇〇〇課〇〇担当　〇〇
電話　　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇
ﾌｧｸｼﾐﾘ　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇